

地方税法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

第一条による改正（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号））

改正案	現行
<p>（法人の市町村民税に関する規定の都への準用）</p> <p>第一条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、前条の規定にかかわらず、第十条の二の六及び第十条の二の九の規定を準用する。この場合において第十条の二の六中「市町村民長」とあるのは「都知事」と読み替えるものとする。</p> <p>（供託することができる振替債）</p> <p>第一条の四の二 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「政令」という。）第六条の十第一項に規定する総務省令で定める振替債は、振替国債（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）とする。</p> <p>（確定申告書の附記事項等）</p> <p>第二条の三 略</p> <p>2 法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の規定により確定申告書に附記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 略</p>	<p>（法人の市町村民税に関する規定の都への準用）</p> <p>第一条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、前条の規定にかかわらず、第十条の二の五及び第十条の二の八の規定を準用する。この場合において第十条の二の五中「市町村民長」とあるのは「都知事」と読み替えるものとする。</p> <p>（供託することができる振替社債等）</p> <p>第一条の四の二 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「政令」という。）第六条の十第一項に規定する総務省令で定める振替社債等は、振替国債（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）とする。</p> <p>（確定申告書の附記事項等）</p> <p>第二条の三 略</p> <p>2 法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の規定により確定申告書に附記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 略</p>

- 二 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る道府県民税及び市町村民税の徴収の方法
- 三〇六 略
- 七 法第四十五条の二第一項第六号及び第三百十七条の二第一項第六号に掲げる寄附金税額控除額の控除に関する事項

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)

第三条 法人（法第二十四条第六項において法人とみなされるものを含む。以下道府県民税について同じ。）の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類		様式	
(六) 利子割額の都道府県別明細書（法第五十三条第三十三項の書類）	略	第九号の二様式	略
(九) 法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書（法第五十三条第五十項及び第五十一項の届出書）	略	第十二号様式	略

2
略

- 二 給与所得
以外の所得に係る道府県民税及び市町村民税の徴収の方法
- 三〇六 略

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)

第三条 法人（法第二十四条第六項において法人とみなされるものを含む。以下道府県民税について同じ。）の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類		様式	
(六) 利子割額の都道府県別明細書（法第五十三条第三十四項の書類）	略	第九号の二様式	略
(九) 法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書（法第五十三条第四十六項及び第四十七項の届出書）	略	第十二号様式	略

2
略

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第三条の二の二 令第九条の八の六第二号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

二 行政機関、金融機関その他第三者のあつせんによる当事者間の協議による前号に準ずる内容の契約の締結

2 法第五十三条第四十三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 請求をする法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 請求をする法人の代表者の氏名及び住所又は居所

三 法第五十三条第四十二項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

四 銀行又は郵便局において還付を受けようとするときは、当該銀行又は郵便局の名称及び所在地

五 その他参考となるべき事項

(法第五十三条第四十八項の書類等の保存)

第三条の三 法第五十三条第三十一項の規定による控除、同条第四十五項の規定による充当又は同条第四十六項の規定による還付を受ける法人は、その支払を受ける利子等につき法第二章第一節第四款の規定により課された利子割額に係る利息計算書その他の書類又は帳簿を整理し、七年間、これを当該法人の事務所又は事業所の所在地に保存するものとする

(法第五十三条第四十四項の書類等の保存)

第三条の三 法第五十三条第三十二項の規定による控除、同条第四十一項の規定による充当又は同条第四十二項の規定による還付を受ける法人は、その支払を受ける利子等につき法第二章第一節第四款の規定により課された利子割額に係る利息計算書その他の書類又は帳簿を整理し、七年間、これを当該法人の事務所又は事業所の所在地に保存するものとする

（法第五十三條第五十項の届出）

第三條の三の二 法第五十三條第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七十四條第一項（同法第百四十五條において準用する場合を含む。）の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三條第五十項の規定による届出をしなければならない。

一 三 略

（法第五十三條第五十一項の届出）

第三條の三の三 法第五十三條第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一條の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人及び当該法人との間に同法第二條第十二號の七の五に規定する連結完全支配関係がある同法第十二號の七の三に規定する連結子法人（当該法人が同法第八十一條の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四條の三十項又は第十一項の規定により同法第四條の二の承認があつたものとみなされた法人を除く。）は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三條第五十一項の規定による届出をしなければならない。

一 三 略

2 法第五十三條第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一條の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が

（法第五十三條第四十六項の届出）

第三條の三の二 法第五十三條第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七十四條第一項（同法第百四十五條において準用する場合を含む。）の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三條第四十六項の規定による届出をしなければならない。

一 三 略

（法第五十三條第四十七項の届出）

第三條の三の三 法第五十三條第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一條の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人及び当該法人との間に同法第二條第十二號の七の五に規定する連結完全支配関係がある同法第十二號の七の三に規定する連結子法人（当該法人が同法第八十一條の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四條の三十項又は第十一項の規定により同法第四條の二の承認があつたものとみなされた法人を除く。）は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三條第四十七項の規定による届出をしなければならない。

一 三 略

2 法第五十三條第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一條の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が

同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の第三十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人は、次の各号に掲げる承認、処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第五十一項の規定による届出をしなければならない。

一～三 略

(法第六十五条の二第一項の請求の手続等)

第三条の六 道府県は、次の表の上欄に定める期間内に提出のあつた法人

の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第三十一項(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。))又は第百二条第一項(同法第百十九条の規定の適用がある場合を除く

。)の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に適用する場合を除く。)の規定により控除し、法第五十三条第四十五項の規定により充当し、又は同条第四十六項の規定により還付し、若しくは充当した利子割額に相当する金額(同表の上欄に定める期間内に同条第二十七項若しくは第二十八項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、法第五十三条第三十一項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加し、又は減少した額を含む。)のうち他の道府県が課した利子割額に相当する金額の請求及び他の道府県から請求を受けた金額の支払(法第六十五条の二第二項の規定により相殺が行われる場合には当該相殺後の金額の支払)は同表の下欄に定める月の末日

同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の第三十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人は、次の各号に掲げる承認、処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第四十七項の規定による届出をしなければならない。

一～三 略

(法第六十五条の二第一項の請求の手続等)

第三条の六 道府県は、次の表の上欄に定める期間内に提出のあつた法人

の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第三十二項(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。))又は第百二条第一項(同法第百十九条の規定の適用がある場合を除く

。)の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に適用する場合を除く。)の規定により控除し、法第五十三条第四十一項の規定により充当し、又は同条第四十二項の規定により還付し、若しくは充当した利子割額に相当する金額(同表の上欄に定める期間内に同条第二十七項若しくは第二十八項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、法第五十三条第三十二項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加し、又は減少した額を含む。)のうち他の道府県が課した利子割額に相当する金額の請求及び他の道府県から請求を受けた金額の支払(法第六十五条の二第二項の規定により相殺が行われる場合には当該相殺後の金額の支払)は同表の下欄に定める月の末日

までに行うものとする。

2及び3 略

略

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第四条の三の二 令第二十四条の二の五第二号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

二 行政機関、金融機関その他第三者のあつせんによる当事者間の協議による前号に準ずる内容の契約の締結

2 法第七十二条の二十四の十第六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 請求をする法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 請求をする法人の代表者の氏名及び住所又は居所

三 法第七十二条の二十四の十第四項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

四 銀行又は郵便局において還付を受けようとするときは、当該銀行又は郵便局の名称及び所在地

五 その他参考となるべき事項

(更正の請求書の様式)

第六条の五 法人が更正の請求をしようとする場合において、第一条の八

までに行うものとする。

2及び3 略

略

(更正の請求書の様式)

第六条の五 法人が更正の請求をしようとする場合において、第一条の八

、第三条の四（第十条の二の六において準用する場合を含む。）、第五条の二又は前条第一項の規定により提出しなければならない書類又は文書は、道府県民税又は事業税若しくは地方法人特別税については第十号の三様式、市町村民税については第十号の四様式によるものとする。

（政令第三十六条の十第一項第四号の総務省令で定める者等）

第七条の三の三 政令第三十六条の十第一項第四号に規定する総務省令で定める者は、同条第二項第三号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第九号に掲げる事業を経営する者とし、政令第三十六条の十第二項第六号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業及び児童の福祉の増進について相談に应ずる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者の更生相談に应ずる事業並びに同項第六号並びに第十二号に掲げる事業を経営する者又はこれらの事業を営営することが確実にであると見込まれる者とする。

2及び3 略

（政令第三十七条の二の三の施設）

、第三条の四（第十条の二の五において準用する場合を含む。）、第五条の二又は前条第一項の規定により提出しなければならない書類又は文書は、道府県民税又は事業税若しくは地方法人特別税については第十号の三様式、市町村民税については第十号の四様式によるものとする。

（政令第三十六条の十第一項第四号の総務省令で定める者等）

第七条の三の三 政令第三十六条の十第一項第四号に規定する総務省令で定める者は、同条第二項第三号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第九号に掲げる事業を経営する者とし、政令第三十六条の十第二項第六号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業

及び児童の福祉の増進について相談に应ずる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者の更生相談に应ずる事業並びに同項第六号並びに第十二号に掲げる事業を営営する者又はこれらの事業を営営することが確実にであると見込まれる者とする。

2及び3 略

第七条の四の三 政令第三十七条の二の三に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

(政令第三十七条の二の五第二号の宿舍等)

第七条の四の四 政令第三十七条の二の五第二号に規定する総務省令で定める宿舍は、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第一号の療養施設に係る看護師が使用するものとされている宿舍とする。

2 政令第三十七条の二の五第三号に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設（これらの施設のうち独立行政法人労働者健康福祉機構法第十二条第一項第一号の療養施設、同項第二号の健康診断施設、同項第七号のリハビリテーション施設及び同項第八号の納骨堂の利用者の利便に供することを目的とするものを除く。）並びに駐車施設とする。

(法第一百八条第二項の自動車の通常取引価額)

第八条の十四 法第一百八条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した金額は、同項各号に掲げる自動車の取得に係る自動車を自動車の小売販売業者が通常の取引形態により、購入者に対し自由に販売のため提供するものとした場合における当該自動車の販売価額に相当する金額とする。

(自動車取得税に係る申告書等の様式)

(政令第三十七条の二の四第二号の宿舍等)

第七条の四の三 政令第三十七条の二の四第二号に規定する総務省令で定める宿舍は、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第一号の療養施設に係る看護師が使用するものとされている宿舍とする。

2 政令第三十七条の二の四第三号に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設（これらの施設のうち独立行政法人労働者健康福祉機構法第十二条第一項第一号の療養施設、同項第二号の健康診断施設、同項第七号のリハビリテーション施設及び同項第八号の納骨堂の利用者の利便に供することを目的とするものを除く。）並びに駐車施設とする。

第八條の十五 法第二百二十二條第一項の規定によつて提出すべき申告書又は同條第二項の規定によつて提出すべき報告書の様式は、第十六号の九様式によるものとする。

(法第二百二十二條第一項第三号の自動車の取得)

第八條の十六 法第二百二十二條第一項第三号に規定する総務省令で定める自動車の取得は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三條の四第一項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得とする。

(法第二百二十二條第一項第三号の総務省令で定める日)

第八條の十七 法第二百二十二條第一項第三号に規定する総務省令で定める日は、道路運送車両法施行規則第六十三條の四第一項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）とする。

(自動車取得税の修正申告書の記載事項)

第八條の十八 法第二百二十三條第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 納税義務者の氏名又は名称及び住所
- 二 自動車を譲渡した者の氏名又は名称及び住所
- 三 自動車の取得がされた年月日
- 四 自動車の取得の原因

- 五 自動車の種類、用途、車名及び型式
- 六 自動車の定置場
- 七 すでに納付の確定した自動車取得税額
- 八 自動車取得税の課税標準額及び税額
- 九 前号の自動車取得税額に相当する金額から第七号の自動車取得税額に相当する金額を控除した金額
- 十 前各号に掲げるもののほか道府県の条例で定める事項

(自動車の性能が良好でないことに類する理由)

第八条の十九 法第二百二十六条第一項に規定する総務省令で定める理由は、自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることとする。

(法第四百三十三条第一項の総務省令で定める市町村道)

第八条の二十 法第四百三十三条第一項に規定する総務省令で定める市町村道は、渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である市町村道（橋梁を除く。）及び道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定によつて料金を徴収する市町村道とする。

(法第四百三十三条第二項の総務省令で定める道路)

第八条の二十一 法第四百三十三条第二項に規定する総務省令で定める道路は、渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である道路（橋梁を除く。）及び道路整備特別措置法の規定によつて料金を徴収する道路とする。

（道路の延長及び面積の算定）

第八条の二十二 法第四百四十三条第三項本文に規定する道路の延長及び面積は、道路の延長にあつては道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十八条に規定する道路台帳に記載されている道路（同法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいう。）の延長（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の開発道路にあつては、その延長に〇・五を乗じた延長）とし、道路の面積にあつては当該道路の延長に当該道路の路面幅員を乗じて算定するものとする。この場合において、その算定をした数に一メートル又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

2 前項の算定は、毎年度、前年の四月一日現在において行うものとする。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、市町村の廃置分合、大規模な境界変更又は法第四百四十三条第二項の指定市（第八条の二十四第二項及び第八条の二十七第四項において「指定市」という。）の指定等により道路を管理する都道府県又は市町村に変更があつたときは、都道府県知事が必要と認める場合に限り前項及びこの項本文の規定による算定は、その年の四月一日現在における道路の管理者の区分により行うことができる。

（市町村道の延長及び面積の補正）

第八条の二十三 前条の規定によつて算定した市町村道の延長及び面積は

、次項から第六項まで及び第八条の二十五に規定する方法によつて、補正するものとする。

2 市町村道の延長は、次表の上欄に掲げる市町村道の種別に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村道の種別	率
路面幅員四・五メートル以上の市町村道（橋りようを除く。以下この表において同じ。）	〇・九
路面幅員四・五メートル未満の市町村道	一・〇
木橋	四二・〇
橋りよう（木橋を除く。）	一・〇

3 前項の規定によつて補正された市町村道の延長は、更に、当該市町村（特別区を含む。以下この項、第六項及び第八条の二十七において同じ。）に係る市町村道の延長（前条の規定によつて算定した市町村道の延長をいう。）を千メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村の区分	率
五〇人以下のもの	一・〇
五〇人を超え一〇〇人以下のもの	一・三
一〇〇人を超え二五〇人以下のもの	一・五
二五〇人を超え五〇〇人以下のもの	一・七

二〇〇人を超え二五〇人以下のもの	二・〇
二五〇人を超え三〇〇人以下のもの	二・二
三〇〇人を超え三五〇人以下のもの	二・四
三五〇人を超え四〇〇人以下のもの	二・七
四〇〇人を超え四五〇人以下のもの	二・九
四五〇人を超え五〇〇人以下のもの	三・一
五〇〇人を超え五五〇人以下のもの	三・三
五五〇人を超え六〇〇人以下のもの	三・六
六〇〇人を超え六五〇人以下のもの	三・八
六五〇人を超え七〇〇人以下のもの	四・〇
七〇〇人を超え七五〇人以下のもの	四・三
七五〇人を超え八〇〇人以下のもの	四・五
八〇〇人を超え八五〇人以下のもの	四・七
八五〇人を超え九〇〇人以下のもの	五・〇
九〇〇人を超え九五〇人以下のもの	五・二
九五〇人を超え一、〇〇〇人以下のもの	五・四
一、〇〇〇人を超え一、〇五〇人以下のもの	五・六
一、〇五〇人を超え一、一〇〇人以下のもの	五・九
一、一〇〇人を超え一、一五〇人以下のもの	六・一
一、一五〇人を超え一、二〇〇人以下のもの	六・三
一、二〇〇人を超え一、二五〇人以下のもの	六・六
一、二五〇人を超え一、三〇〇人以下のもの	六・八
一、三〇〇人を超えるもの	七・〇

4 第二項の表中木橋とは、前年の四月一日現在において道路法第二十八
 条に規定する道路台帳に記載されている木橋をいう。

5 市町村道の面積は、次表の上欄に掲げる市町村道の種別に応じ、それ
 ぞれ下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村道の種別	率
路面幅員六・五メートル以上の市町村道（橋りようを 除く。以下この表において同じ。）	一・一
路面幅員六・五メートル未満四・五メートル以上の市 町村道	一・〇
路面幅員四・五メートル未満の市町村道	〇・七
橋りよう	一〇・八

6 前項の規定によつて補正された市町村道の面積は、更に、当該市町村
 に係る市町村道の面積（前条の規定によつて算定した市町村道の面積を
 いう。）を千平方メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除し
 て得た数による次表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、下欄に掲げる
 率を乗じて補正するものとする。

市町村の区分	率
一〇人以下のもの	一・〇
一〇人を超え二〇人以下のもの	一・二
二〇人を超え三〇人以下のもの	一・四
三〇人を超え四〇人以下のもの	一・六

四〇人を超え五〇人以下のもの	一・八
五〇人を超え六〇人以下のもの	二・〇
六〇人を超え七〇人以下のもの	二・一
七〇人を超え八〇人以下のもの	二・三
八〇人を超え九〇人以下のもの	二・五
九〇人を超え一〇〇人以下のもの	二・七
一〇〇人を超え一一〇人以下のもの	二・九
一一〇人を超え一二〇人以下のもの	三・一
一二〇人を超え一三〇人以下のもの	三・二
一三〇人を超え一四〇人以下のもの	三・四
一四〇人を超え一五〇人以下のもの	三・六
一五〇人を超え一六〇人以下のもの	三・八
一六〇人を超え一七〇人以下のもの	四・〇
一七〇人を超え一八〇人以下のもの	四・一
一八〇人を超え一九〇人以下のもの	四・三
一九〇人を超え二〇〇人以下のもの	四・五
二〇〇人を超えるもの	四・七

(一 一般国道等の延長及び面積の補正)

第八條の二十四 第八條の二十二の規定によつて算定した一般国道等(法

第四百四十三條第二項に規定する一般国道等をいう。以下この条及び次条第四項において同じ。)の延長及び面積は、次項から第五項まで及び次条に規定する方法によつて補正するものとする。

一般国道等の延長は、法第四百三十三条第二項の指定道府県（以下この条及び第八条の二十七第四項において「指定道府県」という。）に係る一般国道等の延長（第八条の二十二の規定によつて算定した一般国道等の延長をいう。以下この項において同じ。）を千メートルで除して得た数値又は指定市に係る一般国道等の延長を千メートルで除して得た数値で当該指定道府県の人口（当該指定市の人口を除く。以下第四項において同じ。）又は当該指定市の人口を除いて得た数による次表の上欄に掲げる指定道府県又は指定市の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

指定道府県又は指定市の区分	率
一、〇〇〇人以下のもの	一・〇
一、〇〇〇人を超え二、〇〇〇人以下のもの	一・五
二、〇〇〇人を超え三、〇〇〇人以下のもの	一・九
三、〇〇〇人を超え四、〇〇〇人以下のもの	二・三
四、〇〇〇人を超え五、〇〇〇人以下のもの	二・七
五、〇〇〇人を超え六、〇〇〇人以下のもの	三・一
六、〇〇〇人を超え七、〇〇〇人以下のもの	三・六
七、〇〇〇人を超え八、〇〇〇人以下のもの	四・〇
八、〇〇〇人を超え九、〇〇〇人以下のもの	四・四
九、〇〇〇人を超え一〇、〇〇〇人以下のもの	四・八
一〇、〇〇〇人を超え一一、〇〇〇人以下のもの	五・二
一一、〇〇〇人を超え一二、〇〇〇人以下のもの	五・七

一二、〇〇〇人を超え一三、〇〇〇人以下のもの	六・一
一三、〇〇〇人を超え一四、〇〇〇人以下のもの	六・五
一四、〇〇〇人を超えるもの	六・九

3 一般国道等の面積は、次表の上欄に掲げる一般国道等の種別に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

一般国道(橋りようを除く。)	一般国道等の種別		率
	指定区間内の一般国道	指定区間外の一般国道	
高速自動車国道(橋りようを除く。)	砂利道	舗装道	〇・七
	砂利道	舗装道	〇・六
都道府県道(橋りようを除く。)	砂利道	舗装道	一・〇
	砂利道	舗装道	〇・六
橋りよう	砂利道	舗装道	〇・六
	舗装道		〇・五
			四・三

4 前項の規定によつて補正された一般国道等の面積は、更に、当該指定道府県に係る一般国道等の面積(第八条の二十二の規定によつて算定した一般国道等の面積をいう。以下この項において同じ。)を千平方メートルで除して得た数値又は当該指定市に係る一般国道等の面積を千平方メートルで除して得た数値で当該指定道府県の人口又は当該指定市の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる指定道府県又は指定市の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

指定道府県又は指定市の区分	率
五〇人以下のもの	一・〇
五〇人を超え一〇〇人以下のもの	一・二
一〇〇人を超え一五〇人以下のもの	一・四
一五〇人を超え二〇〇人以下のもの	一・六
二〇〇人を超え二五〇人以下のもの	一・八
二五〇人を超え三〇〇人以下のもの	二・〇
三〇〇人を超え三五〇人以下のもの	二・三
三五〇人を超え四〇〇人以下のもの	二・五
四〇〇人を超え四五〇人以下のもの	二・七
四五〇人を超え五〇〇人以下のもの	二・九
五〇〇人を超え五五〇人以下のもの	三・一
五五〇人を超え六〇〇人以下のもの	三・三
六〇〇人を超え六五〇人以下のもの	三・五
六五〇人を超え七〇〇人以下のもの	三・七
七〇〇人を超えるもの	三・九

5 第三項の表中の指定区間とは道路法第十三条第一項に規定する政令で指定する区間をいう。

(人口の定義等)

第八条の二十五 第八条の二十三第三項及び第六項並びに前条第二項及び第四項の人口とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。この場合において、第十三条の三の規定はこれらの項の人口に

ついて準用する。

2| 市町村の昼間人口（従業地、通学地による人口が統計法第八条の規定により公表されている最近の国勢調査の結果による当該人口をいう。以下この条において同じ。）を当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この条において同じ。）で除して得た率が一・一を超える市町村の第八条の二十三第三項及び第六項の人口は、前項の規定にかかわらず、昼間人口から常住人口に一・一を乗じて得た人口を控除した人口の二分の一の人口（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を同項の人口に加えた人口とする。

3| 市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合又は市町村の境界が確定した場合においては、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定後の関係市町村について地方自治法施行令第一百七十七条第一項の規定に基づき都道府県知事が告示した人口を基礎として同項の規定に準じて当該市町村に係る昼間人口及び常住人口に相当する人口として算定した人口をそれぞれ前項の昼間人口及び常住人口とみなして同項の規定を適用する。

4| 前二条の規定により市町村道又は一般国道等の延長又は面積を補正する場合において、第八条の二十三第二項、第五項及び前条第三項の道路の種類ごとの延長若しくは面積の数、これらの項に定める率を乗じた後の数又は第八条の二十三第三項、第六項、前条第二項若しくは第四項に定める率を乗じた後の数に一メートル又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ四捨五入する。

(自動車取得税額の交付額の算定に用いる資料の提出義務)

第八条の二十六 市町村長(特別区の区長を含む。)は、道府県知事の定めるところにより、自動車取得税額の交付額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を当該道府県知事に提出しなければならない。

(交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第八条の二十七 道府県は、法第百四十三条第一項の規定によつて市町村に対し自動車取得税額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合においては、当該錯誤に係る額を発見した日以後最初に到来する交付時期(当該錯誤に係る額がこの項後段に規定するものである場合には、当該錯誤に係る額を発見した日の属する年度における最後の交付時期)において当該交付すべき額に加算し、又はこれを減額するものとする。

この場合において、当該市町村に係る市町村道の延長又は面積(第八条の二十三の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下この項において同じ。)に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式によつて得た率(小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を錯誤があつた年度において当該市町村に交付した自動車取得税額に乗じて得た額とする。

(一) (錯誤を修正した後の市町村道の延長－錯誤を修正する前の市町村道の延長) / 錯誤を修正する前の市町村道の延長) + (錯誤を修正した後の市町村道の面積－錯誤を修正する前の市町村道の面積) / 錯誤を修正す

る前の市町村道の面積) × (1/2)

2| 前項の場合においては、同項の交付時期において各市町村に交付する額は、政令第四十二条の九第二項の規定によつて当該交付時期に交付すべき額から前項の加算すべき額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額を加算して得た額を当該交付時期に交付する政令第四十二条の九第二項の交付額として算定した各市町村に交付すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該交付すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

3| 第一項後段の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該錯誤に係る額とする。

4| 第一項前段の規定は、指定道府県が法第四十三条第二項の規定によつて指定市に対し自動車取得税額を交付する場合について準用する。

(軽油引取税に係る納入申告書等の様式)

第八条の二十八 軽油引取税について、次の表の上欄に掲げる納入申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

納入申告書等の種類	様式
(一) 法第四十四条の十四第二項の納入申告書	第十六号の十様式
(二) 法第四十四条の十六第一項の証票	第十六号の十一様式
(三) 法第四十四条の十八第二項の申告書	第十六号の十二様式
(四) 法第四十四条の二十一第六項の免税証	第十六号の十三様式

(五)	法第百四十四条の三十第一項の申請に用いる申請書	第十六号の十四様式
(六)	政令第四十三条の四第二項の免税軽油譲渡届出書及び免税軽油譲渡承認書	第十六号の十五様式
(七)	政令第四十三条の十五第二項の免税軽油使用者証の交付申請書	第十六号の十六様式 第十六号の十七様式
(八)	政令第四十三条の十五第二項の書面	第十六号の十八様式
(九)	政令第四十三条の十五第三項の免税軽油使用者証	第十六号の十九様式 第十六号の二十様式
(十)	政令第四十三条の十五第十二項の免税証の交付申請書	第十六号の二十一様式
(十一)	政令第四十三条の十五第十二項の明細書	第十六号の二十二様式
(十二)	政令第四十三条の十五第十四項の免税証の交付申請の届出書	第十六号の二十三様式
(十三)	政令第四十三条の十五第十七項の通知書	第十六号の二十四様式

(法第百四十四条の七第一項第一号の基準)

第八条の二十九 法第百四十四条の七第一項第一号に規定する総務省令で

定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二十三条第一項の規定による届出を適正に行つた者であること。
- 二 次のいずれかに該当すること。
 - イ 最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリツ

トル以上であること。

ロ 石油の備蓄の確保等に関する法律第二十三条第一項の規定による届出の日から起算して三年を経過しない者である場合にあつては、申請の日の属する年の前年における軽油の年間の製造量が二十万キロリットル以上であること。

2| 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において合併した場合における当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人に係る前項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル」とあるのは、「合併により消滅した法人及び合併後存続する法人の当該合併前の軽油の製造量と当該合併により設立した法人又は当該合併後存続する法人の当該合併後の軽油の製造量の最近の三年における合計が六十万キロリットル」とする。

3| 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等（分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。次項並びに次条及び第八条の三十一において同じ。）をした場合における当該分割等に係る分割法人等（同法第二条第十二号の二に規定する分割法人、同条第十二号の四に規定する現物出資法人又は同条第十二号の六に規定する事後設立法人をいう。次条及び第八条の三十一において同じ。）に係る第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル」と

あるのは、「分割法人等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下この号において同じ。）前の軽油の製造量を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割法人等の分割等後の軽油の製造量の最近三年における合計が六十万キロリットル」とする。

4 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割承継法人等（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人、同条第十二号の五に規定する被現物出資法人又は同条第十二号の七に規定する被事後設立法人をいう。次条及び第八条の三十一において同じ。）に係る第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下この号において同じ。）前の軽油の製造量を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。以下この号において同じ。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割承継法人等の分割等後の軽油の製造量の最近三年における合計が六十万キロリットル」とする。

(法第四百四十四条の七第一項第二号の基準)

第八条の三十 法第四百四十四条の七第一項第二号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 石油の備蓄の確保等に関する法律第十三条の規定による登録を受けた者であること。

二 最近の三年における軽油の年間の輸入量の平均が五万キロリットル以上であること。

2 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第二号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において合併した場合における当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人に係る前項第二号の規定の適用については、同号中「最近の三年における軽油の年間の輸入量の平均が五万キロリットル」とあるのは、「合併により消滅した法人及び合併後存続する法人の当該合併前の軽油の輸入量と当該合併により設立した法人又は当該合併後存続する法人の当該合併後の軽油の輸入量の最近の三年における合計が十五万キロリットル」とする。

3 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第二号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割法人等に係る第一項第二号の規定の適用については、同号中「最近の三年における軽油の年間の輸入量の平均が五万キロリットル」とあるのは、「分割法人等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下この号において同じ。）前の軽油の輸入量を

元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割法人等の分割等後の軽油の輸入量の最近三年における合計が十五万キロリットル」とする。

4 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第二号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割承継法人等に係る第一項第二号の規定の適用については、同号中「最近の三年における軽油の年間の輸入量の平均が五万キロリットル」とあるのは、「分割法人等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下この号において同じ。）前の軽油の輸入量を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。以下この号において同じ。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割承継法人等の分割等後の軽油の輸入量の最近三年における合計が十五万キロリットル」とする。

（法第四百四十四条の七第一項第三号の基準）

第八条の三十一 法第四百四十四条の七第一項第三号に規定する総務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 次のすべてに該当すること。

イ 最近の三年における他の元売業者以外の者に対する軽油の年間の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。第八条の三十六

までに於いて同じ。）の平均が三十万キロリットル以上であること
°

ロ その者との間に、その者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを内容とする販売契約を締結している石油製品の販売業者で、他にこれと同様の販売契約を締結していないもの（ハ及び次条第一項第三号において「系列販売業者」という。）の数が百五十以上であること。

ハ 系列販売業者の主たる事務所又は事業所が三十以上の道府県に所在すること。

ニ 主として元売業者以外の者に対し軽油を販売するものであること
°

二 その行う事業によつてその組合員又は会員のために奉仕することを目的とする全国を地区とする組合である場合に於ては、次のいずれかに該当すること。

イ 主として免税軽油を取り扱う石油製品の販売業者と継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結し、専ら当該販売業者に対し軽油を販売するものであること。

ロ その組合員又は会員（当該組合員又は会員の組合員又は会員等を含む。次条第一項第三号において同じ。）中の法第百四十四條の二十一第一項に規定する免税軽油使用者（以下第八條の五十三までに於いて「免税軽油使用者」という。）の数が三十万以上であること
°

2 | 法第百四十四條の七第一項の規定により同項第三号に該当する者とし

て元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において合併した場合における当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人に係る前項第一号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における他の元売業者以外の者に対する軽油の年間の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。第八条の三十六までにおいて同じ。）の平均が三十万キロリットル」とあるのは、「合併により消滅した法人及び合併後存続する法人の当該合併前の軽油の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。この号及び次条第一項第三号において同じ。）と当該合併により設立した法人又は当該合併後存続する法人の当該合併後の軽油の販売量の最近の三年における合計（他の元売業者以外の者に対する販売量の合計に限る。）が九十万キロリットル」とする。

3 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第三号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割法人等に係る第一項第一号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における他の元売業者以外の者に対する軽油の年間の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。第八条の三十六までにおいて同じ。）の平均が三十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等の分割等前の軽油の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。以下この号及び次条第一項第三号において同じ。）を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等の法人数の合計で除して得た量と当該分割法人等の分割等後の軽油の販売量の最近三年における合計（他の元売業者以外の者に対する販売量の合計に限る。）が九十万キロリットル

トル」とする。

4 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第三号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割承継法人等に係る第一項第一号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における他の元売業者以外の者に対する軽油の年間の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。第八条の三十六までにおいて同じ。）の平均が三十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等の分割等前の軽油の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。以下この号及び次条第一項第三号において同じ。）を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等の法人数の合計で除して得た量と当該分割承継法人等の分割等後の軽油の販売量の最近三年における合計（他の元売業者以外の者に対する販売量の合計に限る。）が九十万キロリットル」とする。

（元売業者の指定の申請の手続等）

第八条の三十二 法第四百四十四条の七第一項の規定により元売業者の指定を申請しようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、第十六号の二十五様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、これをその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を経由して総務大臣に提出しなければならない。

一 法第四百四十四条の七第一項第一号に掲げる者にあつては、次に掲げる書類

- イ 石油の備蓄の確保等に関する法律第二十三条第一項の規定による届出を適正に行つた者であることを証する書面
- ロ 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる書類

(1) 第八条の二十九 第一項第二号イ の基準に該当する 者	申請の日の属する年の前三年の軽油の製造量並びに申請の日の属する年の軽油の製造量並びに製造計画量及びその算出の基礎を記載した書面
(2) 第八条の二十九 第一項第二号ロ の基準に該当する 者	申請の日の属する年の前年の軽油の製造量並びに申請の日の属する年の軽油の製造量並びに製造計画量及びその算出の基礎を記載した書面

- 二 法第四百四十四条の七第一項第二号に掲げる者にあつては、次に掲げる書類
 - イ 石油の備蓄の確保等に関する法律第十三条の規定による登録を受けた者であることを証する書面
 - ロ 申請の日の属する年の前三年の軽油の輸入量並びに申請の日の属する年の軽油の輸入量並びに輸入計画量及びその算出の基礎を記載した書面
- 三 法第四百四十四条の七第一項第三号に掲げる者にあつては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる書類

<p>一 前条第一項第一号の基準に該当する者</p>	<p>① 申請の日の属する年の前三年の軽油の販売量及び他の元売業者に対する軽油の販売量並びに申請の日の属する年の軽油の販売量並びに販売計画量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。次条及び第八条の三十四において同じ。）及びその算出基礎を記した書面</p> <p>② 系列販売業者の氏名又は名称、住所又は所在地及び事業の概要を記載した書面</p> <p>③ 系列販売業者であることを証する書面</p>
<p>二 前条第一項第二号イの基準に該当する者</p>	<p>① 継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結している販売業者の氏名又は名称、住所又は所在地並びに申請の日の属する年の前年の軽油及び免税軽油の販売数量を記載した書面</p> <p>② 申請の日の属する年の前年の販売先ごとの販売数量を記載した書面</p> <p>③ 前条第一項第二号イに規定する販売契約に係る契約書の写し</p>
<p>三 前条第一項第二号ロの基準に該当する者</p>	<p>組合員又は会員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその組合員又は会員中の免税軽油使用者の数を記載した書面</p>

四 政令第四十三条の七第二号イからホまでのいずれにも該当しないことを誓約する第十六号の二十六様式により作成した書面

五 誠実に事業を行うことを誓約する第十六号の二十七様式により作成

した書面

六 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ハ 役員の名簿及び履歴書

七 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本

ロ 財産目録

ハ 履歴書

八 事務所又は事業所の名称及び所在地を記載した書類

2 道府県知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請書について調査し、遅滞なく、その申請書を総務大臣に送付しなければならない。

3 総務大臣は、法第四百四十四条の七第一項の規定による元売業者の指定をした場合においては、その旨を官報によつて公示するものとする。公示した事項に変更があつたとき又は同条第二項の規定により元売業者の指定を取り消したときも、同様とする。

(仮特約業者の指定の申請の手続)

第八条の三十三 法第四百四十四条の八第一項の規定により仮特約業者の指定を申請しようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、第十六号の二十八様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、こ

れをその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

- 一 元売業者との間に締結された販売契約書の写し
- 二 政令第四十三条の九各号のいずれにも該当しないことを誓約する第十六号の二十六様式により作成した書面
- 三 誠実に事業を行うことを誓約する第十六号の二十七様式により作成した書面
- 四 申請の日の属する年の前年の軽油の販売量並びに申請の日の属する年の軽油の販売量並びに販売計画量及びその算出の基礎を記載した書面
- 五 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
 - ハ 役員の名簿及び履歴書
- 六 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 戸籍抄本
 - ロ 財産目録
 - ハ 履歴書
- 七 事務所又は事業所の名称及び所在地を記載した書類

(特約業者の指定の申請の手続)

第八条の三十四 法第四百四十四条の九第一項の規定により特約業者の指定

を申請しようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、第十六号の二十九様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、これをその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

- 一 元売業者との間に締結された販売契約書の写し
- 二 政令第四十三条の九各号のいずれにも該当しないことを誓約する第十六号の二十六様式により作成した書面
- 三 誠実に事業を行うことを誓約する第十六号の二十七様式により作成した書面
- 四 申請の日の属する年の前三年の軽油の販売量、元売業者に対する軽油の販売量及び特約業者に対する軽油の販売量並びに申請の日の属する年の軽油の販売量並びに販売計画量及びその算出の基礎を記載した書面
- 五 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
 - ハ 役員の名簿及び履歴書
- 六 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 戸籍抄本
 - ロ 財産目録
 - ハ 履歴書
- 七 事務所又は事業所の名称及び所在地を記載した書類

(政令第四十三条の十一第四号の保証)

第八条の三十五 政令第四十三条の十一第四号に規定する保証を行おうとする元売業者は、当該仮特約業者の引渡しに係る軽油の納入地(法第四十四条の二第一項に規定する納入地をいう。以下第八条の五十三までにおいて同じ。)の道府県知事に対し、当該道府県知事が指定する金額及び期間について保証を行うことを証する文書を提出しなければならない。

(政令第四十三条の十一第五号の総務省令で定める基準)

第八条の三十六 政令第四十三条の十一第五号に規定する総務省令で定める基準は、次の各号(同条第四号ロに該当する場合にあつては、第一号から第三号までの各号)に掲げるとおりとする。

- 一 石油の備蓄の確保等に関する法律第二十四条第一項の規定により石油販売業の届出を義務付けられている者にあつては、当該届出を適正に行つていること。
- 二 専ら元売業者以外の者に対し軽油を販売するものであること。
- 三 専ら特約業者以外の者に対し軽油を販売するものであること。
- 四 最近の三年における軽油の年間の販売量の平均が七十キロリットル以上であること。

(軽油引取税を課さないこととされる軽油の数量を証する書類の提出)

第八条の三十七 法第四百四十四条の十四第四項の規定によつて、道府県知

事の承認を受けようとする登録特別徴収義務者は、当該登録特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地所在の道府県ごとに次の各号に掲げる軽油の数量の区分に応じ、当該各号に定める書類を同条第二項の納入申告書に添付して、これを当該道府県知事に提出しなければならない。

一 法第四十四条の五第一号の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたものであることを証するに足りる書類で、次に掲げる事項が記載されたもの

イ 輸出した者の氏名又は名称及び住所又は所在地

ロ 輸出の年月日

ハ 輸出した軽油の数量

ニ 輸出先

二 法第四十四条の五第二号の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量 次に掲げる事項が記載された書類

イ 当該軽油の数量

ロ 先に軽油引取税を課された状況

ハ 軽油引取税を課された後の当該軽油の流通の状況

三 法第四十四条の六の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量 当該道府県知事の交付した免税証（法第四十四条の二十一第一項に規定する免税証をいう。以下第八条の三十九までにおいて同じ。）

(政令第四十三条の十五第一項の総務省令で定める事項等)

第八条の三十八 政令第四十三条の十五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称
 - 二 業種
 - 三 免税軽油の用途に係る機械又は設備、ことの免税軽油の年間所要見込数量及びその合計数量
 - 四 法第四百四十四条の二十一第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、当該代表者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称
- 2 | 政令第四十三条の十五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称
 - 二 業種
 - 三 免税軽油使用者証の交付年月日及び番号
 - 四 当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に係る免税軽油の数量及び当該数量の計算の基礎となつた期間
 - 五 法第四百四十四条の二十一第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、当該代表者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

(免税軽油の引取り等に係る報告書の提出)

第八条の三十九 法第百四十四条の二十七第一項に規定する総務省令で定

める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称
- 二 業種
- 三 免税軽油使用者証の番号
- 四 法第百四十四条の二十七第一項の規定による報告の対象となる期間(以下この項において「報告対象期間」という。)の初日及び末日の年月日
- 五 当該報告対象期間内に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油(免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行つた免税軽油をいう。以下この条において同じ。)の引取りに関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)
- 六 当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称
- 七 当該販売業者に提出した当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項
- 八 当該報告対象期間内に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)
- 九 当該報告対象期間の初日の前日及び末日における免税軽油の保有数

量

十 当該報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数

2 法第四百四十四条の二十七第一項の規定により報告書を提出しようとする免税軽油使用者証の交付を受けた者は、第十六号の三十様式による報告書に次に掲げる書類を添付して、これを当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に提出しなければならない。

一 報告対象免税軽油の引取りを行った日及びその数量並びに当該報告対象免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類

二 前号に掲げるもののほか、道府県知事が当該報告書に記載された事項についての事実を証する書類として特に必要と認める書類

(軽油引取税の求償権の特例)

第八条の四十 軽油引取税が課される軽油の引取りを行った者が、軽油引取税の特別徴収義務者から当該特別徴収義務者以外の者を経由して当該引取りを行った場合における法第四百四十四条の三十一第二項の規定の適用については、同項中「当該特別徴収義務者に」とあるのは、「当該軽油の引渡しを行った者で当該特別徴収義務者以外のもの又は当該特別徴収義務者に」とする。

2 前項の規定は、当該特別徴収義務者以外の者が、その返還した軽油に対応する代金及び軽油引取税額に相当する額を支払った場合におけるその者の当該特別徴収義務者に対する求償権の行使を妨げない。

(法第四百四十四条の三十二第一項の総務省令で定める事項)

第八條の四十一 法第四百四十四条の三十二第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 法第四百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の炭化水素油の製造を行う場合 次に掲げる事項
 - イ 承認を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は所在地（事業の委託をしている場合にあつては、承認を受けようとする者及びその委託を受けている者の氏名又は名称及び住所又は所在地）
 - ロ 製造を行う年月日
 - ハ 製造を行う場所
 - ニ 製造に使用する炭化水素油その他の原材料の性状及び数量
 - ホ 炭化水素油の製造方法
 - ヘ 製造に使用する炭化水素油その他の原材料の仕入先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに仕入先ごとの仕入数量
 - ト 製造する炭化水素油の性状及び数量
 - チ 製造する炭化水素油の用途
 - リ 製造する炭化水素油の貯蔵場所
 - ヌ 製造する炭化水素油の譲渡先及び譲渡又は消費の予定年月日
- 二 法第四百四十四条の三十二第一項第三号の燃料炭化水素油の譲渡を行う場合 次に掲げる事項
 - イ 承認を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は所在地
 - ロ 譲渡を行う年月日

- ハ 譲渡を行う場所
- ニ 譲渡しようとする燃料炭化水素油の性状及び数量
- ホ 譲渡しようとする相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ヘ 譲渡に係る自動車の自動車登録番号
- 三 法第百四十四条の三十二第一項第四号の燃料炭化水素油の消費を行う場合 次に掲げる事項
 - イ 承認を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は所在地
 - ロ 消費を行う年月日
 - ハ 消費しようとする燃料炭化水素油の性状及び数量
 - ニ 消費に係る自動車の自動車登録番号
 - ホ 消費に係る自動車の主たる定置場

(製造等の承認に係る手続)

第八条の四十二 元売業者（法第百四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。次項において同じ。）、「特約業者」、石油製品販売業者、軽油製造者等及び自動車の保有者は、法第百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる行為をしようとする日前十日までに第十六号の三十一様式による承認申請書に過去における炭化水素油の製造の状況、軽油引取税に係る納入金の納入又は軽油引取税の納付の状況及び炭化水素油の製造又は貯蔵の用に供する施設又は設備の詳細を記載した書面を添付して、これを同項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

2| 元売業者が法第四百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の炭化水素油の製造を行う場合における同項の承認の申請については、前項に規定する道府県知事が軽油引取税の取締り又は保全上支障がないと認めるときに限り、前項の規定にかかわらず、当該元売業者が、三月ごとに、申請の日から三月間の炭化水素油の製造についての計画を記載した承認申請書に過去三月間における炭化水素油の製造の状況及び製造された炭化水素油の用途を記載した書面を添付して、これを前項に規定する道府県知事に提出する方法で行うことができる。

3| 元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等及び自動車の保有者は、法第四百四十四条の三十二第一項第三号に該当する場合には、その行為をしようとする日前十日までに第十六号の三十二様式による承認申請書に、当該燃料炭化水素油が混和して製造されたものであるときは、当該製造に係る製造等承認証を、その者が過去において同号の承認を受けた者であるときは、前回承認を受けた際の当該譲渡に係る自動車用炭化水素油譲渡証の交付の状況及び軽油引取税の納付の状況を記載した書面を添付して、これを同項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

4| 自動車の保有者は、法第四百四十四条の三十二第一項第四号に該当する場合には、その行為をしようとする日前十日までに第十六号の三十三様式による承認申請書に過去における燃料炭化水素油の消費の状況及び軽油引取税の納付の状況を記載した書面を添付して、これを同項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

5| 次の表の上欄に掲げる製造等承認証の様式は、それぞれその下欄に掲

げるところによるものとする。

製造等承認証の種類	様式
一 法第四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の承認に係る製造等承認証	第十六号の三十一様式
二 法第四十四条の三十二第一項第三号の承認に係る製造等承認証	第十六号の三十二様式
三 法第四十四条の三十二第一項第四号の承認に係る製造等承認証	第十六号の三十三様式

(自動車用炭化水素油譲渡証)

第八条の四十三 自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しは、道府県知事の交付する用紙によつて作成しなければならない。

2 前項の自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しの用紙には一連の番号を付けなければならない。

3 自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しの様式は、第十六号の三十四様式による。

4 法第四十四条の三十二第一項第三号の承認を受けた者は、自動車用炭化水素油譲渡証の写しを、当該自動車用炭化水素油譲渡証を交付した日から起算して一年間保管しなければならない。

5 法第四十四条の三十二第一項第三号の承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油の譲渡が完了した際に第一項の用紙を所持しているときは、遅滞なく、これを交付した道府県知事に対し返納しなければならない。

ならない。

(製造等に係る帳簿記載義務)

第八條の四十四 法第四十四條の三十二第一項第一号又は第二号の承認を受けた者は、事務所又は事業所(事業の委託をしている場合にあつては、その委託を受けている者の事務所又は事業所を含む。以下第八條の五十三までにおいて同じ。)ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならぬ。

- 一 製造を行った年月日
 - 二 製造を行った場所
 - 三 製造に使用した炭化水素油その他の原材料の性状及び数量
 - 四 炭化水素油の製造方法
 - 五 製造に使用した炭化水素油その他の原材料の仕入先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに仕入先ごとの仕入数量
 - 六 製造した炭化水素油の性状及び数量
 - 七 製造した炭化水素油の用途
 - 八 製造した炭化水素油の貯蔵場所及び在庫数量
 - 九 製造した炭化水素油を譲渡し、又は消費したときは、その譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地、その譲渡又は消費の年月日並びにその譲渡数量又は消費数量
- 2 法第四十四條の三十二第一項第三号の承認を受けた者は、事務所又は事業所ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。
- 一 譲渡を行った年月日

二 譲渡を行った場所

三 譲渡した燃料炭化水素油の性状及び数量

四 譲渡した相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに当該譲渡に係る自動車の自動車登録番号

五 交付した自動車用炭化水素油譲渡証の番号

六 燃料炭化水素油の貯蔵場所及び在庫数量

3 法第四百四十四条の三十二第一項第四号の承認を受けた者は、消費に係る自動車の主たる定置場ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

一 消費を行った年月日

二 消費した燃料炭化水素油の性状及び数量

三 消費に係る自動車の自動車登録番号

四 燃料炭化水素油の在庫数量

4 法第四百四十四条の三十二第一項第三号の承認を受けた者が、その者の事務所又は事業所において当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の保有者に譲渡し、同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を行った場合には、第二項第四号に掲げる事項のうち譲渡した相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地に係る事項の記載を省略することができる。ただし、道府県知事が特に必要があると認めてその記載を命じたときは、この限りでない。

(事業の開廃等の届出書の提出)

第八条の四十五 法第四百四十四条の三十四第一項の規定による届出をしよ

うとする元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、事業を開始し、廃止し、又は休止しようとする日の五日前までに第十六号の三十五様式による届出書を、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に（元売業者にあつては、当該道府県知事を経由して総務大臣に）提出しなければならない。

2| 法第四百四十四条の三十四第二項の規定による届出をしようとする元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、当該販売契約の締結又は終了の日から五日以内に第十六号の三十六様式による届出書を主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に（元売業者にあつては、当該道府県知事を経由して総務大臣に）提出しなければならない。

3| 法第四百四十四条の三十四第三項の規定による届出をしようとする元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、遅滞なく、当該異動に係る事項を記載した第十六号の三十五様式又は第十六号の三十六様式による届出書を主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に（元売業者にあつては、当該道府県知事を経由して総務大臣に）提出しなければならない。

（届出書の提出を受けた道府県知事から関係道府県知事への通知）

第八条の四十六 前条第一項の規定による届出書の提出を受けた道府県知事は、速やかに、次に掲げる事項を関係道府県知事に通知するものとする。

- 一 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 事務所又は事業所の名称及び所在地

三 事業の開始若しくは廃止の年月日又は休止期間

2 前条第二項の規定による届出書の提出を受けた道府県知事は、速やかに、次に掲げる事項を関係道府県知事に通知するものとする。

一 契約の当事者それぞれの氏名又は名称及び住所又は所在地

二 契約の締結又は終了の年月日

3 前条第三項の規定による届出書の提出を受けた道府県知事は、速やかに、当該異動に係る事項を関係道府県知事に通知するものとする。

(法第四百四十四条の三十五第一項の報告事項等)

第八條の四十七 法第四百四十四条の三十五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項とし、同項に規定する総務省令で定める道府県知事は、同表の上欄に掲げる者及び同表の中欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる道府県知事とする。

① 納入を行った軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに引取りを行った者ごとの引渡数量	
② 納入を行った軽油についての納入を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所ごとの	

<p>② 軽油の輸入の許可（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条に規定する輸入の許可をいう。以下この条、次</p>	<p>納入数量</p> <p>③ 納入を行った後返還を受けた軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに引取りを行った者ごとの返還数量</p> <p>④ 納入を行った後返還を受けた軽油についての納入を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所ごとの返還数量</p> <p>⑤ 納入を行った軽油についての元売業者の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所ごとの納入数量</p> <p>⑥ 納入を行った後返還を受けた軽油についての返還を受けた元売業者の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所ごとの返還数量</p> <p>① 軽油の製造を行った事業所の名称及び所在地並びに事業所ごとの軽油の製造数量</p> <p>軽油の納入地の道府県知事</p>
--	--

元売業者

- 条及び第八条の五十三において同じ。）に係る税関、輸入の許可を受けた年月日、税関ごと及び輸入の許可ごとの軽油の輸入数量並びに輸入した軽油に係る関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の品名及び関税法第百二条の規定に基づく輸出統計品目表及び輸入統計品目表（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号）の輸入統計品目表（以下この条、次条及び第八条の五十三において「輸入統計品目表」という。）の統計番号
- ③ 引取りを行った軽油についての引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者ごとの引取数量並びに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの引取数量
- ④ 納入を受けた軽油についての納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者ごとの納入数量並びに納入を行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの納入数量
- ⑤ 引取りを行った後返還を行った軽油についての引渡しを行った者の氏名又は名

主たる事務所

<p>称及び引渡しを行った者ごとの返還数量並びに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量</p>	<p>又は事業所所在地の道府県知事</p>
<p>⑥ 納入を受けた後返還を行った軽油についての納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者ごとの返還数量並びに納入を行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量</p>	
<p>⑦ 引渡しを行った軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの引渡数量並びに引取りを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの引渡数量</p>	
<p>⑧ 納入を行った軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの納入数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの納入数量</p>	
<p>⑨ 消費を行った事務所又は事業所ごとの消費数量</p>	
<p>⑩ 引渡しを行った後返還を受けた軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの返還数量</p>	

<p>並びに引取りを行つた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量</p> <p>⑪ 納入を行つた後返還を受けた軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの返還数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量</p> <p>⑫ 元売業者の事務所又は事業所ごとの各月末日における軽油の在庫数量</p>	<p>① 軽油の製造を行つた事業所の名称及び所在地並びに事業所ごとの軽油の製造数量</p> <p>② 軽油の輸入の許可に係る税関、輸入の許可を受けた年月日、税関ごと及び輸入の許可ごとの軽油の輸入数量並びに輸入した軽油に係る関税率別表の品名及び輸入統計品目表の統計番号</p> <p>③ 引取りを行つた軽油についての引渡しを行つた者の氏名又は名称及び引渡しを行つた者ごとの引取数量並びに引渡しを行つた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの引取数量</p> <p>④ 納入を受けた軽油についての納入を行</p>

特約業者

つた者の氏名又は名称及び納入を行つた者ごとの納入数量並びに納入を行つた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの納入数量	⑤ 引取りを行つた後返還を行つた軽油についての引渡しを行つた者の氏名又は名称及び引渡しを行つた者ごとの返還数量並びに引渡しを行つた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量	⑥ 納入を受けた後返還を行つた軽油についての納入を行つた者の氏名又は名称及び納入を行つた者ごとの返還数量並びに納入を行つた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量	⑦ 引渡しを行つた軽油についての引取りを行つた者の氏名又は名称及び引取りを行つた者ごとの引渡数量並びに引取りを行つた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの引渡数量	⑧ 納入を行つた軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの納入数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの
		主たる事務所 又は事業所所 在地の道府県 知事		

<p>⑨ 納入数量</p> <p>⑩ 消費を行った事務所又は事業所ごとの消費数量</p> <p>⑪ 引渡しを行った後返還を受けた軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの返還数量並びに引取りを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量</p> <p>⑫ 納入を行った後返還を受けた軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの返還数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量</p> <p>⑬ 特約業者の事務所又は事業所ごとの各月末日における軽油の在庫数量</p>	<p>① 軽油の製造を行った事業所の名称及び所在地並びに事業所ごとの軽油の製造数量</p> <p>② 軽油の輸入の許可に係る税関、輸入の許可を受けた年月日、税関ごと及び輸入の許可ごとの軽油の輸入数量並びに輸入した軽油に係る関税率別表の品名及び輸入統計品目表の統計番号</p>

<p>業 者 等</p> <p>軽 油 製 造</p>	<p>③ 引取りを行った軽油についての引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者ごとの引取数量並びに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの引取数量</p> <p>④ 納入を受けた軽油についての納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者ごとの納入数量並びに納入を行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの納入数量</p> <p>⑤ 引取りを行った後返還を行った軽油についての引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者ごとの返還数量並びに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量</p> <p>⑥ 納入を受けた後返還を行った軽油についての納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者ごとの返還数量並びに納入を行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量</p> <p>⑦ 引渡しを行った軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの引渡数量並びに引取りを行った者ごとの引渡数量並びに引取りを行った者ごとの引渡数量並びに引取りを行った者ごとの引渡数量</p>	<p>主たる事務所 又は事業所 所在の道府 県 知事</p>
---	---	--

	<p>行つた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの引渡数量</p> <p>⑧ 納入を行つた軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの納入数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの納入数量</p> <p>⑨ 消費を行つた事務所又は事業所ごとの消費数量</p> <p>⑩ 引渡しを行つた後返還を受けた軽油についての引取りを行つた者の氏名又は名称及び引取りを行つた者ごとの返還数量並びに引取りを行つた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量</p> <p>⑪ 納入を行つた後返還を受けた軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの返還数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量</p> <p>⑫ 軽油製造業者等の事務所又は事業所ごとの各月末日における軽油の在庫数量</p>
--	---

(法第百四十四条の三十五第二項の報告事項等)

第八條の四十八 法第四百四十四條の三十五第二項に規定する総務省令で定

める事項は、次に定める事項とし、同項に規定する総務省令で定める道府県知事は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事とする。

- 一 製造をした者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 二 製造をした年月日
- 三 製造をした場所
- 四 製造に使用した炭化水素油その他の原材料の性状及び数量並びに軽油の製造方法
- 五 製造した軽油の数量
- 六 製造した軽油の用途
- 七 製造した軽油を譲渡しようとする相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡又は消費の予定年月日
- 八 製造した軽油を譲渡し、又は消費したときは、その譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地、その譲渡又は消費の年月日並びにその譲渡数量又は消費数量

(法第四百四十四條の三十五第五項の総務省令で定める事項)

第八條の四十九 法第四百四十四條の三十五第五項に規定する総務省令で定

める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 軽油の納入先の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 二 納入を行った年月日
- 三 納入を行った軽油の数量

(法第百四十四条の三十五第六項の総務省令で定める事項)

第八條の五十 法第百四十四条の三十五第六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 納入を受けた軽油の引渡しを行つた者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 二 納入を受けた軽油の納入を行つた者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 三 納入を受けた年月日
- 四 納入を受けた軽油の数量

(軽油の引取りの報告等の方法)

第八條の五十一 法第百四十四条の三十五第一項又は第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によるものとする。

一 法第百四十四条の三十五第一項の元売業者が軽油の納入地の道府県知事に対し報告すべき事項	第十六号の三十七様式から第十六号の四十様式まで
二 法第百四十四条の三十五第一項の元売業者、特約業者及び軽油製造業者等がその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し報告すべき事項	第十六号の四十一様式
三 法第百四十四条の三十五第二項の規定	

による報告をしようとする者がその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し報告すべき事項

第十六号の四十二様式

- 2| 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等がその事務所又は事業所において行う自動車の保有者に対する現実の納入を伴う軽油の引渡しについては、第八条の四十七の表の中欄に掲げる事項のうち、引渡しを行った者軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの引渡数量並びに引取りを行った者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの引渡数量並びに納入を行った軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの納入数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの納入数量を省略する方法により報告することができる。ただし、道府県知事が特に必要があると認めてその報告を命じたときは、この限りでない。
- 3| 元売業者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に法第四十四条の三十五第五項の規定による納入を行った軽油に係る第八条の四十九に規定する事項を、当該特約業者に対し通知しなければならない。
- 4| 法第四十四条の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りを行った者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に納入を受けた軽油に係る前条に規定する事項を記載した書類を、当該引取りに係る特別徴収義務者に提出しなければならない。
- 5| 自動車の保有者が元売業者又は特約業者の事務所又は事業所において現実の納入を伴う軽油の引取りを行う場合においての前項の書類の提出

については、特別徴収義務者が前条に規定する事項を記載した書類に当該自動車の保有者が署名する方法で行うことができる。

(法第四百四十四条の三十五第七項の書類の保存)

第八條の五十二 法第四百四十四条の三十五第六項の規定により書類の提出を受けた特別徴収義務者は、これを当該書類の提出を受けた日から七年间、当該特別徴収義務者の事務所又は事業所に保存しなければならない。

(法第四百四十四条の三十六の帳簿記載義務)

第八條の五十三 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、事務所又は事業所ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- 一 引取りを行った軽油の数量及び引取りを行った年月日並びに引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者の事務所又は事業所の名称及び所在地
- 二 納入を受けた軽油の数量及び納入を受けた年月日並びに納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者の事務所又は事業所の名称及び所在地
- 三 引渡しを行った軽油の数量及び引渡しを行った年月日並びに引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者の事務所又は事業所の名称及び所在地
- 四 納入を行った軽油の数量及び納入を行った年月日並びに納入を受け

- た者の氏名又は名称及び納入を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地
- 五 各月末日における軽油の在庫数量
- 六 消費した軽油の数量及び消費の年月日
- 七 引取りを行った後返還を行った軽油の数量及び返還を行った年月日並びに返還を受けた者の氏名又は名称及び返還を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地
- 八 納入を受けた後返還を行った軽油の数量及び返還を行った年月日並びに返還を受けた者の氏名又は名称及び返還を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地
- 九 引渡しを行った後返還を受けた軽油の数量及び返還を受けた年月日並びに返還を行った者の氏名又は名称及び返還を行った者の事務所又は事業所の名称及び所在地
- 十 納入を行った後返還を受けた軽油の数量及び返還を受けた年月日並びに返還を行った者の氏名又は名称及び返還を行った者の事務所又は事業所の名称及び所在地
- 2 前項の場合において、軽油が法第四百四十四条の五又は第四百四十四条の六の規定の適用を受けた、又は受けるべきものであるときには、その旨を付記しなければならない。
- 3 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 軽油の製造を行った事業所の名称及び所在地、製造を行った年月日並びに事業所ごとの軽油の製造数量

二 軽油の輸入の許可に係る税関、輸入の許可を受けた年月日、税関ごと及び輸入の許可ごとの軽油の輸入数量並びに輸入した軽油に係る関税定率法別表の品名及び輸入統計品目表の統計番号

4 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、帳簿を既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油に係るものとその他の軽油に係るものに区分しなければならない。

5 元売業者又は特約業者がその販売事業の一部を他の者に委託している場合においては、当該事業の委託を受けている者は、帳簿を当該委託者ごとのものとする他のものに区分し、第一項各号に掲げる事項及び当該委託に係る事項を記載しなければならない。

6 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等がその事務所又は事業所において行う自動車の保有者に対する現実の納入を伴う軽油の引渡しについては、第一項第三号及び第四号に掲げる事項（引渡しを行った軽油の数量及び引渡しを行った年月日並びに納入を行った軽油の数量及び納入を行った年月日を除く。）の記載を省略することができる。ただし、道府県知事が特に必要であると認めてその記載を命じたときは、この限りでない。

（法第四百四十四条の六十第一項の総務省令で定める道路）

第八條の五十四 法第四百四十四条の六十第一項に規定する総務省令で定める道路は、第八條の二十一に定める道路とする。

（交付時期及び交付時期ごとの交付額）

第八條の五十五 法第四百四十四條の六十第一項の指定道府県（以下第八條の五十九までにおいて「指定道府県」という。）は、毎年度、同項の指定市（以下第八條の六十までにおいて「指定市」という。）に対して、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれその下欄に定める額に当該指定市の区域内に存する一般国道等（法第四百四十四條の六十第一項の一般国道等をいう。以下第八條の五十八までにおいて同じ。）の面積を当該指定道府県の区域内に存する一般国道等の面積で除して得た率を乗じて得た金額を交付する。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額の基準となる額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した軽油引取税の額（当該期間内に軽油引取税に係る還付金を歳出予算から支出した場合においては、当該支出した額を控除した額とする。以下この表において同じ。）の十分の九に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した軽油引取税の額の十分の九に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した軽油引取税の額の十分の九に相当する額

2 前項の率を算出する場合において小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。

3 第一項に規定する各交付時期ごとに交付することができなかった金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき金額を超えて交付した

金額がある場合においては、それぞれ当該金額を次の交付時期に交付すべき金額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(交付額の算定に用いる資料の提出義務)

第八条の五十六 指定市の長は、指定道府県の知事の定めるところにより、当該指定道府県が当該指定市に対して前条の規定により交付する額の算定に用いる一般国道等の面積に関する資料を当該指定道府県の知事に提出しなければならない。

(一般国道等の面積の算定)

第八条の五十七 法第四十四条の六十第二項本文に規定する一般国道等の面積の算定は、道路法第二十八条に規定する道路台帳に記載されている道路(同法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいう。)の延長に当該一般国道等の路面幅員を乗じて行うものとする。

2 前項の算定は、毎年度、前年の四月一日現在において行うものとする。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、市町村の廃置分合、大規模な境界変更又は指定市の指定等により一般国道等を管理する都道府県又は指定市に変更があつたときは、都道府県知事が必要と認める場合に限り前項及びこの項本文の規定による算定は、その年の四月一日現在における一般国道等の管理者の区分により行うことができる。

(一般国道等の面積の補正)

第八條の五十八 前條の規定によつて算定した一般国道等の面積は、次項以下に規定する方法によつて、補正するものとする。

2 一般国道等の面積のうち道路(橋りようを除く。以下この項において同じ。)にかかる面積は、第一号及び第二号に掲げる率を連乘して得た率を基礎として、橋りようにかかる面積は、第三号に掲げる率を基礎として、それぞれ総務大臣が定める率を乗じて補正するものとする。

一 次の算式によつて得た率

(有効幅員4.5メートル以上7.5メートル未満の道路(未改良にかかる道路を除く。)の延長×1) + (有効幅員4.5メートル以上の道路(改良にかかる道路を除く。)の延長×1.2) + (有効幅員4.5メートル未満の道路の延長×1.5)

1 +

道路の面積

二 次の算式によつて得た率

砂利道の延長×1.3+舗装道の延長

道路の延長

三 次の算式によつて得た率

(木橋の延長×9+橋りよう(木橋を除く。)の延長×2.5)

橋りようの延長

3 前項の規定によつて補正された一般国道等の面積は、更に、次表によ

つて得られる当該指定道府県又は指定市の率を乗じて得た率を基礎として総務大臣が定める率を乗じて補正するものとする。

指定道府県又は指定市の平均交通量	率
二、五〇〇台以下	一・〇
二、五〇〇台を超え 三、五〇〇台以下	一・二
三、五〇〇台を超え 四、五〇〇台以下	一・四
四、五〇〇台を超え 五、五〇〇台以下	一・六
五、五〇〇台を超え 六、五〇〇台以下	一・八
六、五〇〇台を超え 七、五〇〇台以下	二・〇
七、五〇〇台を超え 八、五〇〇台以下	二・二
八、五〇〇台を超え一〇、五〇〇台以下	二・六
一〇、五〇〇台を超え一二、五〇〇台以下	三・〇
一二、五〇〇台を超え二八、五〇〇台以下	三・〇に一二、五〇〇台から計算して一、〇〇〇台までを増すごとに〇・二を加算した数
二八、五〇〇台を超えるもの	六・六

4 第二項第三号の木橋とは、前年の四月一日現在において道路法第二十八條に規定する道路台帳に記載されている木橋をいい、前項の平均交通量とは、道路法第七十七条第一項の規定によつて国土交通大臣が最近に行つた一般交通調査に基づき、総務大臣が調査算定したものをいう。

5 第二項各号に掲げる率及び同項第一号及び第二号に掲げる率を連乘し

て得た率並びにこれらの率を基礎として総務大臣が定める率を算定する
場合において、小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四捨
五入する。

(総務大臣が定める率の算定に用いる資料の提出義務)

第八条の五十九 指定道府県の知事及び指定市の長は、総務大臣の定める
ところにより、前条の規定によつて総務大臣が定める率の算定に用いる
ために必要な資料を総務大臣に提出しなければならない。

(交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第八条の六十 第八条の五十五第一項の規定によつて指定市に対して交付
すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつた
ため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合においては
、当該錯誤に係る額を発見した日以後に到来する交付時期において当該
交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区
の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条
の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞ
れその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様
式によることができないうやむを得ない事情があると認める場合には、総
務大臣は、別にこれを定めることができる。

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区
の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条
の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞ
れその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様
式によることができないうやむを得ない事情があると認める場合には、総
務大臣は、別にこれを定めることができる。

	申告書等の種類		様式
	略		略
(六)	利子割額の都道府県別明細書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第五十三條第三十三項の書類）		第九号の二様式
	略		略
(ハ)	均等割申告書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第二十四項の申告書）		第十一号様式

2
略

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第十條の二の五 令第四十八條の十四の五第二号に規定する総務省令で定

めるものは、次に掲げるものとする。

一 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

二 行政機関、金融機関その他第三者のあつせんによる当事者間の協議による前号に準ずる内容の契約の締結

2 法第三百二十一条の八第三十九項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 請求をする法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 請求をする法人の代表者の氏名及び住所又は居所

三 法第三百二十一条の八第三十八項に規定する事実の生じた日及び当

	申告書等の種類		様式
	略		略
(六)	利子割額の都道府県別明細書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第五十三條第三十四項の書類）		第九号の二様式
	略		略
(ハ)	均等割申告書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第二十四項の申告書）		第十一号様式

2
略

該事実の詳細

- 四 銀行又は郵便局において還付を受けようとするときは、当該銀行又は郵便局の名称及び所在地
- 五 その他参考となるべき事項

(法第三百二十一条の八の二の更正の請求の手續)

第十条の二の六 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類)

第十条の二の七 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類)

第十条の二の八 略

(課税標準の分割の基準である従業者の定義)

第十条の二の九 略

(法第三百四十三条第九項の家屋の附帯設備)

第十条の二の十 略

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

(法第三百二十一条の八の二の更正の請求の手續)

第十条の二の五 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類)

第十条の二の六 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類)

第十条の二の七 略

(課税標準の分割の基準である従業者の定義)

第十条の二の八 略

(法第三百四十三条第九項の家屋の附帯設備)

第十条の二の九 略

(政令第四十九条の十五第一項第五号の総務省令で定める者等)

第十条の七の三 政令第四十九条の十五第一項第六号に規定する総務省令

で定める者は、社会福祉法第六十九条（同法第七十四条の規定が適用される場合を含む。）の規定により都道府県知事に届出をした者で次に掲げる者とする。

一及び二 略

三 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する事業の実施について都道府県又は市町村から委託を受けた者

四 略

2及び3 略

4 政令第四十九条の十五第二項第三号に規定する総務省令で定める者は、公益社団法人又は公益財団法人とする。

5 略

6 略

7 略

8 政令第四十九条の十五第二項第八号に規定する小規模住居型児童養育事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

9 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する総務省令で定める者は、第一項第三号及び第四号に掲げる者（社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる放課後児童健全育成事業にあつては、第一項第三号に掲げる者に限る。）とする。

10 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する放課後児童健全育成事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、児童福祉法施行令

第十条の七の三 政令第四十九条の十五第一項第五号に規定する総務省令

で定める者は、社会福祉法第六十九条第一項又は第二項の規定により都道府県知事に届出をした者で次に掲げる者とする。

一及び二 略

三 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する事業の実施について都道府県又は市町村から委託を受けた者

四 略

2及び3 略

4 略

5 略

6 略

7 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する総務省令で定める者は、第一項第三号及び第四号に掲げる者（社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる放課後児童健全育成事業にあつては、第一項第三号に掲げる者に限る。）とする。

8 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する放課後児童健全育成事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、児童福祉法施行令

(昭和二十三年政令第七十四号) 第一条の二に規定する衛生及び安全が確保された設備を備えている施設であることについて都道府県知事が証明した施設の用に供する固定資産とする。

11 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する子育て短期支援事業及び一時預かり事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

12 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、詰所その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

13 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する地域子育て支援拠点事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、相談支援事業、身体障害者の更生相談に応ずる事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

(政令第五十条の三の二の施設)

第十条の七の七 政令第五十条の三の二に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

(政令第五十一条第二号の施設)

第十条の七の八 略

第十七条から第二十四条まで 削除

(昭和二十三年政令第七十四号) 第一条 に規定する衛生及び安全が確保された設備を備えている施設であることについて都道府県知事が証明した施設の用に供する固定資産とする。

9 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する子育て短期支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

10 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、相談支援事業、身体障害者の更生相談に応ずる事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

(政令第五十一条第二号の施設)

第十条の七の七 略

(法第六百九十九条の七第二項の自動車の通常の取引価額)

第十七条 法第六百九十九条の七第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した金額は、同項各号に掲げる自動車の取得に係る自動車を自動車の小売販売業者が通常の取引形態により、購入者に対し自由に販売のため提供するものとした場合における当該自動車の販売価額に相当する金額とする。

(自動車取得税に係る申告書等の様式)

第十七条の二 法第六百九十九条の十一第一項の規定によつて提出すべき申告書又は同条第二項の規定によつて提出すべき報告書の様式は、第十号の九様式によるものとする。

(法第六百九十九条の十一第一項第三号の自動車の取得)

第十七条の三 法第六百九十九条の十一第一項第三号に規定する総務省令で定める自動車の取得は、道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第六十三条の四第一項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得とする。

(法第六百九十九条の十一第一項第三号の総務省令で定める日)

第十七条の四 法第六百九十九条の十一第一項第三号に規定する総務省令で定める日は、道路運送車両法施行規則第六十三条の四第一項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)とす

る。

(自動車取得税の修正申告書の記載事項)

- 第十七条の五** 法第六百九十九条の十二第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 納税義務者の氏名又は名称及び住所
 - 二 自動車を譲渡した者の氏名又は名称及び住所
 - 三 自動車の取得がされた年月日
 - 四 自動車の取得の原因
 - 五 自動車の種類、用途、車名及び型式
 - 六 自動車の定置場
 - 七 すでに納付の確定した自動車取得税額
 - 八 自動車取得税の課税標準額及び税額
 - 九 前号の自動車取得税額に相当する金額から第七号の自動車取得税額に相当する金額を控除した金額
 - 十 前各号に掲げるもののほか道府県の条例で定める事項

(自動車の性能が良好でないことに類する理由)

第十七条の六 法第六百九十九条の十五第一項に規定する総務省令で定める理由は、自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることとする。

(法第六百九十九条の三十二第一項の総務省令で定める市町村道)

第十七条の七 法第六百九十九条の三十二第一項に規定する総務省令で定める市町村道は、渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である市町村道（橋梁を除く。）及び道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定によつて料金を徴収する市町村道とする。

（法第六百九十九条の三十二第二項の総務省令で定める道路）

第十七条の八 法第六百九十九条の三十二第二項に規定する総務省令で定める道路は、渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である道路（橋梁を除く。）及び道路整備特別措置法の規定によつて料金を徴収する道路とする。

（道路の延長及び面積の算定）

第十七条の九 法第六百九十九条の三十二第三項本文に規定する道路の延長及び面積は、道路の延長にあつては道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十八条に規定する道路台帳に記載されている道路（同法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいう。）の延長（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の開發道路にあつては、その延長に〇・五を乗じた延長）とし、道路の面積にあつては当該道路の延長に当該道路の路面幅員を乗じて算定するものとする。この場合において、その算定をした数に一メートル又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

2 前項の算定は、毎年度、前年の四月一日現在に行うものとする

。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、市町村の廃置分合、大規模な境界変更又は法第六百九十九条の三十二第二項の指定市（第十七条の十一第二項及び第十七条の十四第四項において「指定市」という。）の指定等により道路を管理する都道府県又は市町村に変更があつたときは、都道府県知事が必要と認める場合に限り前項及びこの項本文の規定による算定は、その年の四月一日現在における道路の管理者の区分により行うことができる。

（市町村道の延長及び面積の補正）

第十七条の十 前条の規定によつて算定した市町村道の延長及び面積は、次項から第六項まで及び第十七条の十二に規定する方法によつて、補正するものとする。

2 市町村道の延長は、次表の上欄に掲げる市町村道の種別に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村道の種別	率
路面幅員四・五メートル以上の市町村道（橋りようを除く。以下本表において同じ。）	〇・九
路面幅員四・五メートル未満の市町村道	一・〇
木橋	四二・〇
橋りよう（木橋を除く。）	一・〇

3 前項の規定によつて補正された市町村道の延長は、更に、当該市町村（特別区を含む。以下本項、第六項及び第十七条の十四において同じ。）

（）に係る市町村道の延長（第十七条の九の規定によつて算定した市町村道の延長をいう。）を千メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村の区分	率
五〇人以下のもの	一・〇
五〇人をこえ一〇〇人以下のもの	一・三
一〇〇人をこえ一五〇人以下のもの	一・五
一五〇人をこえ二〇〇人以下のもの	一・七
二〇〇人をこえ二五〇人以下のもの	二・〇
二五〇人をこえ三〇〇人以下のもの	二・二
三〇〇人をこえ三五〇人以下のもの	二・四
三五〇人をこえ四〇〇人以下のもの	二・七
四〇〇人をこえ四五〇人以下のもの	二・九
四五〇人をこえ五〇〇人以下のもの	三・一
五〇〇人をこえ五五〇人以下のもの	三・三
五五〇人をこえ六〇〇人以下のもの	三・六
六〇〇人をこえ六五〇人以下のもの	三・八
六五〇人をこえ七〇〇人以下のもの	四・〇
七〇〇人をこえ七五〇人以下のもの	四・三
七五〇人をこえ八〇〇人以下のもの	四・五
八〇〇人をこえ八五〇人以下のもの	四・七

八五〇人をこえ九〇〇人以下のもの	五・〇
九〇〇人をこえ九五〇人以下のもの	五・二
九五〇人をこえ一、〇〇〇人以下のもの	五・四
一、〇〇〇人をこえ一、〇五〇人以下のもの	五・六
一、〇五〇人をこえ一、一〇〇人以下のもの	五・九
一、一〇〇人をこえ一、一五〇人以下のもの	六・一
一、一五〇人をこえ一、二〇〇人以下のもの	六・三
一、二〇〇人をこえ一、二五〇人以下のもの	六・六
一、二五〇人をこえ一、三〇〇人以下のもの	六・八
一、三〇〇人をこえるもの	七・〇

4 | 第二項の表中木橋とは、前年の四月一日現在において道路法第二十八
 条に規定する道路台帳に記載されている木橋をいう。

5 | 市町村道の面積は、次表の上欄に掲げる市町村道の種別に応じ、それ
 ぞれ下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村道の種別	率
路面幅員六・五メートル以上の市町村道（橋りようを 除く。以下本表において同じ。）	一・一
路面幅員六・五メートル未満四・五メートル以上の市 町村道	一・〇
路面幅員四・五メートル未満の市町村道	〇・七
橋りよう	一〇・八

6 | 前項の規定によつて補正された市町村道の面積は、更に、当該市町村

に係る市町村道の面積（第十七条の九の規定によつて算定した市町村道の面積をいう。）を平方メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村の区分	率
一〇人以下のもの	一・〇
一〇人をこえ二〇人以下のもの	一・二
二〇人をこえ三〇人以下のもの	一・四
三〇人をこえ四〇人以下のもの	一・六
四〇人をこえ五〇人以下のもの	一・八
五〇人をこえ六〇人以下のもの	二・〇
六〇人をこえ七〇人以下のもの	二・一
七〇人をこえ八〇人以下のもの	二・三
八〇人をこえ九〇人以下のもの	二・五
九〇人をこえ一〇〇人以下のもの	二・七
一〇〇人をこえ一一〇人以下のもの	二・九
一一〇人をこえ一二〇人以下のもの	三・一
一二〇人をこえ一三〇人以下のもの	三・二
一三〇人をこえ一四〇人以下のもの	三・四
一四〇人をこえ一五〇人以下のもの	三・六
一五〇人をこえ一六〇人以下のもの	三・八
一六〇人をこえ一七〇人以下のもの	四・〇

一七〇人をこえ一八〇人以下のもの	四・一
一八〇人をこえ一九〇人以下のもの	四・三
一九〇人をこえ二〇〇人以下のもの	四・五
二〇〇人をこえるもの	四・七

(一般国道及び都道府県道の延長及び面積の補正)

第十七条の十一 第十七条の九の規定によつて算定した法第六百九十九条の三十二第二項の道路の延長及び面積は、次項から第五項まで及び第十七条の十二に規定する方法によつて補正するものとする。

2 道路の延長は、法第六百九十九条の三十二第二項の指定府県(以下本条及び第十七条の十四第四項において「指定府県」という。)に係る道路の延長(第十七条の九の規定によつて算定した一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長をいう。以下本項において同じ。)を千メートルで除して得た数値又は指定市に係る道路の延長を千メートルで除して得た数値で当該指定府県の人口(当該指定市の人口を除く。以下第四項において同じ。)又は当該指定市の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる指定府県又は指定市の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

指定府県又は指定市の区分	率
一、〇〇〇人以下のもの	一・〇
一、〇〇〇人をこえ二、〇〇〇人以下のもの	一・五
二、〇〇〇人をこえ三、〇〇〇人以下のもの	一・九

三、〇〇〇人をこえ四、〇〇〇人以下のもの	二・三
四、〇〇〇人をこえ五、〇〇〇人以下のもの	二・七
五、〇〇〇人をこえ六、〇〇〇人以下のもの	三・一
六、〇〇〇人をこえ七、〇〇〇人以下のもの	三・六
七、〇〇〇人をこえ八、〇〇〇人以下のもの	四・〇
八、〇〇〇人をこえ九、〇〇〇人以下のもの	四・四
九、〇〇〇人をこえ一〇、〇〇〇人以下のもの	四・八
一〇、〇〇〇人をこえ一一、〇〇〇人以下のもの	五・二
一一、〇〇〇人をこえ一二、〇〇〇人以下のもの	五・七
一二、〇〇〇人をこえ一三、〇〇〇人以下のもの	六・一
一三、〇〇〇人をこえ一四、〇〇〇人以下のもの	六・五
一四、〇〇〇人をこえるもの	六・九

3 道路の面積は、次表の上欄に掲げる道路の種別に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

		道路の種別				率
		一般国道（橋り ようを除く。）		指定区間内の国道 の国道		
高速自動車国道（橋りようを除く。）	都道府県道（橋りようを除く。）	舗装道	砂利道	舗装道	砂利道	〇・六
		舗装道	砂利道	舗装道	砂利道	〇・七
〇・五	一・〇	〇・六	〇・六	一・〇	〇・六	〇・七

4 前項の規定によつて補正された道路の面積は、更に、当該指定府県に係る道路の面積（第十七条の九の規定によつて算定した一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積をいう。以下本項において同じ。）を千平方メートルで除して得た数値又は当該指定市に係る道路の面積を千平方メートルで除して得た数値で当該指定府県の人口又は当該指定市の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる指定府県又は指定市の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

指定府県又は指定市の区分	率
五〇人以下のもの	一・〇
五〇人をこえ一〇〇人以下のもの	一・二
一〇〇人をこえ一五〇人以下のもの	一・四
一五〇人をこえ二〇〇人以下のもの	一・六
二〇〇人をこえ二五〇人以下のもの	一・八
二五〇人をこえ三〇〇人以下のもの	二・〇
三〇〇人をこえ三五〇人以下のもの	二・三
三五〇人をこえ四〇〇人以下のもの	二・五
四〇〇人をこえ四五〇人以下のもの	二・七
四五〇人をこえ五〇〇人以下のもの	二・九
五〇〇人をこえ五五〇人以下のもの	三・一
五五〇人をこえ六〇〇人以下のもの	三・三
六〇〇人をこえ六五〇人以下のもの	三・五

六五〇人をこえ七〇〇人以下のもの
三・七
七〇〇人をこえるもの
三・九

5 第三項の表中の指定区間とは道路法第十三条第一項に規定する政令で指定する区間をいう。

(人口の定義等)

第十七条の十二 第十七条の第十三項及び第六項並びに前条第二項及び第四項の人口とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。この場合において、第十三条の三の規定はこれらの項の人口について準用する。

2 市町村の昼間人口（従業地、通学地による人口が統計法施行令（昭和二十四年政令第三百三十号）第七条の規定により公表されている最近の国勢調査の結果による当該人口をいう。以下同じ。）を当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下同じ。）で除して得た率が一・一を超える市町村の第十七条の第十三項及び第六項の人口は、前項の規定にかかわらず、昼間人口から常住人口に一・一を乗じて得た人口を控除した人口の二分の一の人口（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を同項の人口に加えた人口とする。

3 市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合又は市町村の境界が確定した場合においては、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定後の関係市町村について地方自治法施行令第一百七十七条第一項の規定に基づき都道府県知事が告示した人口を基礎として同項の規定に準じて当

該市町村に係る昼間人口及び常住人口に相当する人口として算定した人口をそれぞれ前項の昼間人口及び常住人口とみなして同項の規定を適用する。

4 前二条の規定により市町村道又は道路の延長又は面積を補正する場合において、第十七条の十第二項、第五項及び第十七条の十一第三項の道路の種別ごとの延長若しくは面積の数、これらの項に定める率を乗じた後の数又は第十七条の十第三項、第六項、第十七条の十一第二項若しくは第四項に定める率を乗じた後の数に一メートル又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ四捨五入する。

(自動車取得税額の交付額の算定に用いる資料の提出義務)

第十七条の十三 市町村長(特別区の区長を含む。)は、道府県知事の定めるところにより、自動車取得税額の交付額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を当該道府県知事に提出しなければならない。

(交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第十七条の十四 道府県は、法第六百九十九条の三十二第一項の規定によつて市町村に対し自動車取得税額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要がある場合においては、当該錯誤に係る額を発見した日以後最初に到来する交付時期(当該錯誤に係る額が本項後段に規定するものである場合には、当該錯誤に係る額を発見した日の属する年度における最後の交付時期)において当該交付すべき額に加算し、又はこれを減額するもの

とする。この場合において、当該市町村に係る市町村道の延長又は面積（第十七条の十の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下本項において同じ。）に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式によつて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該市町村に交付した自動車取得税額に乗じて得た額とする。

（（錯誤を修正した後の市町村道の延長－錯誤を修正する前の市町村道の延長）／錯誤を修正する前の市町村道の延長）＋（（錯誤を修正した後の市町村道の面積－錯誤を修正する前の市町村道の面積）／錯誤を修正する前の市町村道の面積） \times （1/2）

2 前項の場合においては、同項の交付時期において各市町村に交付する額は、政令第五十五条の七第二項の規定によつて当該交付時期に交付すべき額から前項の加算すべき額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額を加算して得た額を当該交付時期に交付する政令第五十五条の七第二項の交付額として算定した各市町村に交付すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該交付すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

3 第一項後段の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該錯誤に係る額とする。

4 第一項前段の規定は、指定府県が法第六百九十九条の三十二第二項の規定によつて指定市に対し自動車取得税額を交付する場合について準用する。

(自動車取得税の徴収に要する費用)

第十七条の十五 法第六百九十九条の三十三第一項の自動車取得税の徴収に要する費用は、当該年度の歳入に所属する自動車取得税の額の百分の五に相当する額とする。

(軽油引取税に係る納入申告書等の様式)

第十八条 軽油引取税について、次の表の上欄に掲げる納入申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

納入申告書等の種類	様式
(一) 法第七百条の十一第二項の納入申告書	第三十五号様式
一の二 法第七百条の十二第一項の証券	第三十五号の二様式
(二) 法第七百条の十四第二項の申告書	第三十五号の三様式
(三) 法第七百条の十五第六項の免税証	第三十六号様式
三の二 法第七百条の二十一の二第一項の申請に用いる申請書	第三十六号の二様式
(四) 政令第五十六条の二の三第二項の免税軽油譲渡届出書及び免税軽油譲渡承認書	第三十七号様式
(五) 政令第五十六条の七第二項の免税軽油使用者証の交付申請書	第三十八号様式
五の二 政令第五十六条の七第二項の書面	第三十八号の二様式
(六) 政令第五十六条の七第三項の免税軽油使用者証	第三十九号様式
	第三十九号の二様式

(七)	政令第五十六条の八第六項の免税証の交付申請書	第四十号様式
(八)	政令第五十六条の八第六項の明細書	第四十一号様式
(九)	政令第五十六条の九第二項の免税証の交付申請の届出書	第四十二号様式
(十)	政令第五十六条の十の通知書	第四十三号様式

(政令第五十六条の二の五の電気通信事業者等)

第十八条の二 政令第五十六条の二の五の表の第一号の上欄に規定する電気通信事業者で総務省令で定めるものは、電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。）を設置する者であつて、当該設備を不特定多数の者の通信の媒介、その他これらの者の通信の用に供するものとする。

2 政令第五十六条の二の五の表の第一号の下欄に規定する電気通信設備で総務省令で定めるものは、専ら不特定多数の者の通信を媒介し、その他これらの者の通信の用に供するものとする。

3 政令第五十六条の二の五の表の第一号の下欄に規定する総務省令で定める場合は、試運転又は訓練を行う場合とする。

4 政令第五十六条の二の五の表の第三号の下欄に規定する放送の用に供する施設で総務省令で定めるものは、放送設備を設置する家屋に固定された自家発電設備とする。

5 政令第五十六条の二の五の表の第四号の下欄に規定する機械で総務省

令で定めるものは、電波機械、高射砲等の駆動装置並びに通信の用に供する機械及び電波機械の整備用機械等とする。

(政令第五十六条の三の三の委託を受けて農作業を行う者等)

第十八条の二の二 政令第五十六条の三の三に規定する委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるものは、農作業のうち基幹的な作業(専ら機械を使用して行われるものをいう。)のすべての委託を受けて農作業を行う者とする。

2 政令第五十六条の三の三に規定する素材生産業を営む者で総務省令で定めるものは、前年度の素材の生産量が千立方メートル以上である素材生産業を営む者とする。

(政令第五十六条の五のとび・土工事業等)

第十八条の三 政令第五十六条の五に規定するとび・土工事業で総務省令で定めるものは、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条の規定によるとび・土工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行うものが営むとび・土工事業とする。

2 政令第五十六条の五に規定する石油製品製造業で総務省令で定めるものは、専ら潤滑油、グリース又は印刷インキ用溶剤を製造する者で元売業者及び特約業者以外のものが営む石油製品製造業とする。

3 政令第五十六条の五に規定する航空運送サービス業で総務省令で定めるものは、飛行場において航空機への旅客乗降用設備の供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業とする。

- 4 政令第五十六条の五に規定する総務省令で定める公共の飛行場は、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、女満別空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、出雲空港、岡山空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、徳島飛行場、松山空港、高知空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、奄美空港、那覇空港、宮古空港及び石垣空港とする。
- 5 政令第五十六条の五に規定する木材加工業で総務省令で定めるものは、一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業、木材注薬業及び木材防腐処理業とする。
- 6 政令第五十六条の五に規定する木材市場業で総務省令で定めるものは、政令第五十六条の五十七第一項に規定する市場を開設し、又は経営する事業とする。
- 7 政令第五十六条の五に規定するたい肥製造業で総務省令で定めるものは、肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二十二条第一項の規定により届出がされた同項第三号の事業場内で行われるパークたい肥製造業とする。
- 8 政令第五十六条の五に規定する自動車教習所業で総務省令で定めるものは、自動車の運転に関する技能の教習のために使用する教習指導員若しくは技能検定員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができざる装置又は無線指導装置を備えた機械（道路運送車両法（昭和二十六

年法律第百八十五号) 第四条の規定による登録を受けているものを除く。
()を五台以上備える道路交通法(昭和三十五年法律第百五号) 第九十九条第一項の規定により指定を受けた同法第九十八条第一項に規定する自動車教習所で行われる自動車教習所業とする。

(法第七百条の六の二第一項第一号の基準)

第十八条の三の二 法第七百条の六の二第一項第一号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号) 第二十三条第一項の規定による届出を適正に行つた者であること。

二 次のいずれかに該当すること。

イ 最近の三年間における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル以上であること。

ロ 石油の備蓄の確保等に関する法律第二十三条第一項の規定による届出の日から起算して三年を経過しない者である場合にあつては、申請の日の属する年の前年における軽油の年間の製造量が二十万キロリットル以上であること。

2 法第七百条の六の二第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において合併した場合における当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人に係る前項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル」とあるのは、「合併により消滅した法人及び合併後存続する法人の当該合併前の軽油の製

造量と当該合併により設立した法人又は当該合併後存続する法人の当該合併後の軽油の製造量の最近の三年における合計が六十万キロリットル」とする。

3 法第七百条の六の二第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等（分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。次項並びに次条及び第十八条の五において同じ。）をした場合における当該分割等に係る分割法人等（同法第二条第十二号の二に規定する分割法人、同条第十二号の四に規定する現物出資法人又は同条第十二号の六に規定する事後設立法人をいう。次条及び第十八条の五において同じ。）に係る第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下本号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下本号において同じ。）前の軽油の製造量を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割法人等の分割等後の軽油の製造量の最近三年における合計が六十万キロリットル」とする。

4 法第七百条の六の二第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割承継法人等（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人、同条第十二号の五に規定する被現物出

資法人又は同条第十二号の七に規定する被事後設立法人をいう。次条及び第十八条の五において同じ。）に係る第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下本号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下本号において同じ。）前の軽油の製造量を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。以下本号において同じ。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割承継法人等の分割等後の軽油の製造量の最近三年における合計が六十万キロリットル」とする。

（法第七百条の六の二第一項第二号の基準）

第十八条の四 法第七百条の六の二第一項第二号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 石油の備蓄の確保等に関する法律第十三条の規定による登録を受けた者であること。
- 二 最近の三年における軽油の年間の輸入量の平均が五万キロリットル以上であること。

2 法第七百条の六の二第一項の規定により同項第二号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において合併した場合における当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人に係る前項第二号の規定の適用については、同号中「最近の三年における軽

油の年間の輸入量の平均が五万キロリットル」とあるのは、「合併により消滅した法人及び合併後存続する法人の当該合併前の軽油の輸入量と当該合併により設立した法人又は当該合併後存続する法人の当該合併後の軽油の輸入量の最近の三年における合計が十五万キロリットル」とする。

3| 法第七百条の六の二第一項の規定により同項第二号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割法人等に係る第一項第二号の規定の適用については、同号中「最近の三年における軽油の年間の輸入量の平均が五万キロリットル」とあるのは、「分割法人等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下この号において同じ。）前の軽油の輸入量を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割法人等の分割等後の軽油の輸入量の最近三年における合計が十五万キロリットル」とする。

4| 法第七百条の六の二第一項の規定により同項第二号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割承継法人等に係る第一項第二号の規定の適用については、同号中「最近の三年における軽油の年間の輸入量の平均が五万キロリットル」とあるのは、「分割法人等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下この号において同じ。）前の軽油の輸入

量を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。以下この号において同じ。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割承継法人等の分割等後の軽油の輸入量の最近三年における合計が十
五万キロリットル」とする。

（法第七百条の六の二第一項第三号の基準）

第十八条の五 法第七百条の六の二第一項第三号に規定する総務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 次のすべてに該当すること。

イ 最近の三年における他の元売業者以外の者に対する軽油の年間の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。第十八条の十までにおいて同じ。）の平均が三十万キロリットル以上であること。

ロ その者との間に、その者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを内容とする販売契約を締結している石油製品の販売業者で、他にこれと同様の販売契約を締結していないもの（ハ及び次条第一項第三号において「系列販売業者」という。）の数が百五十以上であること。

ハ 系列販売業者の主たる事務所又は事業所が三十以上の道府県に所在すること。

ニ 主として元売業者以外の者に対し軽油を販売するものであること。

二 その行う事業によつてその組合員又は会員のために奉仕することを

目的とする全国を地区とする組合である場合に於ては、次のいずれかに該当すること。

イ 主として免税軽油を取り扱う石油製品の販売業者と継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結し、専ら当該販売業者に対し軽油を販売するものであること。

ロ その組合員又は会員（当該組合員又は会員の組合員又は会員等を含む。次条第一項第三号において同じ。）中の法第七百条の第十五第一項に規定する免税軽油使用者（以下「免税軽油使用者」という。）の数が三十万以上であること。

2 法第七百条の六の二第一項の規定により同項第三号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において合併した場合における当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人に係る前項第一号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における他の元売業者以外の者に対する軽油の年間の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。第十八条の十までにおいて同じ。）の平均が三十万キロリットル」とあるのは、「合併により消滅した法人及び合併後存続する法人の当該合併前の軽油の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。本号及び次条第一項第三号において同じ。）と当該合併により設立した法人又は当該合併後存続する法人の当該合併後の軽油の販売量の最近の三年における合計（他の元売業者以外の者に対する販売量の合計に限る。）が九十万キロリットル」とする。

3 法第七百条の六の二第一項の規定により同項第三号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした

場合における当該分割等に係る分割法人等に係る第一項第一号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における他の元売業者以外の者に対する軽油の年間の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。第十八条の十までにおいて同じ。）の平均が三十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等の分割等前の軽油の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。以下本号及び次条第一項第三号において同じ。）を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等の法人数の合計で除して得た量と当該分割法人等の分割等後の軽油の販売量の最近三年における合計（他の元売業者以外の者に対する販売量の合計に限る。）が九十万キロリットル」とする。

4 法第七百条の六の二第一項の規定により同項第三号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割承継法人等に係る第一項第一号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における他の元売業者以外の者に対する軽油の年間の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。第十八条の十までにおいて同じ。）の平均が三十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等の分割等前の軽油の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。以下本号及び次条第一項第三号において同じ。）を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等の法人数の合計で除して得た量と当該分割承継法人等の分割等後の軽油の販売量の最近三年における合計（他の元売業者以外の者に対する販売量の合計に限る。）が九十万キロ

リットル」とする。

(元売業者の指定の申請の手続等)

第十八条の六 法第七百条の六の二第一項の規定により元売業者の指定を申請しようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、第四十三号の二様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、これをその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を経由して総務大臣に提出しなければならない。

一 法第七百条の六の二第一項第一号に掲げる者にあつては、次に掲げる書類

イ 石油の備蓄の確保等に関する法律第二十三条第一項の規定による届出を適正に行つた者であることを証する書面

ロ 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる書類

(1) 第十八条の三の二第一項第二号イの基準に該当する者	申請の日の属する年の前三年の軽油の製造量並びに申請の日の属する年の軽油の製造量並びに製造計画量及びその算出の基礎を記載した書面
(2) 第十八条の三の二第一項第二号ロの基準に該当する者	申請の日の属する年の前年の軽油の製造量並びに申請の日の属する年の軽油の製造量並びに製造計画量及びその算出の基礎を記載した書面

二 法第七百条の六の二第一項第二号に掲げる者にあつては、次に掲げる書類

イ 石油の備蓄の確保等に関する法律第十三条の規定による登録を受けた者であることを証する書面

ロ 申請の日の属する年の前三年の軽油の輸入量並びに申請の日の属する年の軽油の輸入量並びに輸入計画量及びその算出の基礎を記載した書面

三 法第七百条の六の二第一項第三号に掲げる者にあつては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる書類

<p>一 前条第一項第一号の基準に該当する者</p>	<p>① 申請の日の属する年の前三年の軽油の販売量及び他の元売業者に対する軽油の販売量並びに申請の日の属する年の軽油の販売量並びに販売計画量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。次条及び第十八条の人において同じ。）及びその算出基礎を記した書面</p> <p>② 系列販売業者の氏名又は名称、住所又は所在地及び事業の概要を記載した書面</p> <p>③ 系列販売業者であることを証する書面</p>
<p>二 前条第一項第二</p>	<p>① 継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結している販売業者の氏名又は名称、住所又は所在地並びに申請の日の属する年の前年の軽油及び免税軽油の販売数量を記載した書面</p>

<p>号イの基準に該当する者</p>	<p>② 申請の日の属する年の前年の販売先ごとの販売数量を記載した書面</p> <p>③ 前条第一項第二号イに規定する販売契約に係る契約書の写し</p>
<p>三 前条第一項第二号ロの基準に該当する者</p>	<p>組合員又は会員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその組合員又は会員中の免税軽油使用者の数を記載した書面</p>
<p>四 政令第五十六条の五の二第二号イからホまでのいずれにも該当しないことを誓約する第四十三号の三様式により作成した書面</p> <p>五 誠実に事業を行うことを誓約する第四十三号の四様式により作成した書面</p>	
<p>六 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>ロ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表及び損益計算書</p> <p>ハ 役員の名簿及び履歴書</p>	
<p>七 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 戸籍抄本</p> <p>ロ 財産目録</p> <p>ハ 履歴書</p>	
<p>八 事務所又は事業所の名称及び所在地を記載した書類</p> <p>2 道府県知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請書について調査し、遅滞なく、その申請書を総務大臣に送付しなければならない</p>	

い。

3| 総務大臣は、法第七百条の六の二第一項の規定による元売業者の指定をした場合においては、その旨を官報によつて公示するものとする。公示した事項に変更があつたとき又は同条第二項の規定により元売業者の指定を取り消したときも、同様とする。

(仮特約業者の指定の申請の手続)

第十八条の七 法第七百条の六の三第一項の規定により仮特約業者の指定を申請しようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、第四十三号の五様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、これをその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

- 一 元売業者との間に締結された販売契約書の写し
- 二 政令第五十六条の五の四各号のいずれにも該当しないことを誓約する第四十三号の三様式により作成した書面
- 三 誠実に事業を行うことを誓約する第四十三号の四様式により作成した書面
- 四 申請の日の属する年の前年の軽油の販売量並びに申請の日の属する年の軽油の販売量並びに販売計画量及びその算出の基礎を記載した書面
- 五 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表

及び損益計算書

ハ 役員の名簿及び履歴書

六 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本

ロ 財産目録

ハ 履歴書

七 事務所又は事業所の名称及び所在地を記載した書類

(特約業者の指定の申請の手続)

第十八条の八 法第七百条の六の四第一項の規定により特約業者の指定を

申請しようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、第四十三号の六様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、これをその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

一 元売業者との間に締結された販売契約書の写し

二 政令第五十六条の五の四各号のいずれにも該当しないことを誓約する第四十三号の三様式により作成した書面

三 誠実に事業を行うことを誓約する第四十三号の四様式により作成した書面

四 申請の日の属する年の前三年の軽油の販売量、元売業者に対する軽油の販売量及び特約業者に対する軽油の販売量並びに申請の日の属する年の軽油の販売量並びに販売計画量及びその算出の基礎を記載した書面

- 五| 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ| 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ| 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
 - ハ| 役員の名簿及び履歴書
- 六| 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ| 戸籍抄本
 - ロ| 財産目録
 - ハ| 履歴書
- 七| 事務所又は事業所の名称及び所在地を記載した書類

(政令第五十六條の五の六第四号の保証)

第十八條の九 政令第五十六條の五の六第四号に規定する保証を行おうとする元売業者は、当該仮特約業者の引渡しに係る軽油の納入地（法第七百條の三第一項に規定する納入地をいう。以下同じ。）の道府県知事に對し、当該道府県知事が指定する金額及び期間について保証を行うことを証する文書を提出しなければならない。

(政令第五十六條の五の六第五号の総務省令で定める基準)

第十八條の十 政令第五十六條の五の六第五号に規定する総務省令で定める基準は、次の各号（同条第四号ロに該当する場合にあつては、第一号から第三号までの各号）に掲げるとおりとする。

- 一| 石油の備蓄の確保等に関する法律第二十四条第一項の規定により石

油販売業の届出を義務付けられている者にあつては、当該届出を適正に行つてゐること。

- 二 専ら元売業者以外の者に対し軽油を販売するものであること。
- 三 専ら特約業者以外の者に対し軽油を販売するものであること。
- 四 最近の三年における軽油の年間の販売量の平均が七十キロリットル以上であること。

(軽油引取税を課さないこととされる軽油の数量を証する書類の提出)

第十八条の十一 法第七百条の十一第四項の規定によつて、道府県知事の承認を受けようとする登録特別徴収義務者は、当該登録特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地所在の道府県ごとに次の各号に掲げる軽油の数量の区分に応じ、当該各号に定める書類を同条第二項の納入申告書に添付して、これを当該道府県知事に提出しなければならない。

- 一 法第七百条の五第一号の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたものであることを証するに足りる書類で、次に掲げる事項が記載されたもの

イ 輸出した者の氏名又は名称及び住所又は所在地

ロ 輸出の年月日

ハ 輸出した軽油の数量

ニ 輸出先

- 二 法第七百条の五第二号の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量 次に掲げる事項が記載された書類

イ 当該軽油の数量

ロ 先に軽油引取税を課された状況

ハ 軽油引取税を課された後の当該軽油の流通の状況

三 法第七百条の六の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量 当該道府県知事の交付した免税証

(政令第五十六条の七第一項の総務省令で定める事項等)

第十八条の十一の二 政令第五十六条の七第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

二 業種

三 免税軽油の用途に係る機械、車両又は設備ごとの免税軽油の年間所要見込数量及びその合計数量

四 法第七百条の十五第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、当該代表者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

2 政令第五十六条の七第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

二 業種

三 免税軽油使用者証の交付年月日及び番号

四 当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に係る免税軽油の数量及び当該数量の計算の基礎となつた期間

五 法第七百条の十五第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、当該代表者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

(免税軽油の引取り等に係る報告書の提出)

第十八条の十一の三 法第七百条の二十の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称
- 二 業種
- 三 免税軽油使用者証の番号
- 四 法第七百条の二十の二第一項の規定による報告の対象となる期間（以下本項において「報告対象期間」という。）の初日及び末日の年月日
- 五 当該報告対象期間内に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油（免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行つた免税軽油をいう。以下本項及び次項において同じ。）の引取りに関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）
- 六 当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称

- 七 当該販売業者に提出した当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項
- 八 当該報告対象期間内に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）
- 九 当該報告対象期間の初日の前日及び末日における免税軽油の保有数量
- 十 当該報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数
- 2 法第七百条の二十の二第一項の規定により報告書を提出しようとする免税軽油使用者証の交付を受けた者は、第四十三号の六の二様式による報告書に次に掲げる書類を添付して、これを当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に提出しなければならない。
- 一 報告対象免税軽油の引取りを行つた日及びその数量並びに当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の氏名又は名称を証するに足る書類
- 二 前号に掲げるもののほか、道府県知事が当該報告書に記載された事項についての事実を証する書類として特に必要と認める書類

（軽油引取税の求償権の特例）

第十八条の十二 軽油引取税が課される軽油の引取りを行つた者が、軽油引取税の特別徴収義務者から当該特別徴収義務者以外の者を経由して当該引取りを行つた場合における法第七百条の二十二第二項の規定の適用については、同項中「当該特別徴収義務者に」とあるのは、「当該軽油

の引渡しを行つた者で当該特別徴収義務者以外のもの又は当該特別徴収義務者に」とする。

2| 前項の規定は、当該特別徴収義務者以外の者が、その返還した軽油に対応する代金及び軽油引取税額に相当する額を支払つた場合におけるその者の当該特別徴収義務者に対する求償権の行使を妨げない。

(法第七百条の二十二の二第一項の総務省令で定める事項)

第十八条の十三 法第七百条の二十二の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第七百条の二十二の二第一項第一号又は第二号の炭化水素油の製造を行う場合 次に掲げる事項

イ 承認を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は所在地(事業の委託をしている場合にあつては、承認を受けようとする者及びその委託を受けている者の氏名又は名称及び住所又は所在地)

ロ 製造を行う年月日

ハ 製造を行う場所

ニ 製造に使用する炭化水素油の性状及び数量

ホ 炭化水素油の製造方法

ヘ 製造に使用する炭化水素油の仕入先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに仕入先ごとの仕入数量

ト 製造する炭化水素油の性状及び数量

チ 製造する炭化水素油の用途

- リ 製造する炭化水素油の貯蔵場所
- 又 製造する炭化水素油の譲渡先及び譲渡又は消費の予定年月日
- 二 法第七百条の二十二の二第一項第三号の燃料炭化水素油の譲渡を行う場合 次に掲げる事項
 - イ 承認を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は所在地
 - ロ 譲渡を行う年月日
 - ハ 譲渡を行う場所
 - ニ 譲渡しようとする燃料炭化水素油の性状及び数量
 - ホ 譲渡しようとする相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地
 - ヘ 譲渡に係る自動車の自動車登録番号
- 三 法第七百条の二十二の二第一項第四号の燃料炭化水素油の消費を行う場合 次に掲げる事項
 - イ 承認を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は所在地
 - ロ 消費を行う年月日
 - ハ 消費しようとする燃料炭化水素油の性状及び数量
 - ニ 消費に係る自動車の自動車登録番号
 - ホ 消費に係る自動車の主たる定置場

(製造等の承認に係る手続)

第十八条の十四 元売業者（法第七百条の六の二第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。次項において同じ。）、 特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等及び自動車保有者は、法第七百条の二十二の二第一項第一号又は第二号に該

当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる行為をしようとする日前十日までに第四十三号の七様式による承認申請書に過去における炭化水素油の製造の状況、軽油引取税に係る納入金の納入又は軽油引取税の納付の状況及び炭化水素油の製造又は貯蔵の用に供する施設又は設備の詳細を記載した書面を添付して、これを同項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

2 元売業者が法第七百条の二十二の二第一項第一号又は第二号の炭化水素油の製造を行う場合における同項の承認の申請については、前項に規定する道府県知事が軽油引取税の取締り又は保全上支障がないと認めるときに限り、前項の規定にかかわらず、当該元売業者が、三月ごとに、申請の日から三月間の炭化水素油の製造についての計画を記載した承認申請書に過去三月間における炭化水素油の製造の状況及び製造された炭化水素油の用途を記載した書面を添付して、これを前項に規定する道府県知事に提出する方法で行うことができる。

3 元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等及び自動車の保有者は、法第七百条の二十二の二第一項第三号に該当する場合には、その行為をしようとする日前十日までに第四十三号の八様式による承認申請書に、当該燃料炭化水素油が混和して製造されたものであるときは、当該製造に係る製造等承認証を、その者が過去において同号の承認を受けた者であるときは、前回承認を受けた際の当該譲渡に係る自動車用炭化水素油譲渡証の交付の状況及び軽油引取税の納付の状況を記載した書面を添付して、これを同項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

4| 自動車の保有者は、法第七百条の二十二の二第一項第四号に該当する場合には、その行為をしようとする日前十日までに第四十三号の九様式による承認申請書に過去における燃料炭化水素油の消費の状況及び軽油引取税の納付の状況を記載した書面を添付して、これを同項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

5| 次の表の上欄に掲げる製造等承認証の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

製造等承認証の種類	様式
一 法第七百条の二十二の二第一項第一号又は第二号の承認に係る製造等承認証	第四十三号の七様式
二 法第七百条の二十二の二第一項第三号の承認に係る製造等承認証	第四十三号の八様式
三 法第七百条の二十二の二第一項第四号の承認に係る製造等承認証	第四十三号の九様式

(自動車用炭化水素油譲渡証)

第十八条の十五 自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しは、道府県知事の交付する用紙によつて作成しなければならない。

2| 前項の自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しの用紙には一連の番号を付けなければならない。

3| 自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しの様式は、第四十三号の十様式による。

4 法第七百条の二十二の二第一項第三号の承認を受けた者は、自動車用炭化水素油譲渡証の写しを、当該自動車用炭化水素油譲渡証を交付した日から起算して一年間保管しなければならない。

5 法第七百条の二十二の二第一項第三号の承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油の譲渡が完了した際に第一項の用紙を所持しているときは、遅滞なく、これを交付した道府県知事に対し返納しなければならない。

(製造等に係る帳簿記載義務)

第十八条の十六 法第七百条の二十二の二第一項第一号又は第二号の承認を受けた者は、事務所又は事業所(事業の委託をしている場合にあつては、その委託を受けている者の事務所又は事業所を含む。以下第十八条の二十四までにおいて同じ。)ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- 一 製造を行った年月日
- 二 製造を行った場所
- 三 製造に使用した炭化水素油の性状及び数量
- 四 炭化水素油の製造方法
- 五 製造に使用した炭化水素油の仕入先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに仕入先ごとの仕入数量
- 六 製造した炭化水素油の性状及び数量
- 七 製造した炭化水素油の用途
- 八 製造した炭化水素油の貯蔵場所及び在庫数量

九 製造した炭化水素油を譲渡し、又は消費したときは、その譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地、その譲渡又は消費の年月日並びにその譲渡数量又は消費数量

2 法第七百条の二十二の二第一項第三号の承認を受けた者は、事務所又は事業所ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

一 譲渡を行った年月日

二 譲渡を行った場所

三 譲渡した燃料炭化水素油の性状及び数量

四 譲渡した相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに当該譲渡に係る自動車の自動車登録番号

五 交付した自動車用炭化水素油譲渡証の番号

六 燃料炭化水素油の貯蔵場所及び在庫数量

3 法第七百条の二十二の二第一項第四号の承認を受けた者は、消費に係る自動車の主たる定置場ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

一 消費を行った年月日

二 消費した燃料炭化水素油の性状及び数量

三 消費に係る自動車の自動車登録番号

四 燃料炭化水素油の在庫数量

4 法第七百条の二十二の二第一項第三号の承認を受けた者が、その者の事務所又は事業所において当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の保有者に譲渡し、同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を行った場合には、第二項第四号に掲げる事項のうち譲渡した相手方

の氏名又は名称及び住所又は所在地に係る事項の記載を省略することができる。ただし、道府県知事が特に必要があると認めてその記載を命じたときは、この限りでない。

(事業の開廃等の届出書の提出)

第十八条の十七 法第七百条の二十二の四第一項の規定による届出をしようとする元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、事業を開始し、廃止し、又は休止しようとする日の五日前までに第四十三号の十一様式による届出書を、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に（元売業者にあつては、当該道府県知事を経由して総務大臣に）提出しなければならない。

2 法第七百条の二十二の四第二項の規定による届出をしようとする元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、当該販売契約の締結又は終了の日から五日以内に第四十三号の十二様式による届出書を主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に（元売業者にあつては、当該道府県知事を経由して総務大臣に）提出しなければならない。

3 法第七百条の二十二の四第三項の規定による届出をしようとする元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、遅滞なく、当該異動に係る事項を記載した第四十三号の十一様式又は第四十三号の十二様式による届出書を主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に（元売業者にあつては、当該道府県知事を経由して総務大臣に）提出しなければならない。

(届出書の提出を受けた道府県知事から関係道府県知事への通知)

第十八条の十八 前条第一項の規定による届出書の提出を受けた道府県知事は、速やかに、次に掲げる事項を関係道府県知事に通知するものとする。

一 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 事務所又は事業所の名称及び所在地

三 事業の開始若しくは廃止の年月日又は休止期間

2 前条第二項の規定による届出書の提出を受けた道府県知事は、速やかに、次に掲げる事項を関係道府県知事に通知するものとする。

一 契約の当事者それぞれの氏名又は名称及び住所又は所在地

二 契約の締結又は終了の年月日

3 前条第三項の規定による届出書の提出を受けた道府県知事は、速やかに、当該異動に係る事項を関係道府県知事に通知するものとする。

(法第七百条の二十二の五第一項の報告事項等)

第十八条の十九 法第七百条の二十二の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項とし、同項に規定する総務省令で定める道府県知事は、同表の上欄に掲げる者及び同表の中欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる道府県知事とする。

① 納入を行った軽油についての引取りを

<p>行った者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに引取りを行った者ごとの引渡数量</p> <p>② 納入を行った軽油についての納入を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所ごとの納入数量</p> <p>③ 納入を行った後返還を受けた軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに引取りを行った者ごとの返還数量</p> <p>④ 納入を行った後返還を受けた軽油についての納入を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所ごとの返還数量</p> <p>⑤ 納入を行った軽油についての元売業者の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所ごとの納入数量</p> <p>⑥ 納入を行った後返還を受けた軽油についての返還を受けた元売業者の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所ごとの返還数量</p>	<p>軽油の納入地の道府県知事</p>
---	---------------------

	<p>元売業者</p> <p>① 軽油の製造を行つた事業所の名称及び所在地並びに事業所ごとの軽油の製造数量</p> <p>② 軽油の輸入の許可（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条に規定する輸入の許可をいう。以下本条、次条及び第十八条の二十四において同じ。）に係る税関、輸入の許可を受けた年月日、税関ごと及び輸入の許可ごとの軽油の輸入数量並びに輸入した軽油に係る関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の品名及び関税法第百二条の規定に基づく輸出統計品目表及び輸入統計品目表（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号）の輸入統計品目表（以下本条、次条及び第十八条の二十四において「輸入統計品目表」という。）の統計番号</p> <p>③ 引取りを行つた軽油についての引渡しを行つた者の氏名又は名称及び引渡しを行つた者ごとの引取数量並びに引渡しを行つた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの引取数量</p> <p>④ 納入を受けた軽油についての納入を行</p>
--	--

<p>つた者の氏名又は名称及び納入を行った者ごとの納入数量並びに納入を行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの納入数量</p>	<p>⑤ 引取りを行った後返還を行った軽油についての引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者ごとの返還数量並びに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量</p>	<p>主たる事務所又は事業所所在の道府県知事</p>
<p>⑥ 納入を受けた後返還を行った軽油についての納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者ごとの返還数量並びに納入を行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量</p>	<p>⑦ 引渡しを行った軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの引渡数量並びに引取りを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの引渡数量</p>	
<p>⑧ 納入を行った軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの納入数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの</p>		

<p>② 軽油の輸入の許可に係る税関、輸入の許可を受けた年月日、税関ごと及び輸入の許可ごとの軽油の輸入数量並びに輸入した軽油に係る関税率別表の品名及び輸入統計品目表の統計番号</p>	<p>納入数量</p> <p>⑨ 消費を行った事務所又は事業所ごとの消費数量</p> <p>⑩ 引渡しを行った後返還を受けた軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの返還数量並びに引取りを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量</p> <p>⑪ 納入を行った後返還を受けた軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの返還数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量</p> <p>⑫ 元売業者の事務所又は事業所ごとの各月末日における軽油の在庫数量</p> <p>① 軽油の製造を行った事業所の名称及び所在地並びに事業所ごとの軽油の製造数量</p>

特約業者		
	<p>③ 引取りを行った軽油についての引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者ごとの引取数量並びに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの引取数量</p>	
	<p>④ 納入を受けた軽油についての納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者ごとの納入数量並びに納入を行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの納入数量</p>	
	<p>⑤ 引取りを行った後返還を行った軽油についての引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者ごとの返還数量並びに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量</p>	
	<p>⑥ 納入を受けた後返還を行った軽油についての納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者ごとの返還数量並びに納入を行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量</p>	<p>主たる事務所 又は事業所 在地の道府県</p>
	<p>⑦ 引渡しを行った軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの引渡数量並びに引取りを</p>	<p>知事</p>

<p>① 軽油の製造を行った事業所の名称及び所在地並びに事業所ごとの軽油の製造数</p>	<p>行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの引渡数量</p> <p>⑧ 納入を行った軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの納入数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの納入数量</p> <p>⑨ 消費を行った事務所又は事業所ごとの消費数量</p> <p>⑩ 引渡しを行った後返還を受けた軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの返還数量並びに引取りを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量</p> <p>⑪ 納入を行った後返還を受けた軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの返還数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量</p> <p>⑫ 特約業者の事務所又は事業所ごとの各月末日における軽油の在庫数量</p>

-
-
- 量
- ② 軽油の輸入の許可に係る税関、輸入の許可を受けた年月日、税関ごと及び輸入の許可ごとの軽油の輸入数量並びに輸入した軽油に係る関税率別表の品名及び輸入統計品目表の統計番号
 - ③ 引取りを行った軽油についての引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者ごとの引取数量並びに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの引取数量
 - ④ 納入を受けた軽油についての納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者ごとの納入数量並びに納入を行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの納入数量
 - ⑤ 引取りを行った後返還を行った軽油についての引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者ごとの返還数量並びに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量
 - ⑥ 納入を受けた後返還を行った軽油についての納入を行った者の氏名又は名称及び
-
-

業者等 軽油製造	び納入を行った者ごとの返還数量並びに 納入を行った者の事務所又は事業所所在 の道府県ごとの返還数量	主たる事務所 又は事業所所 在地の道府県 知事
⑦ 引渡しを行った軽油についての引取り を行った者の氏名又は名称及び引取りを 行った者ごとの引渡数量並びに引取りを 行った者の事務所又は事業所所在の道府 県ごとの引渡数量		
⑧ 納入を行った軽油についての納入を受 けた者の氏名又は名称及び納入を受けた 者ごとの納入数量並びに納入を受けた者 の事務所又は事業所所在の道府県ごとの 納入数量		
⑨ 消費を行った事務所又は事業所ごとの 消費数量		
⑩ 引渡しを行った後返還を受けた軽油に ついての引取りを行った者の氏名又は名 称及び引取りを行った者ごとの返還数量 並びに引取りを行った者の事務所又は事 業所所在の道府県ごとの返還数量		
⑪ 納入を行った後返還を受けた軽油につ いての納入を受けた者の氏名又は名称及 び納入を受けた者ごとの返還数量並びに		

	納入を受けた者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの返還数量	
	⑫ 軽油製造業者等の事務所又は事業所ごとの各月末日における軽油の在庫数量	

(法第七百条の二十二の五第二項の報告事項等)

第十八条の十九の二 法第七百条の二十二の五第二項に規定する総務省令

で定める事項は、次に定める事項とし、同項に規定する総務省令で定める道府県知事は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事とする。

- 一 製造をした者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 二 製造をした年月日
- 三 製造をした場所
- 四 製造に使用した炭化水素油の性状及び数量並びに軽油の製造方法
- 五 製造した軽油の数量
- 六 製造した軽油の用途
- 七 製造した軽油を譲渡しようとする相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡又は消費の予定年月日
- 八 製造した軽油を譲渡し、又は消費したときは、その譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地、その譲渡又は消費の年月日並びにその譲渡数量又は消費数量

(法第七百条の二十二の五第五項の総務省令で定める事項)

第十八条の二十 法第七百条の二十二の五第五項に規定する総務省令で定

める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 軽油の納入先の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 二 納入を行った年月日
- 三 納入を行った軽油の数量

(法第七百条の二十二の五第六項の総務省令で定める事項)

第十八条の二十一 法第七百条の二十二の五第六項に規定する総務省令で

定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 納入を受けた軽油の引渡しを行った者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 二 納入を受けた軽油の納入を行った者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 三 納入を受けた年月日
- 四 納入を受けた軽油の数量

(軽油の引取りの報告等の方法)

第十八条の二十二 法第七百条の二十二の五第一項又は第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によるものとする。

一 法第七百条の二十二の五第一項の元売業者が軽油の納入地の道府県知事に対し報告すべき事項	第四十三号の十三様式から第四十三号の十六様式まで
--	--------------------------

<p>二 法第七百条の二十二の五第一項の元売業者、特約業者及び軽油製造業者等がその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し報告すべき事項</p>	<p>第四十三号の十七様式</p>
<p>三 法第七百条の二十二の五第二項の規定による報告をしようとする者がその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し報告すべき事項第</p>	<p>第四十三号の十八様式</p>
<p>2 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等がその事務所又は事業所において行う自動車の保有者に対する現実の納入を伴う軽油の引渡しについては、第十八条の十九の表の中欄に掲げる事項のうち、引渡しを行った軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの引渡数量並びに引取りを行った者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの引渡数量並びに納入を行った軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの納入数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの納入数量を省略する方法により報告することができる。ただし、道府県知事が特に必要があると認めその報告を命じたときは、この限りでない。</p>	
<p>3 元売業者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に法第七百条の二十二の五第五項の規定による納入を行った軽油に係る第十八条の二十に規定する事項を、当該特約業者に対し通知しなければならない。</p>	
<p>4 法第七百条の三第一項又は第二項に規定する軽油の引取りを行った者</p>	

は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に納入を受けた軽油に係る前条に規定する事項を記載した書類を、当該引取りに係る特別徴収義務者に提出しなければならない。

5 自動車の保有者が元売業者又は特約業者の事務所又は事業所において現実の納入を伴う軽油の引取りを行う場合においての前項の書類の提出については、特別徴収義務者が前条に規定する事項を記載した書類に当該自動車の保有者が署名する方法で行うことができる。

(法第七百条の二十二の五第七項の書類の保存)

第十八条の二十三 法第七百条の二十二の五第六項の規定により書類の提出を受けた特別徴収義務者は、これを当該書類の提出を受けた日から七年間、当該特別徴収義務者の事務所又は事業所に保存しなければならない。

(法第七百条の二十三の帳簿記載義務)

第十八条の二十四 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、事務所又は事業所ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- 一 引取りを行った軽油の数量及び引取りを行った年月日並びに引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者の事務所又は事業所の名称及び所在地
- 二 納入を受けた軽油の数量及び納入を受けた年月日並びに納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者の事務所又は事業所の名称及

び所在地

三 引渡しを行った軽油の数量及び引渡しを行った年月日並びに引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者の事務所又は事業所の名称及び所在地

四 納入を行った軽油の数量及び納入を行った年月日並びに納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地

五 各月末日における軽油の在庫数量

六 消費した軽油の数量及び消費の年月日

七 引取りを行った後返還を行った軽油の数量及び返還を行った年月日並びに返還を受けた者の氏名又は名称及び返還を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地

八 納入を受けた後返還を行った軽油の数量及び返還を行った年月日並びに返還を受けた者の氏名又は名称及び返還を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地

九 引渡しを行った後返還を受けた軽油の数量及び返還を受けた年月日並びに返還を行った者の氏名又は名称及び返還を行った者の事務所又は事業所の名称及び所在地

十 納入を行った後返還を受けた軽油の数量及び返還を受けた年月日並びに返還を行った者の氏名又は名称及び返還を行った者の事務所又は事業所の名称及び所在地

2 前項の場合において、軽油が法第七百条の五又は第七百条の六の規定の適用を受けた、又は受けるべきものであるときには、その旨を付記し

なければならない。

3| 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一| 軽油の製造を行った事業所の名称及び所在地、製造を行った年月日並びに事業所ごとの軽油の製造数量

二| 軽油の輸入の許可に係る税関、輸入の許可を受けた年月日、税関ごと及び輸入の許可ごとの軽油の輸入数量並びに輸入した軽油に係る関税定率法別表の品名及び輸入統計品目表の統計番号

4| 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、帳簿を既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油に係るものとその他の軽油に係るものに区分しなければならない。

5| 元売業者又は特約業者がその販売事業の一部を他の者に委託している場合においては、当該事業の委託を受けている者は、帳簿を当該委託者ごとのものとその他のものに区分し、第一項各号に掲げる事項及び当該委託に係る事項を記載しなければならない。

6| 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等がその事務所又は事業所において行う自動車の保有者に対する現実の納入を伴う軽油の引渡しについては、第一項第三号及び第四号に掲げる事項（引渡しを行った軽油の数量及び引渡しを行った年月日並びに納入を行った軽油の数量及び納入を行った年月日を除く。）の記載を省略することができる。ただし、道府県知事が特に必要であると認めてその記載を命じたときは、この限りでない。

(法第七百条の四十九第一項の総務省令で定める道路)

第十八条の二十五 法第七百条の四十九第一項に規定する総務省令で定める道路は、第十七条の八に定める道路とする。

(交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第十九条 法第七百条の四十九第一項の指定府県（以下「指定府県」という。）は、毎年度、同項の指定市（以下「指定市」という。）に対して、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれその下欄に定める額に当該指定市の区域内に存する道路（法第七百条の四十九第一項の道路をいう。以下同じ。）の面積を当該指定府県の区域内に存する道路の面積で除して得た率を乗じて得た金額を交付する。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額の基準となる額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した軽油引取税の額（当該期間内に軽油引取税に係る還付金を歳出予算から支出した場合においては、当該支出した額を控除した額とする。以下本表において同じ。）の十分の九に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した軽油引取税の額の十分の九に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した軽油引取税の額の十分の九に相当する額

2 前項の率を算出する場合において小数点以下三位未満の端数が生ずる

ときは、これを切り捨てる。

3 第一項に規定する各交付時期ごとに交付することができなかった金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき金額をこえて交付した金額がある場合においては、それぞれ当該金額を次の交付時期に交付すべき金額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(交付額の算定に用いる資料の提出義務)

第二十条 指定市の長は、指定府県の知事の定めるところにより、当該指定府県が当該指定市に対して前条の規定により交付する額の算定に用いる道路の面積に関する資料を当該指定府県の知事に提出しなければならぬ。

(道路の面積の算定)

第二十一条 法第七百条の四十九第二項 本文に規定する道路の面積の算定は、道路法第二十八条に規定する道路台帳に記載されている道路(同法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいう。)の延長に当該道路の路面幅員を乗じて行うものとする。

2 前項の算定は、毎年度、前年の四月一日現在において行うものとする。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、市町村の廃置分合、大規模な境界変更又は指定市の指定等により道路を管理する都道府県又は指定市に変更があつたときは、都道府県知事が必要と認める場合に限り前項及びこの項本文の規定による算定は、その年の

四月一日現在における道路の管理者の区分により行うことができる。

(道路の面積の補正)

第二十二條 前条の規定によつて算定した道路の面積は、次項以下に規定する方法によつて、補正するものとする。

2) 道路の面積のうち道路(橋りようを除く。以下本項において同じ。)にかかる面積は、第一号及び第二号に掲げる率を連乗して得た率を基礎として、橋りようにかかる面積は、第三号に掲げる率を基礎として、それぞれ総務大臣が定める率を乗じて補正するものとする。

一 次の算式によつて得た率

(有効幅員4.5メートル以上7.5メートル未満の道路(未改良にかゝる道路を除く。))の延長×1) + (有効幅員4.5メートル以上の道路(改良にかゝる道路を除く。))の延長×1.2) + (有効幅員4.5メートル未満の道路の延長×1.5)

1 +

道路の面積

二 次の算式によつて得た率

砂利道の延長×1.3 + 舗装道の延長

道路の延長

三 次の算式によつて得た率

(木橋の延長×9 + 橋りよう(木橋を除く。))の延長×2.5)

繰りよりの延長

3| 前項の規定によつて補正された道路の面積は、更に、次表によつて得られる当該指定府県又は指定市の率を乗じて得た率を基礎として総務大臣が定める率を乗じて補正するものとする。

指定府県又は指定市の平均交通量	率
二、五〇〇台以下	一・〇
二、五〇〇台をこえ 三、五〇〇台以下	一・二
三、五〇〇台をこえ 四、五〇〇台以下	一・四
四、五〇〇台をこえ 五、五〇〇台以下	一・六
五、五〇〇台をこえ 六、五〇〇台以下	一・八
六、五〇〇台をこえ 七、五〇〇台以下	二・〇
七、五〇〇台をこえ 八、五〇〇台以下	二・二
八、五〇〇台をこえ 一〇、五〇〇台以下	二・六
一〇、五〇〇台をこえ 一二、五〇〇台以下	三・〇
一二、五〇〇台をこえ 二八、五〇〇台以下	三・〇に一二、五〇〇台から計算して一、〇〇台までを増すごとに〇・二を加算した数
二八、五〇〇台をこえるもの	六・六

4| 第二項第三号の木橋とは、前年の四月一日現在において道路法第二十条に規定する道路台帳に記載されている木橋をいい、前項の平均交通量とは、道路法第七十七条第一項の規定によつて国土交通大臣が最近に

行つた一般交通調査に基づき、総務大臣が調査算定したものをいう。

5| 第二項各号に掲げる率及び同項第一号及び第二号に掲げる率を連乘して得た率並びにこれらの率を基礎として総務大臣が定める率を算定する場合において、小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四捨五入する。

(総務大臣が定める率の算定に用いる資料の提出義務)

第二十二條の二 指定府県の知事及び指定市の長は、総務大臣の定めるところにより、前條の規定によつて総務大臣が定める率の算定に用いるために必要な資料を総務大臣に提出しなければならない。

(交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第二十三條 第十九條第一項の規定によつて指定市に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合においては、当該錯誤に係る額を発見した日以後に到来する交付時期において当該交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(軽油引取税の徴収に要する費用)

第二十四條 法第七百條の五十の軽油引取税の徴収に要する費用は、当該年度の歳入に所属する軽油引取税の額の百分の七に相当する額とする。

(法附則第九条第十二項に規定する剰余金として計上したものと等)

第三条 法附則第九条第十二項に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 及び二 略

2 略

3 法附則第九条第十二項に規定する総務省令で定める損失は、会社法第四百五十二条の規定により損失のてん補に充てた日における会社計算規則第五十二条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

(政令附則第六条の十六第八項第三号の不動産)

第三条の二の七 政令附則第六条の十六第八項第三号に規定する総務省令で定めるものは、線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する不動産とする。

(政令附則第七条第二十五項の施設)

第三条の二の二十 政令附則第七条第二十五項に規定する総務省令で定める施設は、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項第一号に掲げる設備から構成される施設のうちデジタル送受信装置（デジタル伝送装置によつて変調されたデジタル信号の送信又は受信を行うものうち、搬送波を発生させることによりデジタル信号を給電線に送出する機能、送信装置の出力端子と送信

(法附則第九条第十三項に規定する剰余金として計上したものと等)

第三条 法附則第九条第十三項に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 及び二 略

2 略

3 法附則第九条第十三項に規定する総務省令で定める損失は、会社法第四百五十二条の規定により損失のてん補に充てた日における会社計算規則第五十二条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

(政令附則第六条の十六第九項の不動産)

第三条の二の七 政令附則第六条の十六第九項第三号に規定する総務省令で定めるものは、線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する不動産とする。

(政令附則第七条第二十四項の施設)

第三条の二の二十 政令附則第七条第二十四項に規定する総務省令で定める施設は、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項第一号に掲げる設備から構成される施設のうちデジタル送受信装置（デジタル伝送装置によつて変調されたデジタル信号の送信又は受信を行うものうち、搬送波を発生させることによりデジタル信号を給電線に送出する機能、送信装置の出力端子と送信

用アンテナの接続若しくは受信装置の入力端子と受信用アンテナの接続を行う機能又は受信用アンテナが受信した電波の中から特定の電波を選択し、増幅する機能を有するものに限るものとし、これらと同時に設置するアンテナ及びその支持物を含む。)を整備するために取得されたものとする。

(政令附則第七条第二十七項の方法)

第三条の二十 一 政令附則第七条第二十七項に規定する総務省令で定める方法は、都市再生特別措置法施行規則(平成十四年国土交通省令第六十六号)第二十六条に掲げる方法とする。

(政令附則第七条第三十項の規模等)

第三条の二十 二 政令附則第七条第三十項第一号に規定する新築する建築物の敷地面積として総務省令で定める規模は、百平方メートルとし、同号に規定する敷地面積の合計として総務省令で定める規模は、五百平方メートルとする。

2 政令附則第七条第三十項第二号に規定する総務省令で定める基準は、公共施設又は周辺街区からの避難に利用可能な幅員四メートル以上の通路であることとする。

(政令附則第七条第三十一項の施設)

第三条の二十 三 政令附則第七条第三十一項に規定する助産を行うことを目的とする施設で総務省令で定めるものは、医療法第七条第一項若

用アンテナの接続若しくは受信装置の入力端子と受信用アンテナの接続を行う機能又は受信用アンテナが受信した電波の中から特定の電波を選択し、増幅する機能を有するものに限るものとし、これらと同時に設置するアンテナ及びその支持物を含む。)を整備するために取得されたものとする。

(政令附則第七条第二十六項の方法)

第三条の二十 一 政令附則第七条第二十六項に規定する総務省令で定める方法は、都市再生特別措置法施行規則(平成十四年国土交通省令第六十六号)第二十六条に掲げる方法とする。

(政令附則第七条第二十九項の規模等)

第三条の二十 二 政令附則第七条第二十九項第一号に規定する新築する建築物の敷地面積として総務省令で定める規模は、百平方メートルとし、同号に規定する敷地面積の合計として総務省令で定める規模は、五百平方メートルとする。

2 政令附則第七条第二十九項第二号に規定する総務省令で定める基準は、公共施設又は周辺街区からの避難に利用可能な幅員四メートル以上の通路であることとする。

(政令附則第七条第三十項の施設)

第三条の二十 三 政令附則第七条第三十項に規定する助産を行うことを目的とする施設で総務省令で定めるものは、医療法第七条第一項若

しくは第二項の規定による許可又は同法第八条若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条第三項の規定による届出に係る医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第一条の十四第一項第十一号又は同規則第二条第一項第六号に規定する平面図において示された分べん室、陣痛室、新生児室、授乳室その他助産に必要な施設とする。

（政令附則第七條第三十三項第十二号のスポーツ施設）

第三条の二十四 政令附則第七條第三十三項第十二号に規定する総務省令で定めるスポーツ施設は、トレーニングセンター（主として重量挙げ及びボディービル用具を用い、室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。）、体育館、プール及びこれらに附属する施設とする。

（政令附則第七條第三十五項の施設）

第三条の二十六 政令附則第七條第三十五項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

（法附則第十一条の四第五項の資産の譲渡）

第三条の二十七 法附則第十一条の四第五項に規定する資産の譲渡として総務省令で定めるものは、同項に規定する資産の譲渡であることについて政令附則第九条の三第一項に規定する主務大臣の認定を受けたものとする。

しくは第二項の規定による許可又は同法第八条若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条第三項の規定による届出に係る医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第一条の十四第一項第十一号又は同規則第二条第一項第六号に規定する平面図において示された分べん室、陣痛室、新生児室、授乳室その他助産に必要な施設とする。

（政令附則第七條第三十二項のスポーツ施設）

第三条の二十四 政令附則第七條第三十二項第十二号に規定する総務省令で定めるスポーツ施設は、トレーニングセンター（主として重量挙げ及びボディービル用具を用い、室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。）、体育館、プール及びこれらに附属する施設とする。

（政令附則第七條第三十四項の施設）

第三条の二十六 政令附則第七條第三十四項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

(政令附則第十条の書類等)

第四条 政令附則第十条第三項に規定する総務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法附則第十二条第一項の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（以下この項、第五項から第七項まで及び第十四項において「農地等」という。）の同法第七十条の四第一項本文に規定する贈与（同項の規定により贈与税の納税の猶予を受ける者にする贈与を除く。以下この項において「贈与」という。）をした者が、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の六第一項に規定する個人に該当する者である旨及び当該贈与を受けた者が同条第五項に規定する要件に該当する者である旨の当該農地等の所在地を管轄する政令附則第十条第十六項に規定する農業委員会（以下この条において「農業委員会」という。）の証明書
- 二 前号に規定する贈与をした者（以下この項、第四項、第十項及び第十一項において「贈与者」という。）から贈与により農地等を取得した者が当該贈与者の推定相続人に該当することを証する書類
- 三及び四 略

2 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の十三第一項から第三項までの規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の八第一項及び第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税特別措置法施行規

(政令附則第十条の書類等)

第四条 政令附則第十条第三項に規定する総務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法附則第十二条第一項の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（以下この項及び第五項から第七項まで において「農地等」という。）の同法第七十条の四第一項本文に規定する贈与（同項の規定により贈与税の納税の猶予を受ける者にする贈与を除く。以下この項において「贈与」という。）をした者が、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の六第一項に規定する個人に該当する者である旨及び当該贈与を受けた者が同条第六項に規定する要件に該当する者である旨の当該農地等の所在地を管轄する政令附則第十条第十二項に規定する農業委員会（以下この条において「農業委員会」という。）の証明書
- 二 前号に規定する贈与をした者（以下この項、第四項、第九項及び第十項において「贈与者」という。）から贈与により農地等を取得した者が当該贈与者の推定相続人に該当することを証する書類
- 三及び四 略

2 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の九第一項 から第三項までの規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の七第一項及び第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税特別措置法施行規

則第二十三条の十三第一項中「法第七十条の八第一項の」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条第二項において準用する法第七十条の八第一項の」と、「当該受贈者の納税地の所轄税務署長」とあるのは「道府県知事」と、同条第三項中「納税の猶予」とあるのは「徴収の猶予」と読み替えるものとする。

3 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第五項、第十五項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十五項、第三十二項、第三十四項、第三十六項、第三十七項及び第三十九項の規定は、政令附則第十条第五項において準用する租税特別措置法施行令第四十条の六第十二項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第三十六項、第三十七項、第五十二項、第五十七項及び第五十八項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税特別措置法施行規則第二十三条の七第五項、第十五項、第十六項、第十八項、第十九項、第三十二項、第三十四項、第三十六項及び第三十九項中「財務省令」とあるのは「総務省令」と読み替えるものとする。

4 略

5 政令附則第十条第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 租税特別措置法第七十条の四第十七項に規定する一時的道路用地等（以下この項から第七項までにおいて「一時的道路用地等」という。

（）の用に供されていた農地等の明細

三 略

則第二十三条の九第一項中「法第七十条の七第一項の」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条第二項において準用する法第七十条の七第一項の」と、「当該受贈者の納税地の所轄税務署長」とあるのは「道府県知事」と、同条第三項中「納税の猶予」とあるのは「徴収の猶予」と読み替えるものとする。

3 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第五項、第十五項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十三項及び第三十項
の規定は、政令附則第十条第五項において準用する租税特別措置法施行令第四十条の六第十三項、第二十一項、第二十四項、第二十五項、第三十四項、第三十五項、第四十六項及び第四十七項
の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税特別措置法施行規則第二十三条の七第五項、第十五項、第十六項、第十八項、第十九項及び第三十項中
「財務省令」とあるのは「総務省令」と読み替えるものとする。

4 略

5 政令附則第十条第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 租税特別措置法第七十条の四第十六項に規定する一時的道路用地等（以下この項から第七項までにおいて「一時的道路用地等」という。

（）の用に供されていた農地等の明細

三 略

四 一時的道路用地等の用に供されていた農地等の貸付けの直前の利用状況及び租税特別措置法施行令第四十条の六第三十八項の届出書の提出時における当該農地等の利用状況又は予定している利用方法

五及び六 略

6 政令附則第十条第七項に規定する証明は、一時的道路用地等の用に供されていた農地等の所在地を管轄する農業委員会が、当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受けている受贈者が当該農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が租税特別措置法施行令第四十条の第六十項第二号又は第三号に規定する敷地又は用地となる場合には、当該土地が租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受けていたものであること）を証する書類を発行することにより行うものとする。

7 政令附則第十条第七項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 租税特別措置法第七十条の四第十七項に規定する地上権等（以下この号において「地上権等」という。）が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた土地の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に取得したものに限る。）

三 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 受贈者が、租税特別措置法第七十条の四第六項の規定の適用を受ける農地等の全部について一時的道路用地等の用に供していた場合

四 一時的道路用地等の用に供されていた農地等の貸付けの直前の利用状況及び租税特別措置法施行令第四十条の六第三十六項の届出書の提出時における当該農地等の利用状況又は予定している利用方法

五及び六 略

6 政令附則第十条第七項に規定する証明は、一時的道路用地等の用に供されていた農地等の所在地を管轄する農業委員会が、当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受けている受贈者が当該農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が租税特別措置法施行令第四十条の第六十項第二号又は第三号に規定する敷地又は用地となる場合には、当該土地が租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受けていたものであること）を証する書類を発行することにより行うものとする。

7 政令附則第十条第七項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 租税特別措置法第七十条の四第十六項に規定する地上権等（以下この号において「地上権等」という。）が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた土地の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に取得したものに限る。）

三 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 受贈者が、租税特別措置法第七十条の四第六項の規定の適用を受ける農地等の全部について一時的道路用地等の用に供していた場合

次に掲げる書類

- (1) 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第九項第一号に掲げる書類（同号に掲げる農業委員会の書類にあつては、受贈者の推定相続人が租税特別措置法施行令第四十条の六第十三項第三号に掲げる要件に該当することを明らかにする事実を記載したものとす

- (2) 及び(3) 略
- ロ 略

8 政令附則第十条第九項に規定する総務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十三条の七第二十四項に規定する契約書又は裁決書若しくは和解調書の写しその他の書類で貸付期限が延長されることが明らかとなるものとする。

9 政令附則第十二条第十二項に規定する総務省令で定める事項は、引き続き法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十一項の規定の適用を受けた旨及び同項に規定する営農困難時貸付農地等に係る同項に規定する営農困難時貸付け（第四号において「営農困難時貸付け」という。）に関する事項で次の各号に掲げるものとする。

- 一 当該営農困難時貸付農地等の所在、地番、地目及び面積
- 二 当該営農困難時貸付けを行った年月日
- 三 当該営農困難時貸付けに係る存続期間
- 四 当該営農困難時貸付農地等について引き続き営農困難時貸付けを行っている旨

次に掲げる書類

- (1) 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第九項第一号に掲げる書類（同号に掲げる農業委員会の書類にあつては、受贈者の推定相続人が租税特別措置法施行令第四十条の六第十四項第三号に掲げる要件に該当することを明らかにする事実を記載したものとす

- (2) 及び(3) 略
- ロ 略

8 政令附則第十条第九項に規定する総務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十三条の七第二十二項に規定する契約書又は裁決書若しくは和解調書の写しその他の書類で貸付期限が延長されることが明らかとなるものとする。

- 10) 政令附則第十条第十三項に定める総務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。
- 一 政令附則第十条第十三項に規定する受贈者が死亡した場合 贈与者又は当該受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）
 - 二 略
- 11) 政令附則第十条第十三項に定める総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 四 略
- 12) 農林水産大臣、市町村長又は農業委員会は、政令附則第十条第十五項に規定する農地等について、租税特別措置法第七十条の四第三十五項の規定により、同項の事実が生じた旨を国税庁長官又は当該農地等の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、その旨及び次に掲げる事項を、書面により、当該農地等の所在地の道府県知事に通知しなければならない。
- 一 租税特別措置法第七十条の四第三十五項の事実が生じた当該農地等の地目、面積及び所在場所並びに当該農地等につき法附則第十二条第一項の規定の適用を受けている受贈者の氏名及び住所又は居所
 - 二 及び三 略
- 13) 農業委員会は、租税特別措置法第七十条の四第三十六項の規定により、法附則第十二条第一項の規定の適用を受けた準農地の利用の形態その他の現況を当該準農地の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、その旨及び次に掲げる事項を、書面により、当該準農地の所在地の道府県知事に通知しなければならない。
- 9) 政令附則第十条第十二項に定める総務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。
- 一 政令附則第十条第十二項に規定する受贈者が死亡した場合 贈与者又は当該受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）
 - 二 略
- 10) 政令附則第十条第十二項に定める総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 四 略
- 11) 農林水産大臣、市町村長又は農業委員会は、政令附則第十条第十四項に規定する農地等について、租税特別措置法第七十条の四第三十項の規定により、同項の事実が生じた旨を国税庁長官又は当該農地等の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、その旨及び次に掲げる事項を、書面により、当該農地等の所在地の道府県知事に通知しなければならない。
- 一 租税特別措置法第七十条の四第三十項の事実が生じた当該農地等の地目、面積及び所在場所並びに当該農地等につき法附則第十二条第一項の規定の適用を受けている受贈者の氏名及び住所又は居所
 - 二 及び三 略
- 12) 農業委員会は、租税特別措置法第七十条の四第三十一項の規定により、法附則第十二条第一項の規定の適用を受けた準農地の利用の形態その他の現況を当該準農地の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、その旨及び次に掲げる事項を、書面により、当該準農地の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

14 政令附則第十条第十七項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける受贈者の氏名及び住所又は居所
- 二 法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける農地等（当該農地等が二以上ある場合には、それぞれの農地又は採草放牧地をいう。）の所在、地番、地目及び面積
- 三 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第一項ただし書、第四項及び第五項並びに法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第二十九項及び第三十項の規定の適用があつた場合には、その旨
- 四 当該受贈者が法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第十五項第三号の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地を取得した場合には、その旨及び当該農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積
- 五 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十一項の規定の適用があつた場合には、その旨及び同項に規定する営農困難時貸付農地等の所在、地番、地目及び面積
- 六 法附則第十二条第三項の規定の適用があつた場合には、その旨
- 七 その他参考となるべき事項

(自動車取得税交付金を計算する場合に係る経過措置)

第四条の三 当分の間、第八条の二十二の規定によつて道路の延長及び面積を算定する場合には、道路台帳が調製されていない道路にあつては、道路橋りよう現況調査に記載されている延長及び路面幅員によることができる。

2) 昭和五十七年度以前の各年度における地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十一年総務省令第三十六号)第一条の規定による改正前の第十七条の九及び附則第十条第一項の規定による道路(市町村道に限る。)の延長及び面積の算定について、当該各年度の四月一日現在において道路法第九条の路線の認定の公示が行われており、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示又は同条第二項の供用開始の公示が未了であつた道路で、昭和五十八年一月三十一日までにこれらの公示が行われたものがある場合には、当該道路は、当該各年度の道路の延長及び面積の算定に用いる道路とみなす。

(法附則第十二条の二の二第一項の一般乗合用のバス等)

第四条の四 法附則第十二条の二の二第一項に規定する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつているものの運行の用に供する一般乗合用のバスとして総務省令で定めるものは、国土交通大臣が地方バス路線維持のため交付する車両購入費補助金を受けて取得した一般乗合用のバスで、平均乗車密度に一日当たりの運行回数を乗じて得た数値が十五以上百五十以下であり、かつ、道府県知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したバス路線の運行の用に供され

るものとする。

2| 法附則第十二条の二の二第五項第一号に規定する総務省令で定める軽油自動車は、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条において「適用関係告示」という。）第二十八条第百二十五項第一号に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下この条において「実施要領」という。）第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合すること（当該自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条において「自動車検査証」という。）に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

3| 法附則第十二条の二の二第五項第一号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十五項第一号の基準とする。

- 4 法附則第十二条の二の二第五項第一号ハに規定するエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。
- 一 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第四号）に定める基準エネルギー消費効率
- 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号）に定める基準エネルギー消費効率
- 5 法附則第十二条の二の二第六項に規定する電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外の自動車とする。
- 6 法附則第十二条の二の二第七項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。
- 7 法附則第十二条の二の二第七項第一号に規定する平成十七年十月一日

以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二項の基準若しくは同条第百八項の基準又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第三号の基準とする。

8| 法附則第十二条の二の二第七項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同号の表のイに掲げる値、同号の表のロに掲げる自動車については同号の表のロに掲げる値、同号の表のハに掲げる自動車については同号の表のハに掲げる値、同号の表のニに掲げる自動車については同号の表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

9| 法附則第十二条の二の二第七項第二号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十九項の基準とする。

10| 法附則第十二条の二の二第七項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が適用関係告示第二十八条第百二十九項に定める窒素酸化物の

値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

11| 法附則第十二条の二の二第八項に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

12| 法附則第十二条の二の二第九項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

13| 法附則第十二条の二の二第九項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

14| 法附則第十二条の二の二第九項第一号に規定する総務省令で定める電力併用自動車は、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一| 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同号の表のイに掲げる値、同号の表のロに掲げる自動車については同号の表のロに掲げる値、同号の表のハに掲げる自動車については同号の表のハに掲げる値、同号の表のニに掲げる自動車については同号の表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二| 実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として揮発油又は液

化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準二十
五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合に
は平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが、
それぞれ記載されている自動車に限る。)

15) 法附則第十二条の二の二第九項第一号イに規定する平成十七年十月一
日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務
省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二項の基準若しくは
同条第百八項の基準又は細目告示第四十一条第一項第三号(粒子状物質
に係る部分を除く。)の基準とする。

16) 法附則第十二条の二の二第九項第二号に規定する総務省令で定める電
力併用自動車は、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百
二十五項第一号に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を
超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについ
て国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合すること(当該
自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準達
成車であることが記載されている自動車に限る。)

17) 法附則第十二条の二の二第九項第二号イに規定する平成十七年十月一
日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務
省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十五項第一号の基
準とする。

18) 法附則第十二条の二の二第十項第一号に規定する平成二十一年十月一

- 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第五号の基準とする。
- 19| 法附則第十二条の二の二第十項第一号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものは、実施要領第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合する自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。
- 20| 法附則第十二条の二の二第十項第二号に規定する平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第五号の基準とする。
- 21| 法附則第十二条の二の二第十項第二号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものは、実施要領第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合する自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車に適合する自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車に平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。
- 22| 法附則第十二条の二の二第十項第三号に規定する車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車に総務省令で定めるものは、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車とする。
- 23| 法附則第十二条の二の二第十項第三号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。
- 24| 法附則第十二条の二の二第十二項に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める室

素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車 同号の表のイ窒素酸化物の欄に掲げる値

二 細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車 同号の表のロ窒素酸化物の欄に掲げる値

三 細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる自動車 同号の表のハ窒素酸化物の欄に掲げる値

四 細目告示第四十一条第一項第三号の表のニに掲げる自動車 同号の表のニ窒素酸化物の欄に掲げる値

25 法附則第十二条の二の第十二項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第四号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない

自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

26]

法附則第十二条の二の二第十三項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次のいずれにも該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第四号又は第五号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成二十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 窒素酸化物の排出量が第二十四項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第四号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

27]

法附則第十二条の二の二第十四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法附則第十二条の二の二第十二項又は第十三項の規定の適用を受けようとする旨

二 自動車の取得価額

三 自動車のエネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率をいう。）

四 自動車の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）

五 内燃機関の燃料の種類

六 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号の貨物自動車にあつては、自動車の車両総重量（車両重量、最大積載量及び五十五キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。）
、変速装置の方式及び構造

28 当該自動車について、法附則第十二条の二の二第十四項の規定により、法第二百二十二条第一項若しくは第二百二十三条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書において前項各号（当該自動車がエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第一号の乗用自動車（以下この項において「乗用自動車」という。）である場合にあつては、前項第一号から第五号まで）に掲げる事項が記載されていた場合においては、同項の規定にかかわらず、同項第三号から第六号まで（当該自動車が乗用自動車である場合にあつては、同項第三号から第五号まで）に掲げる事項の記載を省略することができる。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第四条の五 政令附則第十条の二の二の表の第一号の上欄に規定する電気

- 通信事業者で総務省令で定めるものは、電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。）を設置する者であつて、当該設備を不特定多数の者の通信の媒介、その他これらの者の通信の用に供するものとする。
- 2| 政令附則第十条の二の二の表の第一号の下欄に規定する電気通信設備で総務省令で定めるものは、専ら不特定多数の者の通信を媒介し、その他これらの者の通信の用に供するものとする。
- 3| 政令附則第十条の二の二の表の第一号の下欄に規定する総務省令で定める場合は、試運転又は訓練を行う場合とする。
- 4| 政令附則第十条の二の二の表の第三号の下欄に規定する放送の用に供する施設で総務省令で定めるものは、放送設備を設置する家屋に固定された自家発電設備とする。
- 5| 政令附則第十条の二の二の表の第四号の下欄に規定する機械で総務省令で定めるものは、電波機械、高射砲等の駆動装置並びに通信の用に供する機械及び電波機械の整備用機械等とする。
- 6| 政令附則第十条の二の二第四項に規定する委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるものは、農作業のうち基幹的な作業（専ら機械を使用して行われるものをいう。）のすべての委託を受けて農作業を行う者とする。
- 7| 政令附則第十条の二の二第四項に規定する素材生産業を営む者で総務省令で定めるものは、前年度の素材の生産量が千立方メートル以上である素材生産業を営む者とする。

8| 政令附則第十条の二の二第六項に規定するとび・土工事業で総務省令で定めるものは、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条の規定によるとび・土工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行うものが営むとび・土工事業とする。

9| 政令附則第十条の二の二第六項に規定する航空運送サービス業で総務省令で定めるものは、飛行場において航空機への旅客乗降用設備の供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業とする。

10| 政令附則第十条の二の二第六項に規定する総務省令で定める公共の飛行場は、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、女満別空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、出雲空港、岡山空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、徳島飛行場、松山空港、高知空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、奄美空港、那覇空港、宮古空港及び石垣空港とする。

11| 政令附則第十条の二の二第六項に規定する木材加工業で総務省令で定めるものは、一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業、木材注薬業及び木材防腐処理業とする。

12| 政令附則第十条の二の二第六項に規定する木材市場業で総務省令で定めるものは、政令第五十六条の五十七第一項に規定する市場を開設し、又は経営する事業とする。

13| 政令附則第十条の二の二第六項に規定するたい肥製造業で総務省令で

定めるものは、肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二十二
条第一項の規定により届出がされた同項第三号の事業場内で行われるバ
イクたい肥製造業とする。

14| 政令附則第十条の二の二第六項に規定する自動車教習所業で総務省令
で定めるものは、自動車の運転に関する技能の教習のために使用する教
習指導員若しくは技能検定員が危険を防止するための応急の措置を講ず
ることができる装置又は無線指導装置を備えた機械（道路運送車両法第
四条の規定による登録を受けているものを除く。）を五台以上備える道
路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条第一項の規定により
指定を受けた同法第九十八条第一項に規定する自動車教習所で行われる
自動車教習所業とする。

15| 第八条の三十八の規定は、法附則第十二条の二の四第二項において準
用する法第四百四十四条の二十一の規定による免税の手續について準用す
る。この場合において、第八条の三十八第一項第三号中「又は設備」と
あるのは、「車両又は設備」と読み替えるものとする。

16| 第八条の三十九の規定は、法附則第十二条の二の四第二項において準
用する法第四百四十四条の二十七の規定による免税軽油の引取り等に係る
報告義務について準用する。

17| 法附則第十二条の二の四第四項の場合における第八条の三十一、第八
条の三十七及び第八条の五十三の規定の適用については、第八条の三十
一第一項中「法第四百四十四条の二十一第一項」とあるのは「法第四百十
四条の二十一第一項（同法附則第十二条の二の四第二項において読み替
えて準用する場合を含む。）」と、第八条の三十七第一項中「法第四百

十四条の六」とあるのは「法第四百四十四条の六又は同法附則第十二条の二の四第一項」と、「法第四百四十四条の二十一第一項」とあるのは「法第四百四十四条の二十一第一項（同法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」と、第八条の五十三第二項中「又は第四百四十四条の六」とあるのは「若しくは第四百四十四条の六又は同法附則第十二条の二の四第一項」とする。

第四条の六 法附則第十二条の二の四第二項において準用する法第四百四十四条の二十一第六項の規定により交付される免税証の様式は、第十六号の十三様式とする。

2 政令附則第十条の二の二第七項において準用する第四十三条の十五の規定による免税証の手續に係る様式は、第十六号の十六様式から第十六号の二十四様式及び第十六号の三十様式とする。

3 政令附則第十条の二の二第九項において準用する第四十三条の四の規定による届出及びその承認の様式は、第十六号の十五様式とする。

（法附則第十二条の三第三項の自動車等）

第五条の二 法附則第十二条の三第三項に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- 一 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（
以下この条において「細目告示」という。）第

（法附則第十二条の三第三項の自動車等）

第五条の二 法附則第十二条の三第三項に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- 一 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下
「細目告示」という。）第

四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車 同号の表のイ窒素酸化物の欄に掲げる値

二及び三 略

2 法附則第十二条の三第三項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（

以下この条

において「実施要領」という。）第三条第五号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十二年燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であること）が、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 略

3 法附則第十二条の三第三項に規定するエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー

四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車 同号の表のイ窒素酸化物の欄に掲げる値

二及び三 略

四 細目告示第四十一条第一項第三号の表の二に掲げる自動車 同号の表の二窒素酸化物の欄に掲げる値

2 法附則第十二条の三第三項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下この条、附則第十二条から第十二条の

二の二までにおいて「実施要領」という。）第三条第五号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十二年燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であること）が、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 略

3 政令附則第十条の二に規定するエネルギー消費効率で総務省令で定めるものは

一、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー

一 消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令

第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

に定める基準エネルギー消費効率

4 5 10 略

(法附則第十五条第一項のコンテナ等)

第六条 略

2 5 42 略

一 消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和五十四年政令

第二百六十七号)第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成十九年経済

産業省・国土交通省告示第四号)に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号)に定

める基準エネルギー消費効率

4 5 10 略

(法附則第十五条第一項のコンテナ等)

第六条 略

2 5 42 略

43 法附則第十五条第十六項に規定する総務省令で定める区域は、次の表に掲げる区域とする。

県名	区域
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡、中郡、足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、上野原市、甲州

43| 政令附則第十一条第二十四項に規定する総務省令で定める償却資産は、
緊急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。

44| 政令附則第十一条第二十四項に規定する総務省令で定める償却資産は、
次に掲げる 償却資産とする。

- 一 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第七条第二項第五号から第八号までに掲げる消火設備のうち移動式のもの及び動力ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和四十九年自治省令第三十五号）第二条第一号に掲げる動力消防ポンプ
- 二 濾過その他の方法により水を人の飲用に供する水とする装置
- 三 感震装置及び地震動により自動的に作動する緊急遮断装置
- 四 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第一の第十号に掲げる携帯発電機及びこれと併せて用いる照明器具（これらのうち夜間照明の用に供するものに限る。）

長野県	市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡、中巨摩郡昭和町及び南都留郡の区域
静岡県	飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡飯島町、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡阿智村、同郡下條村、同郡天龍村、同郡泰阜村、同郡喬木村及び同郡豊丘村の区域
静岡県	静岡市、浜松市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、田方郡、駿東郡、富士郡、庵原郡、志太郡岡部町及び榛原郡川根本町の区域

44| 略

45| 政令附則第十一条第二十六項に規定する放送番組の制作に必要な設備、搬送設備並びに無線設備及びこれに附帯する設備のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一 放送番組の制作に必要な設備 デジタル撮像装置（水平解像度が七
百本以上のビデオカメラで、その撮像部における総画素数が四十万以
上の固体撮像素子を三個以上使用するものうち、専用電子計算機に
より発信される制御指令信号に基づき映像をデジタル信号に変換して
当該映像の輪郭、輝度及び色調を自動的に調整する機能を有するもの
に限るものとし、これと同時に設置する専用のケーブルを含み、関東
広域圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈
川県の各区域を併せた区域をいう。以下この号において同じ。）又は
近畿広域圏（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
の各区域を併せた区域をいう。以下この号において同じ。）を放送対
象地域（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条の二第二項
第二号に規定する放送対象地域をいう。以下この号において同じ。）
とする放送事業者に係るものを除く。）及びデジタル放送番組制作装
置（専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づきテレビジ
ョン放送の放送番組又は放送番組素材を制作するものうち、複数の
デジタル画像信号その他のデジタル信号の切替え若しくは調整を行う
機能若しくはデジタル信号の記録若しくは再生を行う機能を有するも

五| 井戸（災害時に消防用水又は生活用水の用に供するものに限る。）
45| 略

46| 政令附則第十一条第二十六項に規定する放送番組の制作に必要な設備、搬送設備並びに無線設備及びこれに附帯する設備のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一 放送番組の制作に必要な設備 デジタル撮像装置（水平解像度が七
百本以上のビデオカメラで、その撮像部における総画素数が四十万以
上の固体撮像素子を三個以上使用するものうち、専用電子計算機に
より発信される制御指令信号に基づき映像をデジタル信号に変換して
当該映像の輪郭、輝度及び色調を自動的に調整する機能を有するもの
に限るものとし、これと同時に設置する専用のケーブルを含む

。及びデジタル放送番組制作装
置（専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づきテレビジ
ョン放送の放送番組又は放送番組素材を制作するものうち、複数の
デジタル画像信号その他のデジタル信号の切替え若しくは調整を行う
機能、デジタル信号の記録、若しくは再生を行う機能、デジタル

の（関東広域圏又は近畿広域圏を放送対象地域とする放送事業者に係るものを除く。）又はデジタル信号の加工、合成若しくは発生を行う機能若しくは放送番組素材に係るデジタル信号の伝送若しくは切替えを行う機能を有するもの及び当該専用電子計算機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する附属の入出力装置、補助記憶装置、局内回線又は電源装置を含む。）

二 無線設備及びこれに附帯する設備 デジタル送受信装置（デジタル伝送装置（電気通信信号を伝送するものうち、デジタル信号の冗長部分を削除することにより伝送効率を高める機能、複数のデジタル信号を重ね合わせて同一の搬送波で送出する機能及びデジタル信号を変調する機能を有するものに限る。）によつて変調されたデジタル信号の送信又は受信を行うもののうち、搬送波を発生させることによりデジタル信号を給電線に送出する機能、送信装置の出力端子と送信用アンテナの接続若しくは受信装置の入力端子と受信用アンテナの接続を行う機能又は受信用アンテナが受信した電波の中から特定の電波を選択し、増幅する機能を有するものに限るものとし、これらと同時に設

信号の加工

、合成若しくは発生を行う機能又は 放送番組素材に係るデジタル信号の伝送若しくは切替えを行う機能を有するもの及び当該専用電子計算機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する附属の入出力装置、補助記憶装置、局内回線又は電源装置を含む。）

二 搬送設備 デジタル送出装置（専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づきテレビジョン放送の放送番組に係るデジタル信号の伝送を自動的に行う機能を有するものに限る。）及びデジタル伝送装置（電気通信信号を伝送するものうち、デジタル信号の冗長部分を削除することにより伝送効率を高める機能、複数のデジタル信号を重ね合わせて同一の搬送波で送出する機能及びデジタル信号を変調する機能を有するものに限る。次号において同じ。）

三 無線設備及びこれに附帯する設備 デジタル送受信装置（デジタル伝送装置

によつて変調されたデジタル信号の送信又は受信を行うもののうち、搬送波を発生させることによりデジタル信号を給電線に送出する機能、送信装置の出力端子と送信用アンテナの接続若しくは受信装置の入力端子と受信用アンテナの接続を行う機能又は受信用アンテナが受信した電波の中から特定の電波を選択し、増幅する機能を有するものに限るものとし、これらと同時に設

52| 51| 50| 49| 48|
略 略 略 略 略

置するアンテナ及びその支持物を含む。)

46| 法附則第十五条第十八項に規定する無線設備のうち小規模なものとして総務省令で定めるものは、前項第二号に規定するデジタル送受信装置のうち電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第八条第一項の規定に基づき総務大臣が指定する同項第四号に掲げる空中線電力が〇・三ワット以下の無線局に係るものとする。

47| 政令附則第十一条第二十七項に規定する交換設備に附帯する設備及び無線設備のうち、総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一 略

二 無線設備 加入者系無線アクセス通信用無線設備（インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であつて、陸上に開設する移動中の運用を行わない無線局（その無線設備が端末設備であるもの及びその通信の相手方であるものに限る。）に用いられるものに限る。第四十九項において同じ。）及び衛星インターネット通信用無線設備（インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であつて、人工衛星の無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）と無線通信を行うものに限る。第四十九項において同じ。）

53| 52| 51| 50| 49|
略 略 略 略 略

置するアンテナ及びその支持物を含む。)

47| 法附則第十五条第十八項に規定する無線設備のうち小規模なものとして総務省令で定めるものは、前項第三号に規定するデジタル送受信装置のうち電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第八条第一項の規定に基づき総務大臣が指定する同項第四号に掲げる空中線電力が〇・三ワット以下の無線局に係るものとする。

48| 政令附則第十一条第二十七項に規定する交換設備に附帯する設備及び無線設備のうち、総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一 略

二 無線設備 加入者系無線アクセス通信用無線設備（インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であつて、陸上に開設する移動中の運用を行わない無線局（その無線設備が端末設備であるもの及びその通信の相手方であるものに限る。）に用いられるものに限る。第五十項において同じ。）及び衛星インターネット通信用無線設備（インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であつて、人工衛星の無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）と無線通信を行うものに限る。第五十項において同じ。）

53	略	
54	法附則第十五条第二十三項第一号に規定する食品流通構造改善促進法 (平成三年法律第五十九号) 第二条第三項第二号の事業(次項及び第五 十六項において「特定事業」という。)が実施される地方卸売市場で総 務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一及び二 略	
55	略	
56	略	
57	略	
58	略	
59	略	
60	略	
61	略	
62	法附則第十五条第二十六項に規定する総務省令で定める国際船舶は、 次に掲げる船舶とする。 一 略 二 海上運送法施行規則第四十三条第一項第四号ロ又はハに掲げる船舶 のうち、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸 省令第九十一号) 第二条の二第二項第二号の設備を有するもの又は船 舶自動化設備特殊規則(昭和五十八年運輸省令第六号) 第五条の衛星 航法装置、同令第五条の二の自動衝突予防援助装置及び船舶設備規程 (昭和九年逓信省令第六号) 第四百四十六条の二十五第一項の船速距離 計(ドプラ式のものに限る。)若しくは同令第四百四十六条の四十三第	

54	略	
55	法附則第十五条第二十三項第一号に規定する食品流通構造改善促進法 (平成三年法律第五十九号) 第二条第三項第二号の事業(次項及び第五 十七項において「特定事業」という。)が実施される地方卸売市場で総 務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一及び二 略	
56	略	
57	略	
58	略	
59	略	
60	略	
61	略	
62	略	
63	法附則第十五条第二十六項に規定する総務省令で定める国際船舶は、 次に掲げる船舶とする。 一 略 二 海上運送法施行規則第四十三条第一項第四号ロ又はハに掲げる船舶 のうち、船舶職員法施行規則(昭和二十六年運輸 省令第九十一号) 第二条の二第二項第二号の設備を有するもの又は船 舶自動化設備特殊規則(昭和五十八年運輸省令第六号) 第五条の衛星 航法装置、同令第五条の二の自動衝突予防援助装置及び船舶設備規程 (昭和九年逓信省令第六号) 第四百四十六条の二十五第一項の船速距離 計(ドプラ式のものに限る。)若しくは同令第四百四十六条の四十三第	

65| 64|
略 略

一項のサイドスラスタ（船首に設置されているものに限る。）（次号において「衛星航法装置等」という。）を有するもの

三 略

63| 法附則第十五条第二十七項に規定する総務省令で定める内航船舶は、次に掲げる要件に該当する内航船舶（当該要件に該当することについて地方運輸局（運輸監理部を含む。）又はその支局長が証明したものに限る。）とする。

一及び二 略

三| 排気タービン過給機その他の船舶のエネルギーの使用の合理化に資する設備を備えていること。

67| 66| 65|
略 略 略

一項のサイドスラスタ（船首に設置されているものに限る。）（次号において「衛星航法装置等」という。）を有するもの

三 略

64| 法附則第十五条第二十七項に規定する総務省令で定める内航船舶は、次に掲げる要件に該当する内航船舶（当該要件に該当することについて地方運輸局（運輸監理部を含む。）又はその支局長が証明したものに限る。）とする。

一及び二 略

三| 次のいずれかに該当するものであること。

イ| 既に離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する離島航路事業（以下この号において「離島航路事業」という。）の用に供されていた内航船舶（以下この号において「既存船舶」という。）を当該離島航路事業の用に供しなくなったことに伴い、当該既存船舶に代えて当該離島航路事業の用に供される内航船舶であつて、当該船舶の航海速度が既存船舶の航海速度を超えるものであること。

ロ| イに掲げる内航船舶以外の内航船舶であつて離島航路事業の用に供されるものうち、最強速度が船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第十三条の四第二項に掲げる算式により算定した値以上のものであること。

法附則第十五条第二十九項に規定する総務省令で定めるところにより

66| 政令附則第十一条第四十四項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるものの以外のもとする。

一〇五 略

67| 法附則第十五条第三十項に規定する政府の補助で総務省令で定める

算定した額は、同項に規定する償却資産に対して昭和六十二年三月三十一日後新たに固定資産税が課されることとなつた年度から、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号。以下この項及び次条において「国鉄関連改正法」という。）第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。以下この項及び次条において「旧交納付金法」という。）附則第十七項の表の上欄に掲げる償却資産の区分に応じ同表の中欄に掲げる年度分から当該償却資産につき同項の規定（国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。以下この項において同じ。）が適用された年度分（法附則第十五条第二十九項に規定するこれに類する償却資産にあつては旧交納付金法附則第十七項の規定が適用されるべきであつた年度分）を控除した年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

68| 政令附則第十一条第四十五項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるものの以外のもとする。

一〇五 略

69| 法附則第十五条第三十一項に規定する政府の補助で総務省令で定める

ものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りよう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は輸送高度化事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

68| 法附則第十五条第三十項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

一〇八 略

69| 政令附則第十一条第四十五項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一〇六 略

70| 法附則第十五条第三十二項に規定する総務省令で定める施設は、同項に規定する家畜排せつ物の管理を行う施設のうち、牛、馬、豚又は鶏の排せつ物を発酵させてたい肥その他の肥料とするための施設（その容積が、牛又は馬に係るものにあつては八十五立方メートル以上、豚に係るものにあつては五十立方メートル以上、鶏に係るものにあつては二十立

ものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りよう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は輸送高度化事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

70| 法附則第十五条第三十一項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

一〇八 略

71| 法附則第十五条第三十一項に規定する緊急に整備する必要がある償却資産として総務省令で定めるものは、橋梁及びトンネルの改修、雪崩若しくは落石等による災害の防止工事、軌道の道床を強化する工事、レールを重軌条化する工事、ブレーキ装置の整備工事又は自動列車停止装置（速度超過防止用自動列車停止装置を含む。）の整備工事により取得されたものであつて、前項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第八号に掲げる償却資産のいずれかに該当するものとする。

72| 政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一〇六 略

73| 法附則第十五条第三十三項に規定する総務省令で定める施設は、同項に規定する家畜排せつ物の管理を行う施設のうち、牛、馬、豚又は鶏の排せつ物を発酵させてたい肥その他の肥料とするための施設（その容積が、牛又は馬に係るものにあつては八十五立方メートル以上、豚に係るものにあつては五十立方メートル以上、鶏に係るものにあつては二十立

方メートル以上のものに限る。)であつて、屋根、側壁(高さが〇・九メートル以上のものに限る。)及び専用の攪拌装置又は送風装置を有するものとして農林水産大臣の定めるところにより農林水産大臣の証明がされたものとする。

71| 政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定める設備は、高齢者、身体障害者等の利用に資するエレベーターとして国土交通大臣の証明がされたものとする。

72| 政令附則第十一条第四十八項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、前項に規定する設備を設置するた
めに実施される事業により取得された停車場建物及び旅客用通路に係る
家屋(以下この項において「停車場建物等」という。)のうち当該事業
が実施された停車場建物等の当該事業実施後の床面積から当該事業実施
前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

73| 法附則第十五条第三十四項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一及び二 略

74| 法附則第十五条第三十五項に規定する公共事業に係る政府の補助で総務省令で定めるものは、貨物鉄道事業に係る輸送の効率化を図るために交付される補助とする。

75| 法附則第十五条第三十七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、廃棄物処理施設整備費に係る補助とする。

76| 政令附則第十一条第五十五項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定め

方メートル以上のものに限る。)であつて、屋根、側壁(高さが〇・九メートル以上のものに限る。)及び専用の攪拌装置又は送風装置を有するものとして農林水産大臣の定めるところにより農林水産大臣の証明がされたものとする。

74| 政令附則第十一条第四十七項に規定する総務省令で定める設備は、高齢者、身体障害者等の利用に資するエレベーターとして国土交通大臣の証明がされたものとする。

75| 政令附則第十一条第四十九項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、前項に規定する設備を設置するた
めに実施される事業により取得された停車場建物及び旅客用通路に係る
家屋(以下この項において「停車場建物等」という。)のうち当該事業
が実施された停車場建物等の当該事業実施後の床面積から当該事業実施
前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

76| 法附則第十五条第三十五項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一及び二 略

77| 法附則第十五条第三十六項に規定する公共事業に係る政府の補助で総務省令で定めるものは、貨物鉄道事業に係る輸送の効率化を図るために交付される補助とする。

78| 法附則第十五条第三十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、廃棄物処理施設整備費に係る補助とする。

79| 政令附則第十一条第五十六項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定め

るところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

- 一 既に事業の用に供されていた車両（以下この号において「既存車両」という。）を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い、当該既存車両に代えて当該事業の用に供される車両（次号において「代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
- イ 当該車両の最高速度が既存車両の最高速度を五キロメートル毎時以上超えていること。
- ロ及びハ 略

- 二 当該車両の重量が既存車両の重量に比べて八分の一以上減少していること。

ホ 略

二 略

- 77| 政令附則第十一条第五十七項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一 三 略

- 78| 政令附則第十一条第五十七項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

- 79| 政令附則第十一条第五十八項に規定する家屋及び償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負

るところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

- 一 既に事業の用に供されていた車両（以下この号において「既存車両」という。）を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い、当該既存車両に代えて当該事業の用に供される車両（次号において「代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
- イ 当該車両の最高速度が既存車両の最高速度を超えること。
- ロ及びハ 略

- 二 当該車両の重量が既存車両の重量に比べて十分の一以上減少していること。

ホ 略

二 略

- 80| 政令附則第十一条第五十八項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一 三 略

- 81| 政令附則第十一条第五十八項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

- 82| 政令附則第十一条第五十九項に規定する家屋及び償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負

担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。)であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一 ロビー(ベンチ、テーブルその他の休憩の用に供する設備が設置されていること及び一般公衆に開放されていることについて国土交通大臣の証明を受けたものに限る。)

二及び三 略

80] 政令附則第十一条第五十九項に規定する総務省令で定める設備は、集積回路を自蔵するカードとの間において二以上の鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者の鉄道又は軌道を利用する者の運賃に関する情報の交換及び当該情報の蓄積を行うことができる電子計算機、イニシヤライザ若しくは自動出改札装置(これらと同時に設置する集積回路を自蔵するカードのリーダー、入力用キーボード、タブレット、表示装置、プリンター又はプロッターを含む。)又はこれらを相互に接続する電気通信回線とする。

81] 法附則第十五条第四十三項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。

82] 政令附則第十一条第六十一項に規定する選定事業で総務省令で定めるものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

83] 政令附則第十一条第六十一項に規定する総務省令で定める土地は、国立大学法人が有する大学設置基準第三十四条に規定する校地とする。

担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。)であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一 ロビー

二及び三 略

83] 政令附則第十一条第六十項に規定する総務省令で定める設備は、集積回路を自蔵するカードとの間において二以上の鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者の鉄道又は軌道を利用する者の運賃に関する情報の交換及び当該情報の蓄積を行うことができる電子計算機、イニシヤライザ若しくは自動出改札装置(これらと同時に設置する集積回路を自蔵するカードのリーダー、入力用キーボード、タブレット、表示装置、プリンター又はプロッターを含む。)又はこれらを相互に接続する電気通信回線とする。

84] 法附則第十五条第四十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。

85] 政令附則第十一条第六十二項に規定する選定事業で総務省令で定めるものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

86] 政令附則第十一条第六十二項に規定する総務省令で定める土地は、国立大学法人が有する大学設置基準第三十四条に規定する校地とする。

87] 法附則第十五条第四十五項に規定する政府の補助で総務省令で定める

ものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち地下駅の火災対策施設整備のために交付されるものとする。

88| 法附則第十五条第四十五項に規定する火災時における旅客の安全の確保に資する家屋及び償却資産で総務省令で定めるものは、既設の地下式構造の鉄道の駅に設けられる家屋及び償却資産のうち次に掲げるものとする。

- 一 停車場建物及び旅客用通路に係る家屋
- 二 停車場設備、電路設備、停車場機械及び排煙設備に係る機械装置

89| 法附則第十五条第四十六項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、防水板、防水扉及び浸水センサーとする。

90| 政令附則第十一条第六十九項に規定する搬送設備、交換設備及び市内線路設備のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

- 一 略
- 二 交換設備 ルーター（インターネットを構成するルーター（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御する機能を有する専用の電気通信設備をいう。次項、第九十三項及び第九十四項において同じ。）のうち、IPバージョン6の通信機能を有するものであつて事業所相互間を接続するものに限る。次項において同じ。）

三 略

91| 法附則第十五条第五十項に規定する総務省令で定める設備は、端末系光端局装置、波長分割多重化装置、ルーター及び加入者系光ファイバ

84| 政令附則第十一条第六十五項に規定する搬送設備、交換設備及び市内線路設備のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

- 一 略
- 二 交換設備 ルーター（インターネットを構成するルーター（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御する機能を有する専用の電気通信設備をいう。次項、第八十七項及び第八十八項において同じ。）のうち、IPバージョン6の通信機能を有するものであつて事業所相互間を接続するものに限る。次項において同じ。）

三 略

85| 法附則第十五条第四十六項に規定する総務省令で定める設備は、端末系光端局装置、波長分割多重化装置、ルーター及び加入者系光ファイバ

ケーブル（前項第三号イに掲げるものに限る。）とする。

86| 法附則第十五条第四十八項に規定する従業者の通勤に係る負担の軽減に著しく資するものとして設置した事務所又は事業所（次項及び第八十八項において「特定事業所等」という。）で総務省令で定めるものは、その設置場所及び従業者の就業形態等から判断して当該従業者の通勤に係る負担の軽減に著しく資するものとして総務大臣の定めるところにより総合通信局長（沖繩総合通信事務所長を含む。次項、第八十八項及び第九十四項において同じ。）の証明を受けたものとする。

87| 法附則第十五条第四十八項に規定する事業主の特定事業所等又は従業者の自宅に設置する電気通信設備で総務省令で定めるものは、次のいずれかに掲げるものであること及び就業規則その他これに準ずるもの（次項において「就業規則等」という。）に定めるところにより事業主がその雇用する従業者に当該従業者が当該事業主に対して提供すべき労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために必要となるものであることについて、総務大臣の定めるところにより総合通信局長の証明を受けたものとする。

一及び二 略

88| 法附則第十五条第四十八項に規定する特定事業所等又は従業者の自宅以外の場所に設置する電気通信設備で総務省令で定めるものは、次のいずれかに掲げるものであること及び就業規則等に定めるところにより事業主がその雇用する従業者に当該従業者が当該事業主に対して提供すべき労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために必要となるものであることについて、総務大臣の定めるところにより総合通信局長の証明

ケーブル（前項第三号イに掲げるものに限る。）とする。

92| 法附則第十五条第五十二項に規定する従業者の通勤に係る負担の軽減に著しく資するものとして設置した事務所又は事業所（次項及び第九十四項において「特定事業所等」という。）で総務省令で定めるものは、その設置場所及び従業者の就業形態等から判断して当該従業者の通勤に係る負担の軽減に著しく資するものとして総務大臣の定めるところにより総合通信局長（沖繩総合通信事務所長を含む。次項及び第九十四項において同じ。）の証明を受けたものとする。

93| 法附則第十五条第五十二項に規定する事業主の特定事業所等又は従業者の自宅に設置する電気通信設備で総務省令で定めるものは、次のいずれかに掲げるものであること及び就業規則その他これに準ずるもの（次項において「就業規則等」という。）に定めるところにより事業主がその雇用する従業者に当該従業者が当該事業主に対して提供すべき労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために必要となるものであることについて、総務大臣の定めるところにより総合通信局長の証明を受けたものとする。

一及び二 略

94| 法附則第十五条第五十二項に規定する特定事業所等又は従業者の自宅以外の場所に設置する電気通信設備で総務省令で定めるものは、次のいずれかに掲げるものであること及び就業規則等に定めるところにより事業主がその雇用する従業者に当該従業者が当該事業主に対して提供すべき労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために必要となるものであることについて、総務大臣の定めるところにより総合通信局長の証明

を受けたものとする。

一及び二 略

89| 法附則第十五条第五十四項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一〇四 略

90| 法附則第十五条第五十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は輸送高度化事業に係る補助とする。

91| 第八十九項の規定は法附則第十五条第五十五項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものについて、前項の規定は法附則第十五条第五十五項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものについて準用する。

92| 法附則第十五条第五十六項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一〇四 略

93| 政令附則第十一条第六十九項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

94| 法附則第十五条第五十八項に規定する設備で総務省令で定めるものは、次のいずれかに掲げるものであることについて、総務大臣の定めるところにより総合通信局長の証明を受けたものとする。

を受けたものとする。

一及び二 略

95| 法附則第十五条第五十八項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一〇四 略

96| 法附則第十五条第五十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は輸送高度化事業に係る補助とする。

97| 第九十五項の規定は法附則第十五条第五十九項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものについて、前項の規定は法附則第十五条第五十九項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものについて準用する。

98| 法附則第十五条第六十項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一〇四 略

99| 政令附則第十一条第七十三項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

- 一 地方公共団体総合行政ネットワーク接続設備（地方公共団体総合行政ネットワークの通信プロトコルに基づき電気通信信号を伝送する機能を有するものをいう。以下この項において同じ。）
 - 二 アプリケーションサーバ（地方公共団体総合行政ネットワークを通じてソフトウェアを提供するためのものに限る。以下この項において同じ。）
 - 三 ファイアウォール装置（不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された通信プロトコルに基づき電気通信信号を通過させる機能を有するもののうち、地方公共団体総合行政ネットワーク接続設備とアプリケーションサーバとの間に設置されるものに限る。）
 - 四 暗号化装置（通信データの暗号化を行う機能を有するもののうち、地方公共団体総合行政ネットワークと地方公共団体総合行政ネットワーク接続設備との間に設置されるものに限る。）
 - 五 スイッチ（通信プロトコルに基づき電気通信信号を伝送し、その経路を選択する機能を有するもののうち、地方公共団体総合行政ネットワークとアプリケーションサーバとの間に設置されるものに限る。）
 - 六 運用管理端末装置（前各号に掲げる設備の運用を管理するためのものに限る。）
- 95| 法附則第十五条第五十九項に規定する設備で総務省令で定めるものは、太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。
- 96| 法附則第十五条第五十九項に規定する政府の補助で総務省令で定める

ものは、新エネルギー等事業者支援対策費に係る補助とする。

(法附則第十五条の二第一項の算定方法)

第六条の二 法附則第十五条の二第一項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する償却資産に対して昭和六十二年三月三十一日後新たに固定資産税が課されることとなった年度から、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第九十四号。以下この条において「国鉄関連改正法」という。)第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号。以下この条において「旧交付金法」という。)附則第十七項の表の上欄に掲げる償却資産の区分に応じ同表の中欄に掲げる年度分から当該償却資産につき同項の規定(国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。以下この条において同じ。)が適用された年度分(法附則第十五条の二第一項に規定するこれに類する償却資産にあつては旧交付金法附則第十七項の規定が適用されるべきであつた年度分)を控除した年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

(政令附則第十二条の割合の補正等)

第七条 略

2 略

(法附則第十五条の二第一項の算定方法)

第六条の二 法附則第十五条の二第一項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する償却資産に対して昭和六十二年三月三十一日後新たに固定資産税が課されることとなった年度から、旧交付金法

附則第十七項の表の

上欄に掲げる償却資産の区分に応じ同表の中欄に掲げる年度分から当該償却資産につき同項の規定(国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。以下本条において同じ。)が適用された年度分(法附則第十五条の二第一項に規定するこれに類する償却資産にあつては旧交付金法附則第十七項の規定が適用されるべきであつた年度分)を控除した年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

(政令附則第十二条の割合の補正等)

第七条 略

2 略

11	10	9	8	7	6	5	4	3
略	略	略	略	略	略	略	政令附則第十二条第二十一項第二号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、高齢者居住安定化緊急促進事業費に係る補助とする。	3 政令附則第十二条第二十一項第一号に規定する総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件 に 該当する建築物とする。 一 外壁及び軒裏が、建築基準法第二条第八号に規定する防火構造であること。 二 屋根が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十六条の二の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合するものであること。 三 天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に十五分間以上耐える性能を有するものであること。 四 前三号に掲げるもののほか、建築物の各部分が、防火上支障のない構造であること。

10	9	8	7	6	5	4	3
略	略	略	略	略	略	略	3 政令附則第十二条第二十一項第一号に規定する総務省令で定める建築物は、独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十九年 ^財 国土交通 ^務 省令第一号）第三十九条第三項各号に該当する建築物とする。

(法附則第十六条の二第一項の施行地区等)

第七条の二 略

255 略

6 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。次項及び第八項において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同条第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下次項 までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

略

7511 略

12 政令附則第十二条の二第十四項（同条第十九項、第二十一項及び第二十五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用について、同項中災害被災家屋（同条第十三項第一号（同条第十九項、第二十一項及び第二十五項において準用する場合を含む。）に規定する災害被災家屋をいう。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第十四項第二号に掲げる区分所有に係る家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

(法附則第十六条の二第一項の施行地区等)

第七条の二 略

255 略

6 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。次項及び第八項において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同条第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

略

7511 略

12 政令附則第十二条の二第十四項（同条第十九項、第二十三項及び第二十七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用について、同項中災害被災家屋（同条第十三項第一号（同条第十九項、第二十三項及び第二十七項において準用する場合を含む。）に規定する災害被災家屋をいう。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第十四項第二号に掲げる区分所有に係る家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

13 政令附則第十二条の二第二十八項に規定する総務省令で定める書類は

、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一及び二 略

三 法附則第十六条の二第十三項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 災害被災家屋（政令附則第十二条の二第十九項において準用する同条第十三項第一号に規定する災害被災家屋をいう。以下この号において同じ。）

を所有していた者の氏名又は名

称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被災家屋の所在地を記載した書類並びに当該災害被災

家屋が平成十六年新潟県中越地震による災害（以

下この号において「新潟県中越地震災害」という。）により被害を受けたことについて当該災害被災家屋の所在地の

市町村長が証する書類その他の当該災害被災家屋

が新潟県中越地震災害により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 災害被災家屋が平成十六年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災害被災家屋が存したことを証する書類及び災害被災

家屋に代わるものとして法附則第十六条の二第十三項の規定の適用を受けようとする家屋

の詳細を明らかにする書類

13 政令附則第十二条の二第三十項に規定する総務省令で定める書類は

、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一及び二 略

三 法附則第十六条の二第十三項又は第十四項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 災害被災家屋（政令附則第十二条の二第十九項において準用する同条第十三項第一号に規定する災害被災家屋をいう。以下この号において同じ。）又は被災償却資産（政令附則第十二条の第二十一

項において準用する同条第十六項第一号に規定する被災償却資産を

いう。以下この号において同じ。）を所有していた者の氏名又は名

称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地を記載した書類並びに当該災害被災

家屋又は被災償却資産が平成十六年新潟県中越地震による災害（以下この号において「新潟県中越地震災害」という。）により被害を

受けたことについて当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地の

市町村長が証する書類その他の当該災害被災家屋又は被災償却資産が新潟県中越地震災害により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 災害被災家屋又は被災償却資産が平成十六年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災害被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び災害被災

家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の二第十三項及び第十四項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資

産の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第十二条の二第十九項において準用する同条第十三項第二号から第四号までに掲げる者

(以下この号にお

いて「相続人等」という。)が、法附則第十六条の二第十三項

の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、

戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書

その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

四 法附則第十六条の二第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 災害被災家屋（政令附則第十二条の二第二十一項において準用する同条第十三項第一号に規定する災害被災家屋をいう。以下この号において同じ。）又は被災償却資産（政令附則第十二条の二第二十三項において準用する同条第十六項第一号に規定する被災償却資産をいう。以下この号において同じ。）を所有していた者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地を記載した書類並びに当該災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年能登半島地震による災害（以下この号において「能登半島地震災害」という。）により被害を受

ハ 政令附則第十二条の二第十九項において準用する同条第十三項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第二十一項において準用する同条第十六項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号にお

いて「相続人等」という。)が、法附則第十六条の二第十三項又は第十四項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第十二条の二第十九項において準用する同条第十三項第二号から第四号まで又は同条第二十一

項において準用する同条第十六項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同条第二十一項において準用する同条第十六項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

四 法附則第十六条の二第十五項又は第十六項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 災害被災家屋（政令附則第十二条の二第二十三項において準用する同条第十三項第一号に規定する災害被災家屋をいう。以下この号において同じ。）又は被災償却資産（政令附則第十二条の二第二十五項において準用する同条第十六項第一号に規定する被災償却資産をいう。以下この号において同じ。）を所有していた者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地を記載した書類並びに当該災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年能登半島地震による災害（以下この号において「能登半島地震災害」という。）により被害を受

けたことについて当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該災害被災家屋又は被災償却資産が能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災害被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び災害被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の第二十四項及び第十五項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第十二条の第二十一項において準用する同条第十三項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第二十三項において準用する同条第十六項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第十六条の第二十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第十二条の第二十一項において準用する同条第十三項第二号から第四号まで又は同条第二十三項において準用する同条第十六項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同条第二十三項において準用する同条第十六項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

五 法附則第十六条の第二十六項又は第十七項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

けたことについて当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該災害被災家屋又は被災償却資産が能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災害被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び災害被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の第二十五項及び第十六項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第十二条の第二十三項において準用する同条第十三項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第二十五項において準用する同条第十六項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第十六条の第二十五項又は第十六項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第十二条の第二十三項において準用する同条第十三項第二号から第四号まで又は同条第二十五項において準用する同条第十六項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同条第二十五項において準用する同条第十六項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

五 法附則第十六条の第二十七項又は第十八項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 災害被災家屋（政令附則第十二条の二第二十五項において準用する同条第十三項第一号に規定する災害被災家屋をいう。以下この号において同じ。）又は被災償却資産（政令附則第十二条の二第二十七項において準用する同条第十六項第一号に規定する被災償却資産をいう。以下この号において同じ。）を所有していた者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地を記載した書類並びに当該災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年新潟県中越沖地震による災害（以下この号において「新潟県中越沖地震災害」という。）により被害を受けたことについて当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該災害被災家屋又は被災償却資産が新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災害被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び災害被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の二第二十六項及び第十七項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第十二条の二第二十五項において準用する同条第十三項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第二十七項において準用する同条第十六項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第十六条の二第十六項又

イ 災害被災家屋（政令附則第十二条の二第二十七項において準用する同条第十三項第一号に規定する災害被災家屋をいう。以下この号において同じ。）又は被災償却資産（政令附則第十二条の二第二十九項において準用する同条第十六項第一号に規定する被災償却資産をいう。以下この号において同じ。）を所有していた者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地を記載した書類並びに当該災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年新潟県中越沖地震による災害（以下この号において「新潟県中越沖地震災害」という。）により被害を受けたことについて当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該災害被災家屋又は被災償却資産が新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災害被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び災害被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の二第二十七項及び第十八項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第十二条の二第二十七項において準用する同条第十三項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第二十九項において準用する同条第十六項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第十六条の二第十七項又

は第十七項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第十二条の第二十五項において準用する同条第十三項第二号から第四号まで又は同条第二十七項において準用する同条第十六項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同条第二十七項において準用する同条第十六項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

(政令附則第十三条第三号の田又は畑)

第八条 政令附則第十三条第三号に規定する総務省令で定める田又は畑は、次に掲げる田又は畑とする。

- 一 耕作以外の用に供するため農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)附則第六条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第七十三条第一項の規定による許可を受けた田又は畑
- 二 農地法第四十五条第一項又は農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の農地法第七十八条第一項の規定による農林水産大臣の管理に係る土地で耕作又は養畜の事業以外の事業に供するための貸付けに係る田又は畑
- 三 耕作以外の用に供するため農地法第四十七条又は農地法等の一部を

は第十八項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第十二条の第二十七項において準用する同条第十三項第二号から第四号まで又は同条第二十九項において準用する同条第十六項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同条第二十九項において準用する同条第十六項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

(政令附則第十三条第三号の田又は畑)

第八条 政令附則第十三条第三号に規定する総務省令で定める田又は畑は、次に掲げる田又は畑とする。

- 一 耕作以外の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第七十三条第一項の規定による許可を受けた田又は畑
- 二 農地法第七十八条第一項の規定による許可を受けた田又は畑
- 三 耕作以外の用に供するため農地法第八十条第一項

の規定による農林水産大臣の管理に係る土地で耕作又は養畜の事業以外の事業に供するための貸付けに係る田又は畑

三 耕作以外の用に供するため農地法第八十条第一項

改正する法律（平成二十一年法律第 号）附則第八条第四項の規

定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による

改正前の農地法第八十条第一項の規定による売払いを受けた田又は畑

四く六 略

七 成田国際空港株式会社が成田国際空港の敷地若しくは当該空港の建

設のために必要な道路若しくは線路若しくは当該空港の建設に伴い廃

止される道路に代わるべき道路の敷地に供するため、又は航空法第三

十八条第一項若しくは第四十三条第一項の許可を受けて設置する

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第一条に規定す

る航空保安無線施設若しくは航空灯火の設置予定地とされている土地

の区域内において航空保安無線施設若しくは航空灯火を設置するため

取得した田又は畑（これらに関する使用収益権が取得されたものを含

む。）

八 略

の規定による売払いを受けた田又は畑

四く六 略

七 成田国際空港株式会社が成田国際空港の敷地若しくは当該空港の建

設のために必要な道路若しくは線路若しくは当該空港の建設に伴い廃

止される道路に代わるべき道路の敷地に供するため、又は航空法第五

十五条の三第一項の規定によつて認可を受けた工事实施計画において

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第一条に規定す

る航空保安無線施設若しくは航空灯火の設置予定地とされている土地

の区域内において航空保安無線施設若しくは航空灯火を設置するため

取得した田又は畑（これらに関する使用収益権が取得されたものを含

む。）

八 略

（法附則第十七条の三第一項の鉄道又は軌道の用に供する土地）

第八条の二 法附則第十七条の三第一項に規定する鉄道又は軌道の用に供

する土地で総務省令で定めるものは、次に掲げる鉄道又は軌道による運

送の用（以下この条において単に「運送の用」という。）に供する土地

のうち、複合利用鉄軌道用地及び複合利用鉄軌道用地を含む一筆の土地

のうち当該複合利用鉄軌道用地以外の部分とする。

一 線路敷（工場の敷地内にあるものを除く。）の用に供する土地

二 停車場建物、転・遷車台、給炭水設備、給油設備、検車洗浄設備又

はプラットホーム・積卸場の用に供する土地

三 前二号の土地に接する土地で、変電所、車庫、倉庫（資材置場を含む。）、踏切番舎又は保線区、検車区、車掌区、電力区、通信区等の現業従業員の詰所の用に供するもの

2 | 前項の「複合利用鉄軌道用地」とは、次に掲げるものをいう。

一 複合利用建物（運送の用に供する部分と鉄道又は軌道による運送以外の用（以下この条において単に「運送以外の用」という。）に供する部分を有する建物をいう。以下この条において同じ。）の敷地である運送の用に供する土地（次号に該当するものを除く。）

二 運送の用に供する土地でその上部に設置された人工地盤等の上に複合利用建物等（複合利用建物又は運送以外の用のみ供する建物をいう。以下この条において同じ。）があるものその他人工地盤等の上を運送以外の用に供するもの又は運送の用に供する土地で近接する土地にある複合利用建物等の一部がその上部にあるもの

三 鉄軌道の高架下にある運送の用に供する土地で、当該土地に運送以外の用のみ供する建物があるものその他当該土地を運送以外の用に供するもの（第一号に該当するものを除く。）

3 | 複合利用建物に該当するかどうかについては、次に定めるところによる。

一 原則として一棟の建物ごとに判断するものとする。ただし、利用状況や形状等からみて当該建物を区分することができる場合には、これを区分し、当該区分された部分をそれぞれ一棟の建物とみなす。

二 次に定める部分については、運送の用に供する部分とみなす。

イ 運送の用に供する部分を有する建物のうち運送以外の用に供する部分（運送以外の用に供する部分が連たんする場合には、当該連たんにする一団の部分）で床面積が十平方メートル以下のもの

ロ プラットホームの一部で運送以外の用に供する部分

三 運送の用に供する部分を有する建物のうち運送以外の用に供する部分の合計床面積が二百五十平方メートル未満の建物は、そのすべてを運送の用に供する建物とみなす。

4 第二項の規定にかかわらず、複合利用建物のうち、運送の用に供する部分の合計床面積等（当該建物の屋上部分及び当該建物がその上にある人工地盤等の下の部分のうち、運送の用に供する部分の面積を含むものとする。）が次の表の上欄に掲げる当該建物の延べ床面積の区分に応じ、同表の下欄に掲げる床面積等に該当するもの（運送以外の用に供する部分の合計床面積が二百五十平方メートル未満の建物を除く。）の敷地は、複合利用鉄軌道用地に該当しないものとする。

当該建物の延べ床面積	運送の用に供する部分の合計床面積等
五万平方メートル以上	二千五百平方メートル未満
四万平方メートル以上五万平方メートル未満	二千平方メートル未満
三万平方メートル以上四万平方メートル未満	千五百平方メートル未満
二万平方メートル以上三万平方メートル未満	千平方メートル未満

(法附則第二十七条の五第一項の規定による前年度分の固定資産税の課税標準額等の記載)

第八条の二 略

(法附則第二十九条の四第一項の徴収猶予の期間)

第八条の二の二 略

第八条の三の二 削除

第十条から第十二条の二の二まで 削除

一万平方メートル以上二万平方メートル未満	五百平方メートル未満
五千平方メートル以上一万平方メートル未満	二百五十平方メートル未満
二千平方メートル以上五千平方メートル未満	百平方メートル未満
二千平方メートル未満	五十平方メートル未満

(法附則第二十七条の五第一項の規定による前年度分の固定資産税の課税標準額等の記載)

第八条の二の二 略

(法附則第二十九条の四第一項の徴収猶予の期間)

第八条の二の三 略

(政令附則第十四条の六第四項の書類)

第八条の三の二 政令附則第十四条の六第四項に規定する総務省令で定める書類は、前条第二項第三号ロに掲げる書類(政令附則第十四条の五第三項第八号に掲げる計画策定等に係るものを除く。)又は前条第二項第三号ハに掲げる書類とする。

(自動車取得税交付金を計算する場合に係る経過措置)

第十条 当分の間、第十七条の九の規定によつて道路の延長及び面積を算定する場合においては、道路台帳が調製されていない道路にあつては、道路橋りよう現況調査に記載されている延長及び路面幅員によることのできる。

2 昭和五十七年度以前の各年度における第十七条の九及び前項の規定による道路(市町村道に限る。)の延長及び面積の算定について、当該各年度の四月一日現在において道路法第九条の路線の認定の公示が行われており、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示又は同条第二項の供用開始の公示が未了であつた道路で、昭和五十八年一月三十一日までにこれらの公示が行われたものがある場合においては、当該道路は、当該各年度の道路の延長及び面積の算定に用いる道路とみなす。

(法附則第三十二条第一項の一般乗合用のバス)

第十一条 法附則第三十二条第一項に規定する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつてゐるものの運行の用に供する一般乗合用のバスとして総務省令で定めるものは、国土交通大臣が地方バス路線維持のため交付する車両購入費補助金を受けて取得した一般乗合用のバスで、平均乗車密度に一日当たりの運行回数を乗じて得た数値が十五以上百五十以下であり、かつ、道府県知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したバス路線の運行の用に供されるものとする。

(法附則第三十二条第三項の電気を動力源とする自動車)

第十一条の二 法附則第三十二条第三項に規定する電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外のものとする。

（法附則第三十二条第四項の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等）

第十一条の三 法附則第三十二条第四項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（次条から附則第十二条の二の二までにおいて「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

2 法附則第三十二条第四項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条、附則第十二条及び附則第十二条の二の二において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号の基準とする。

3 法附則第三十二条第四項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車について

は同号の表のイに掲げる値、同号の表のロに掲げる自動車については同号の表のロに掲げる値、同号の表のハに掲げる自動車については同号の表のハに掲げる値、同号の表のニに掲げる自動車については同号の表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条から附則第十二条の二の二までにおいて「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

4 法附則第三十二条第四項第二号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第九号の基準とする。

5 法附則第三十二条第四項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

（法附則第三十二条第五項の動力源等）

第十二条 法附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

2 法附則第三十二条第五項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車ハイブリッド自動車であることが記載されている自動車

とする。

3| 法附則第三十二条第五項に規定するバス、トラックその他の総務省令で定める特定自動車は、バス及びトラックとする。

4| 法附則第三十二条第五項に規定する乗用車その他の総務省令で定める特定自動車は、前項に規定するもの以外の特定自動車とする。

5| 法附則第三十二条第五項第一号に規定する総務省令で定める特定自動車は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第五号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同号の表のイに掲げる値、同号の表のロに掲げる自動車については同号の表のロに掲げる値、同号の表のハに掲げる自動車については同号の表のハに掲げる値、同号の表のニに掲げる自動車については同号の表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

6| 法附則第三十二条第五項第一号イに規定する平成十七年十月一日以降

に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号の基準とする。

7 法附則第三十二条第五項第二号に規定する総務省令で定める特定自動車は、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第一号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

二 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第五号に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

8 法附則第三十二条第五項第二号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

（法附則第三十二条第七項の自動車等）

第十二条の二 法附則第三十二条第七項に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが

、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 窒素酸化物の排出量が附則第五条の二第一項第一号に掲げる自動車については同号に掲げる値、同項第二号に掲げる自動車については同号に掲げる値、同項第三号に掲げる自動車については同号に掲げる値、同項第四号に掲げる自動車については同号に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土

交通大臣が認定していること。

2 | 法附則第三十二条第八項に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第四号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成二十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 窒素酸化物の排出量が附則第五条の二第一項第一号に掲げる自動車については同号に掲げる値、同項第二号に掲げる自動車については同号に掲げる値、同項第三号に掲げる自動車については同号に掲げる値、同項第四号に掲げる自動車については同号に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであるこ

とについて国土交通大臣が認定していること。

3| 法附則第三十二条第九項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一| 法附則第三十二条第七項又は第八項の規定の適用を受けようとする旨|

二| 自動車の取得価額

三| 自動車のエネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率をいう。）

四| 自動車の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）

五| 内燃機関の燃料の種類

六| エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号の貨物自動車にあつては、自動車の車両総重量（車両重量、最大積載量及び五十五キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。）
、変速装置の方式及び構造

4| 当該自動車について、法附則第三十二条第九項の規定により、法第六百九十九条の十一第一項若しくは第六百九十九条の十二第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書において前項各号（当該自動車がエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第一号の乗用自動車（以下この項において「乗用自動車」という。）である場合にあつては、前項第一号から第五号までに掲げる事項が記載されていた場合においては、同項の規定にかかわ

らず、同項第三号から第六号まで（当該自動車が乗用自動車である場合にあっては、同項第三号から第五号まで）に掲げる事項の記載を省略することができる。

（政令附則第十六条の二の六第二項の自動車等）

第十二条の二の二 政令附則第十六条の二の六第二項に規定する総務省令で定める自動車は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号。第四項において「特別措置法施行令」という。）第^四条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる自動車（次項において「指定自動車」という。）で次の各号に掲げる自動車とする。

- 一 細目告示第四十一条第一号の規定の適用を受ける自動車で同号の基準に適合するもの
- 二 細目告示第四十一条第二号の規定の適用を受ける自動車で同号の基準に適合するもの
- 三 細目告示第四十一条第三号の規定の適用を受ける自動車のうち同号の表のロ又はハに掲げるもので同号の基準に適合するもの
- 四 細目告示第四十一条第四号の規定の適用を受ける自動車のうち同号の表のロ又はハに掲げるもので同号の基準に適合するもの
- 五 細目告示第四十一条第五号の規定の適用を受ける自動車で同号の基準に適合するもの
- 六 細目告示第四十一条第六号の規定の適用を受ける自動車で同号の基準に適合するもの

- 七 細目告示第四十一条第一項第七号の規定の適用を受ける自動車のうち同号の表のハ又はニに掲げるもので同号の基準に適合するもの
- 八 細目告示第四十一条第一項第八号の規定の適用を受ける自動車のうち同号の表のハ又はニに掲げるもので同号の基準に適合するもの
- 2 政令附則第十六条の二の六第三項に規定する総務省令で定める自動車は、指定自動車で次の各号に掲げる自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）に応じ、当該各号に掲げる自動車とする。
- 一 政令附則第十六条の二の六第三項第一号の排出ガス保安基準 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（昭和五十六年運輸省令第三十九号）による改正後の道路運送車両の保安基準第三十一条第六項の規定の適用を受ける自動車と同項の基準に適合するもの
- 二 政令附則第十六条の二の六第三項第二号の排出ガス保安基準 次に掲げる自動車
- イ 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（昭和六十二年運輸省令第三号）第一条の規定による改正後の道路運送車両の保安基準（以下この号において「昭和六十三年保安基準」という。）第三十一条第六項の規定の適用を受ける自動車のうち同項の表の第二号に掲げるもので同項の基準に適合するもの
- ロ 昭和六十三年保安基準第三十一条第七項の規定の適用を受ける自動車のうち同項の表の第一号又は第二号に掲げるもの（直接噴射式の原動機を有するもの及び車両総重量が二・五トン以下のもので直接噴射式の原動機以外の原動機を有するものに限る。）で同項の基

準に適合するもの

三 政令附則第十六条の二の六第三項第三号の排出ガス保安基準 次に掲げる自動車

イ 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（昭和六十二年運輸省令第三号）第二条の規定による改正後の道路運送車両の保安基準（以下この号において「平成元年保安基準」という。）第三十一条第二項の規定の適用を受ける自動車のうち同項の表の第二号に掲げるもので同項及び同条第三項の基準に適合するもの

ロ 平成元年保安基準第三十一条第五項の規定の適用を受ける自動車
で同項の基準に適合するもの

ハ 平成元年保安基準第三十一条第七項の規定の適用を受ける自動車のうち同項の表の第二号に掲げるもの（直接噴射式の原動機を有するものにあつては車両総重量が三・五トンを超えるものに限る。）
で同項の基準に適合するもの

四 政令附則第十六条の二の六第三項第四号の排出ガス保安基準 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（昭和六十二年運輸省令第三号）第三条の規定による改正後の道路運送車両の保安基準第三十一条第七項の規定の適用を受ける自動車のうち同項の表の第二号に掲げるもの（車両総重量が八トンを超えるセミトレーラをけん引するけん引自動車及びクレーン作業用自動車に限る。）で同項の基準に適合するもの

五 政令附則第十六条の二の六第三項第五号の排出ガス保安基準 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成三年運輸省令第三号

- (第二条の規定による改正後の道路運送車両の保安基準第三十一条第四項の規定の適用を受ける自動車で同項の基準に適合するもの
- 六 政令附則第十六条の二の六第三項第六号の排出ガス保安基準 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成三年運輸省令第三号）第三条の規定による改正後の道路運送車両の保安基準第三十一条第五項の規定の適用を受ける自動車のうち同項の表の第三号及び第四号に掲げるもので同項の基準に適合するもの
- 七 政令附則第十六条の二の六第三項第七号の排出ガス保安基準 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成三年運輸省令第三号）第四条の規定による改正後の道路運送車両の保安基準第三十一条第六項の規定の適用を受ける自動車で同項の基準に適合するもの
- 八 政令附則第十六条の二の六第三項第八号の排出ガス保安基準 次に掲げる自動車
- イ 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令）平成八年運輸省令第四号）第一条の規定による改正後の道路運送車両の保安基準（以下この号において「平成九年保安基準」という。）第三十一条第三五項の規定の適用を受ける自動車のうち同項の表の第二号及び第三号イに掲げるもので同項の基準に適合するもの
- ロ 平成九年保安基準第三十一条第六項の規定の適用を受ける自動車のうち同項の表の第一号に掲げるもので同項の基準に適合するもの
- 九 政令附則第十六条の二の六第三項第九号の排出ガス保安基準 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成八年運輸省令第四号）第二条の規定による改正後の道路運送車両の保安基準第三十一条第

五項の規定の適用を受ける自動車のうち同項の表の第二号に掲げるもの（手動式の変速装置を備えたもの以外のものに限る。）で同項の基準に適合するもの

十 政令附則第十六条の二の六第三項第十号の排出ガス保安基準 次に掲げる自動車

イ 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条において「適用関係告示」という。）第二十八條第七十二項の規定の適用を受ける自動車（車両総重量が一・七トン以下のものに限る。）で同項の基準に適合するもの

ロ 適用関係告示第二十八條第七十六項の規定の適用を受ける自動車（車両総重量が一・七トン以下のものに限る。）で同項の基準に適合するもの

十一 政令附則第十六条の二の六第三項第十一号の排出ガス保安基準 次に掲げる自動車

イ 適用関係告示第二十八條第七十二項の規定の適用を受ける自動車（車両総重量が一・七トンを超え二・五トン以下のものに限る。）で同項の基準に適合するもの

ロ 適用関係告示第二十八條第七十六項の規定の適用を受ける自動車（車両総重量が一・七トンを超え二・五トン以下のものに限る。）で同項の基準に適合するもの

ハ 適用関係告示第二十八條第七十三項の規定の適用を受ける自動車（車両総重量が三・五トン以下のものに限る。）で同項の基準に適合するもの

合するもの

二 適用関係告示第二十八条第七十七項の規定の適用を受ける自動車（車両総重量が三・五トン以下のものに限る。）で同項の基準に適合するもの

3 法附則第三十二条第十項に規定する総務省令で定める期間は、次の要件のいずれにも該当する期間とする。

一 平成十四年三月二日から平成二十一年三月三十一日までの期間であること。

二 第一項に規定する自動車の取得前一月内又は当該自動車の取得後三月内の期間であること。

4 法附則第三十二条第十項に規定する総務省令で定める場合は、次の要件のいずれにも該当する場合とする。

一 法附則第三十二条第十項の永久抹消登録を受け、又は同項の届出がされた自動車に係る自動車の種別（特別措置法施行令別表第二の上欄に掲げる自動車の種別をいう。以下この号において同じ。）と当該自動車に代わるものとして取得した自動車に係る自動車の種別が同じであること。

二 法附則第三十二条第十項の永久抹消登録を受け、又は同項の届出がされた自動車に属する車両総重量の区分（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（平成四年総理府令第五十三号）別表第一又は別表第三の上欄に掲げる車両総重量の区分をいう。以下この号において同じ。）と当該自動車に代わるものとして取得した自動車に属する車両総

重量の区分が同じであること。

5| 法附則第三十二条第十一項第一号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

6| 法附則第三十二条第十一項第一号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものは、実施要領第三条第一号に掲げる基準に適合する自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

7| 法附則第三十二条第十一項第二号に規定する平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

8| 法附則第三十二条第十一項第二号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものは、実施要領第三条第一号に掲げる基準に適合する自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

9| 法附則第三十二条第十一項第三号に規定する車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車で総務省令で定めるものは、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車とする。

10| 法附則第三十二条第十一項第三号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

(政令附則第十六条の二の八第一項の施設等)

第十二条の三 略

2 略

3 | 政令附則第十六条の二の八第五項に規定する総務省令で定める施設は、次の表の上欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる施設とする。

業種	施設
一 かんきつ果汁製造業	搾汁設備を有する施設
二 非かんきつ果汁製造業	搾汁設備を有する施設
三 パインアップル缶詰製造業	剥皮芯抜設備を有する施設
四 こんにやく粉製造業	こんにやく粉の生産の用に供する設備を有する施設
五 トマト加工品製造業	搾汁設備を有する施設
六 甘しよでん粉製造業	でん粉の生産の用に供する設備を有する施設
七 馬鈴しよでん粉製造業	でん粉の生産の用に供する設備を有する施設
八 米加工品製造業	米穀粉、包装もち、加工米飯、米菓生地及び和生菓子(米を原材料とするものに限る。)の生産の用に供する設備を有する施設

(政令附則第十六条の二の八第一項の施設等)

第十二条の三 略

2 略

九 麦加工品製造業	精選設備を有する施設
十 乳製品製造業	乳製品の生産の用に供する設備を有する施設（チーズ製造業にあつては、凝乳設備を有する施設）
十一 牛肉調整品製造業	急速冷凍設備を有する施設
十二 豚肉調整品製造業	急速冷凍設備を有する施設

第十二条の四 政令附則第十六条の二の九に規定する総務省令で定める施設は、次の表の上欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる施設とする。

業 種	施 設
一 かんきつ果汁製造業	搾汁設備を有する施設
二 非かんきつ果汁製造業	搾汁設備を有する施設
三 パインアップル缶詰製造業	剥皮芯抜設備を有する施設
四 こんにやく粉製造業	こんにやく粉の生産の用に供する設備を有する施設
五 トマト加工品製造業	搾汁設備を有する施設
六 甘しよでん粉製造業	でん粉の生産の用に供する設備を有する施設
七 馬鈴しよでん粉製造業	でん粉の生産の用に供する設備を有する施設

（政令附則第十六条の二の九の施設）

八 米加工品製造業

米穀粉、包装もち、加工米飯、米菓生地及び和生菓子（米を原材料とするものに限る。）の生産の用に供する設備を有する施設

九 麦加工品製造業

精選設備を有する施設

十 乳製品製造業

乳製品の生産の用に供する設備を有する施設（チーズ製造業にあつては、凝乳設備を有する施設）

十一 牛肉調整品製造業

急速冷凍設備を有する施設

十二 豚肉調整品製造業

急速冷凍設備を有する施設

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第十三条の三 略

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、同項に規定する土地等の譲渡の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を法第四十五条の二第一項の規定による申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

一 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十五号までに係る土地等の譲渡（次号に掲げるものを除く。） 当該土地等の買取りをする同項第十二号、第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第十三条の三 略

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、同項に規定する土地等の譲渡の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を法第四十五条の二第一項の規定による申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

一 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号及び第十四号から第十六号までに係る土地等の譲渡（次号に掲げるものを除く。） 当該土地等の買取りをする同項第十二号、第十四号若しくは第十五号の造成又は同項第十六号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法

人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 略

ロ 土地等の買取りをする者の当該買取つた土地等を法附則第三十条の二第二項に規定する二年を経過する日（既に政令附則第十七条の二第一項に規定する市町村長の承認を受けて同条第二項又は第三項に規定する市町村長の認定した日の通知を受けている場合には当該認定した日とし、当該土地等の譲渡について租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項に規定する所轄税務署長の承認を受けて同条第二十四項又は第二十五項に規定する所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合には当該認定した日とする。以下この項において同じ。）の属する年の十二月三十一日までに、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号、第十三号若しくは第十四号の一団の宅地又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類

二 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号及び第十四号に係る土地等の譲渡（同項第十二号又は第十四号の一団の宅地の造成を土地区画整理法による土地区画整理事業として行うこれらの規定に規定する個人又は法人に対するものに限る。） 当該土地等の買取りをする当該一団の宅地の造成を行う当該個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる

書類

イ 略

人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 略

ロ 土地等の買取りをする者の当該買取つた土地等を法附則第三十条の二第二項に規定する二年を経過する日（既に政令附則第十七条の二第一項に規定する市町村長の承認を受けて同条第二項又は第三項に規定する市町村長の認定した日の通知を受けている場合には当該認定した日とし、当該土地等の譲渡について租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項に規定する所轄税務署長の承認を受けて同条第二十四項又は第二十五項に規定する所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合には当該認定した日とする。以下この項において同じ。）の属する年の十二月三十一日までに、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号、第十四号若しくは第十五号の一団の宅地又は同項第十六号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類

二 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号及び第十五号に係る土地等の譲渡（同項第十二号又は第十五号の一団の宅地の造成を土地区画整理法による土地区画整理事業として行うこれらの規定に規定する個人又は法人に対するものに限る。） 当該土地等の買取りをする当該一団の宅地の造成を行う当該個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる

書類

イ 略

ロ 土地等の買取りをする者の当該買い取つた土地等を法附則第三十条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号又は第十四号の一団の宅地の用に供することを約する書類

三 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十六号に係る土地等の譲渡
当該土地等の買取りをする同号の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う同号に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類
イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第八項第三号イ及びハに掲げる書類

ロ 土地等の買取りをする者の当該買い取つた土地等を法附則第三十条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十六号の住

ロ 土地等の買取りをする者の当該買い取つた土地等を法附則第三十条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号又は第十五号の一団の宅地の用に供することを約する書類

三 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号に係る土地等の譲渡
当該土地等の買取りをする同号の一団の宅地の造成を行う同号に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類
イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第八項第三号イからハまでに掲げる書類

ロ 土地等の買取りをする者の当該買い取つた土地等を法附則第三十条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号の一団の宅地の用に供することを約する書類

四 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十七号に係る土地等の譲渡
当該土地等の買取りをする同号の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う同号に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類
イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第八項第四号イ及びハに掲げる書類

ロ 土地等の買取りをする者の当該買い取つた土地等を法附則第三十条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十七号の住

宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類

3
3
8
略

9 前項に規定する書類の交付を受けた者（法附則第三十四条の二第二項又は第五項に規定する土地等の譲渡につきこれらの規定の適用を受けている者に限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類に当該交付を受けた書類（法第四十五条の二第一項又は第三百七十七条の二第一項の規定による申告書に添付しているものを除く。）を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一及び二 略

三 第一号に掲げる譲渡に係る土地等のうち、当該交付を受けた書類を提出することにより租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなったものの面積及び所在地

四 略

10 法附則第三十四条の二第九項の規定による申告は、次に掲げる事項を記載した書類によつてしなければならない。

一及び二 略

三 第一号に掲げる譲渡に係る土地等のうち、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなったもの

四 略

宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類

3
3
8
略

9 前項に規定する書類の交付を受けた者（法附則第三十四条の二第二項又は第五項に規定する土地等の譲渡につきこれらの規定の適用を受けている者に限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類に当該交付を受けた書類（法第四十五条の二第一項又は第三百七十七条の二第一項の規定による申告書に添付しているものを除く。）を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一及び二 略

三 第一号に掲げる譲渡に係る土地等のうち、当該交付を受けた書類を提出することにより租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十七号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなったものの面積及び所在地

四 略

10 法附則第三十四条の二第九項の規定による申告は、次に掲げる事項を記載した書類によつてなければならない。

一及び二 略

三 第一号に掲げる譲渡に係る土地等のうち、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十七号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなったもの

四 略

（政令附則第二十二条第一項の施設）

第二十二條 略
(旧民法第三十四條の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十二條 政令附則第二十二條第一項に規定する総務省令で定める施設は、福利厚生施設、宿泊施設、駐車施設、遊戯施設、食堂、喫茶店及び物品販売施設とする。

第二十三條 略
(旧民法第三十四條の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二条による改正（地方税法施行規則）

<p>12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略</p> <p>2 法附則第十五条の七第三項に規定する総務省令で定める書類は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）第六条、第九条又は第十三条に規定する通知書の写しとする。</p>	<p>改正案</p>
<p>11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略</p>	<p>附則 （政令附則第十二条の割合の補正等） 第七条 略</p> <p>現行</p>

第三条による改正（地方道路譲与税法施行規則（昭和三十一年総理府令第七号））

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">地方揮発油譲与税法施行規則</p> <p>（法第二条第一項及び第三条第一項の総務省令で定める道路）</p> <p>第一条 地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号。以下「法」という。）第二条第一項及び第三条第一項に規定する総務省令で定める道路は、渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である道路（橋梁を除く。）及び道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定によつて料金を徴収する道路とする。</p> <p>（地方揮発油譲与税の算定に用いる資料の提出）</p> <p>第七条 都道府県知事及び指定市の長は、一般国道、高速自動車国道及び都道府県道に係る地方揮発油譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。</p> <p>2 市町村の長は、市町村道に係る地方揮発油譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより都道府県知事を経由して提出しなければならない。</p> <p>（譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置）</p>	<p style="text-align: center;">地方道路譲与税法施行規則</p> <p>（法第二条第一項及び第三条第一項の総務省令で定める道路）</p> <p>第一条 地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号。以下「法」という。）第二条第一項及び第三条第一項に規定する総務省令で定める道路は、渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である道路（橋梁を除く。）及び道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定によつて料金を徴収する道路とする。</p> <p>（地方道路譲与税の算定に用いる資料の提出）</p> <p>第七条 都道府県知事及び指定市の長は、一般国道、高速自動車国道及び都道府県道に係る地方道路譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。</p> <p>2 市町村の長は、市町村道に係る地方道路譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより都道府県知事を経由して提出しなければならない。</p> <p>（譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置）</p>

第八条 地方揮発油譲与税を都道府県及び市町村に譲与した後において、

その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減額する必要が生じたときは、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において、当該都道府県又は市町村に譲与すべき額に当該錯誤に係る額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。この場合において、当該都道府県又は市町村の道路の延長又は面積に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式によつて得た率（小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該都道府県又は市町村に譲与した地方揮発油譲与税の額に乗じて得た額とする。

（（（錯誤を修正した道路の延長－譲与の基準となつた道路の延長）／譲与の基準となつた道路の延長）＋（（錯誤を修正した道路の面積－譲与の基準となつた道路の面積）／譲与の基準となつた道路の面積））／²

2及び3 略

第八条 地方道路譲与税を都道府県及び市町村に譲与した後において、

その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減額する必要が生じたときは、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において、当該都道府県又は市町村に譲与すべき額に当該錯誤に係る額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。この場合において、当該都道府県又は市町村の道路の延長又は面積に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式によつて得た率（小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該都道府県又は市町村に譲与した地方道路譲与税の額に乗じて得た額とする。

（（（錯誤を修正した道路の延長－譲与の基準となつた道路の延長）／譲与の基準となつた道路の延長）＋（（錯誤を修正した道路の面積－譲与の基準となつた道路の面積）／譲与の基準となつた道路の面積））／²

2及び3 略

第六条による改正（地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号））

改正案		現行	
歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分			
歳入		歳入	
都道府県		都道府県	
款	項	款	項
1 都（道府県）税	1～5 略	1 都（道府県）税	1～5 略
	6 エルフ場利用税		6 エルフ場利用税
	7 自動車取得税		7 自動車税
	8 軽油引取税		8 釧区税
	9 自動車税		9 固定資産税
	10 釧区税		
	11 固定資産税		
	1 エルフ場利用税		1 エルフ場利用税
	1 自動車取得税		1 自動車税
	1 軽油引取税		1 釧区税
	1 自動車税		1 固定資産税
	1 釧区税		
	1 固定資産税		

		2 国有資産等所在都道府県交付金及び納付金
	12 狩猟税	1 狩猟税
	13～15 略	
2 略		
3 地方譲与税	1 地方法人特別譲与税 2 地方揮発油譲与税 3 石油ガス譲与税 4 地方道路譲与税	1 地方法人特別譲与税 1 地方揮発油譲与税 1 石油ガス譲与税 1 地方道路譲与税
4～15 略		1 地方道路譲与税

		2 国有資産等所在都道府県交付金及び納付金
	10 自動車取得税 11 軽油引取税 12 狩猟税	1 自動車取得税 1 軽油引取税 1 狩猟税
	13～15 略	
2 略		
3 地方譲与税	1 地方法人特別譲与税 2 地方道路譲与税 3 石油ガス譲与税	1 地方法人特別譲与税 1 地方道路譲与税 1 石油ガス譲与税
4～15 略		

市 町 村			
款	項	目	
1 略			
2 地方譲与税	1 地方揮発油譲与税	1 地方揮発油譲与税	
	2 自動車重量譲与税	1 自動車重量譲与税	
	3 地方道路譲与税	1 地方道路譲与税	
3～6 略			
7 自動車取得 税交付金	1 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金	
		2 旧法による自動車取得税交付金	
8～20 略			

備考 1 航空機燃料譲与税法第1条の空港関係都道府県又は地方税法第485条の13第1項の規定の適用を受けることとなる都道府県にあつ

市 町 村			
款	項	目	
1 略			
2 地方譲与税	1 自動車重量譲与税	1 自動車重量譲与税	
	2 地方道路譲与税	1 地方道路譲与税	
3～6 略			
7 自動車取得 税交付金	1 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金	
		1 自動車取得税交付金	
8～20 略			

備考 1 航空機燃料譲与税法第1条の空港関係都道府県又は地方税法第485条の13第1項の規定の適用を受けることとなる都道府県にあつ

ては、都道府県の欄の款の欄中「4 地方特例交付金」を「5 地方特例交付金」とし、以下順次1号ずつ繰り下げ、

「 <u>3</u> 地方譲与税	<u>1</u> 地方法人特別譲与税	<u>1</u> 地方法人特別譲与税
	<u>2</u> 地方揮発油譲与税	<u>1</u> 地方揮発油譲与税
	<u>3</u> 石油ガス譲与税	<u>1</u> 石油ガス譲与税
	<u>4</u> 地方道路譲与税	<u>1</u> 地方道路譲与税
「 <u>3</u> 地方譲与税	<u>1</u> 地方法人特別譲与税	<u>1</u> 地方法人特別譲与税
	<u>2</u> 地方揮発油譲与税	<u>1</u> 地方揮発油譲与税
	<u>3</u> 石油ガス譲与税	<u>1</u> 石油ガス譲与税

ては、都道府県の欄の款の欄中「4 地方特例交付金」を「5 地方特例交付金」とし、以下順次1号ずつ繰り下げ、

「 <u>3</u> 地方譲与税	<u>1</u> 地方法人特別譲与税	<u>1</u> 地方法人特別譲与税
	<u>2</u> 地方道路譲与税	<u>1</u> 地方道路譲与税
	<u>3</u> 石油ガス譲与税	<u>1</u> 石油ガス譲与税
「 <u>3</u> 地方譲与税	<u>1</u> 地方法人特別譲与税	<u>1</u> 地方法人特別譲与税
	<u>2</u> 地方道路譲与税	<u>1</u> 地方道路譲与税
	<u>3</u> 石油ガス譲与税	<u>1</u> 石油ガス譲与税

			2 旧法による軽油引 取税交付金	
10 略				」

すること。

3 国庫支出金の過年度分については、雑入の項中に「過年度収入」の目を設けることができること。

4 1又は数箇の使用料又は手数料のみを証紙による収入の方法により歳入する市町村にあつては、12 使用料及び手数料の款中2 手数料の項の次に次のように項及び目を加えることができること。

3 証紙収入	1 証紙収入
--------	--------

5 特別会計に係る歳入予算の款項の区分及び目の区分については、普通地方公共団体の長が定めた区分によること。

歳 出			
都 道 府 県			
款	項	目	
1～12 略			
13 諸支出金	1～8 略	1 自動車取得税交付金	2 旧法による自動車取得税交付金
	9 自動車取得税交付金	10 略	

10 略				」

すること。

3 国庫支出金の過年度分については、雑入の項中に「過年度収入」の目を設けることができること。

4 1又は数箇の使用料又は手数料のみを証紙による収入の方法により歳入する市町村にあつては、12 使用料及び手数料の款中2 手数料の項の次に次のように項及び目を加えることができること。

3 証紙収入	1 証紙収入
--------	--------

5 特別会計に係る歳入予算の款項の区分及び目の区分については、普通地方公共団体の長が定めた区分によること。

歳 出			
都 道 府 県			
款	項	目	
1～12 略			
13 諸支出金	1～8 略	1 自動車取得税交付金	
	9 自動車取得税交付金	10 略	

14 略

14 略

附則第八条による改正（アメリカ合衆国軍隊等が行う免税軽油の引取りの手續に関する総理府令（昭和三十一年総理府令第四十七号））

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>第一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号。以下「法」という。）第三条に規定する合衆国軍隊若しくは合衆国軍隊の公認調達機関又は契約者が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）<u>第四百四十四条</u>第一項第二号又は第三号に規定する特約業者又は元売業者（以下「特約業者等」という。）から法第三条の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油（以下「免税軽油」という。）の引取りを行おうとする場合においては、当該特約業者等は、その引取りが行われる時までに、合衆国軍隊の権限ある官憲の発給する当該引取りに係る軽油が免税軽油である旨の証明書を添付した申請書を当該特約業者等の当該免税軽油の納入地（地方税法<u>第四百四十四条</u>の<u>第二項</u>に規定する納入地をいう。）の道府県知事に提出して、当該道府県知事からその申請を承認する旨の書面（以下「承認書」という。）の交付を受けなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>第一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号。以下「法」という。）第三条に規定する合衆国軍隊若しくは合衆国軍隊の公認調達機関又は契約者が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）<u>第七百条</u>の<u>第二項</u>第二号又は第三号に規定する特約業者又は元売業者（以下「特約業者等」という。）から法第三条の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油（以下「免税軽油」という。）の引取りを行おうとする場合においては、当該特約業者等は、その引取りが行われる時までに、合衆国軍隊の権限ある官憲の発給する当該引取りに係る軽油が免税軽油である旨の証明書を添付した申請書を当該特約業者等の当該免税軽油の納入地（地方税法<u>第七百条</u>の<u>第三項</u>に規定する納入地をいう。）の道府県知事に提出して、当該道府県知事からその申請を承認する旨の書面（以下「承認書」という。）の交付を受けなければならない。</p>

附則第九条による改正（都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令（昭和五十一年自治省令第十一号））

改 正 案	現 行
<p>1 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第二項に規定する総務省令で定める都の標準税収入額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 都の全区域を道府県とみなして地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額（同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた児童手当特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する児童手当特例交付金）をいう。以下この条において同じ。）</p> <p>、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金に係る額を除く。）の七十五分の百に相当する額並びに当該基準財政収入額の算定基礎となつた児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税に係る額の合算額</p> <p>二 特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課する税に係る額から当該額に地方自治法施行令</p>	<p>1 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第二項に規定する総務省令で定める都の標準税収入額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 都の全区域を道府県とみなして地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額（その算定基礎となつた税源移譲予定特例交付金</p> <p>（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第二項に規定する税源移譲予定特例交付金をいう。以下この条において同じ。）</p> <p>、自動車取得税、軽油引取税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金に係る額を除く。）の七十五分の百に相当する額及び当該基準財政収入額の算定基礎となつた税源移譲予定特例交付金に係る額の合算額</p> <p>二 特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課する税に係る額から当該額に地方自治法施行令</p>

(昭和二十二年政令第十六号)第二百十条の十の規定に基づき都の条例で定める一定の割合を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した国有資産等所在市町村交付金

に係る額の七十五分の百に相当する額の合算額

2 災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する総務省令で定める特別区の標準税収入額は、地方自治法施行令第二百十条の十二第一項の規定により算定した基準財政収入額(その算定基礎となつた事業所税

、特別とん譲与税、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通

安全対策特別交付金に係る額を除く。)の八十五分の百に相当する額並びに当該算定の基礎となつた児童手当特別交付金、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額

(昭和二十二年政令第十六号)第二百十条の十の規定に基づき都の条例で定める一定の割合を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した国有資産等所在市町村交付金及び日本郵政公社有資産所在市町村納付金に係る額の七十五分の百に相当する額の合算額

2 災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する総務省令で定める特別区の標準税収入額は、地方自治法施行令第二百十条の十二第一項の規定により算定した基準財政収入額(その算定基礎となつた事業所税、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、特別とん譲与税、地方道路譲

与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金に係る額を除く。)の八十五分の百に相当する額

附則第十一条による改正（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二年自治省令第十二号））

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p>（軽油引取税に関する経過措置）</p> <p>第四条 平成二年五月三十一日において地方税法の一部を改正する法律（平成元年法律第十四号）附則第八条第七項の規定により特約業者とみなされていた者に係る新規則第十八条の三第四項の規定の適用については、当分の間、「専ら潤滑油」とあるのは「潤滑油」とする。</p>

附則第十二条による改正（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号））

改 正 案			現 行		
別表（第三条関係）			別表（第三条関係）		
法 令 名	条	項	法 令 名	条	項
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	第八条第三項及び第四項（これらの規定を 第一条第二項、第八条の二第三項（第八条 の三第二項において準用する場合を含む。 ）及び第八条の四第二項並びに地方税法施 行令（昭和二十五年政令第二百四十五号） 第一条の五第二項において準用する場合を 含む。）、第十一条第一項及び第二項（こ れらの規定を第一条第二項、第十六条の五 第四項（第四百七十四条第二項において準 用する場合を含む。）、第十九条の七第三 項及び第六百一条第六項（第六百二条第二 項、第六百三条第四項、第六百三条の二の 二第二項及び第六百二十九条第八項並びに 附則第三十一条の三の二第四項及び第三十 一条の三の三第三項において準用する場合 を含む。）において準用する場合を含む。		地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	第八条第三項及び第四項（これらの規定を 第一条第二項、第八条の二第三項（第八条 の三第二項において準用する場合を含む。 ）及び第八条の四第二項並びに地方税法施 行令（昭和二十五年政令第二百四十五号） 第一条の五第二項において準用する場合を 含む。）、第十一条第一項及び第二項（こ れらの規定を第一条第二項、第十六条の五 第四項（第四百七十四条第二項において準 用する場合を含む。）、第十九条の七第三 項及び第六百一条第六項（第六百二条第二 項、第六百三条第四項、第六百三条の二の 二第二項及び第六百二十九条第八項並びに 附則第三十一条の三の二第四項及び第三十 一条の三の三第三項において準用する場合 を含む。）において準用する場合を含む。	

）、第十三条、第十四条の九第三項、第十四条の十八第二項、第十五条の四第二項並びに第十六条の三第四項及び第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の四第二項（第一条第二項及び第十六条の四第十二項において準用する場合を含む。）、第二十条の九の三第一項及び第二十条の十（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条（第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二（同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項において、第四十五条の二第四項については第七百三十四条第三項及び附則第三十五条の三第六項において準用する場合を含む。）、第四十六条第四項及び第五項、第五十条の五、第五十条の七第一項並びに第五十条の九（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条第一項、第二項、第四項、第五項、第二十四項から第二十八項まで、第四十三項、第四十五項及び第四十六項（同条第一項

）、第十三条、第十四条の九第三項、第十四条の十八第二項、第十五条の四第二項並びに第十六条の三第四項及び第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の四第二項（第一条第二項及び第十六条の四第十二項において準用する場合を含む。）、第二十条の九の三第一項及び第二十条の十（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条（第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二（同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項において、第四十五条の二第四項については第七百三十四条第三項及び附則第三十五条の三第六項において準用する場合を含む。）、第四十六条第四項及び第五項、第五十条の五、第五十条の七第一項並びに第五十条の九（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条第一項、第二項、第四項、第五項、第二十四項から第二十八項まで、第四十一項及び第四十二項（同条第一項

、第二項、第四項、第五項及び第二十四項については第一条第二項において、第五十三條第二十五項については第一条第二項及び第五十五條第五項において、第五十三條第二十六項については第一条第二項において、第五十三條第二十七項及び第二十八項については第七百三十四條第三項において、第五十三條第四十三項については第一条第二項において、第五十三條第四十五項及び第四十六項については第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第五十三條の二、第五十七條第一項、第六十三條第一項及び第六十六條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一條の十第二項、第七十一條の十七第一項、第七十一條の三十一第二項、第七十一條の三十八第一項、第七十一條の五十一第二項及び第七十一條の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第七十二條の二十四の十第六項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二條の二十五第一項から第五項ま

、第二項、第四項、第五項及び第二十四項については第一条第二項において、第五十三條第二十五項については第一条第二項及び第五十五條第五項において、第五十三條第二十六項については第一条第二項において、第五十三條第二十七項、第二十八項、第四十一項及び第四十二項

については第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第五十三條の二、第五十七條第一項、第六十三條第一項及び第六十六條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一條の十第二項、第七十一條の十七第一項、第七十一條の三十一第二項、第七十一條の三十八第一項、第七十一條の五十一第二項及び第七十一條の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第七十二條の二十五第一項から第五項ま

で及び第十二項（同条第一項については第一条第二項において、第七十二条の第二十五条の第二項については第一条第二項、第七十二条の第二十五条第六項及び第七十二条の第二十八条第二項において、第七十二条の第二十五条第三項については第一条第二項及び第七十二条の二十八第二項において、第七十二条の第十五第四項については第一条第二項、第七十二条の第二十五条第七項及び第七十二条の二十八第二項において、第七十二条の第二十五条第五項については第一条第二項及び第七十二条の二十八第二項において、第七十二条の第二十五条第十二項については第一条第二項において準用する場合を含む。）

で及び第十二項（同条第一項については第一条第二項において、第七十二条の第二十五条の第二項については第一条第二項、第七十二条の第二十五条第六項及び第七十二条の二十八第二項において、第七十二条の第二十五条第三項については第一条第二項及び第七十二条の二十八第二項において、第七十二条の第十五第四項については第一条第二項、第七十二条の第二十五条第七項及び第七十二条の二十八第二項において、第七十二条の第二十五条第十二項については第一条第二項において準用する場合を含む。）

第三項、第七十二条の五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一項から第三項まで、第七十二条の五十九、第七十二条の六十六第一項、第七十二条の七十八第六項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第八十三条第二項、第九十二条第一項、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百三十四条第一項、第二百四十四条の九第四項及び第五項、第二百四十四条の十四第二項及び第五項、第二百四十四条の十八第一項並びに第二百四十四条の二十一第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第二百四十四条の二

第三項、第七十二条の五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一項から第三項まで、第七十二条の五十九、第七十二条の六十六第一項、第七十二条の七十八第六項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第八十三条第二項、第九十二条第一項

十二第四項（第一条第二項及び第四百四十四條の二十五第五項において準用する場合を含む。）、第四百四十四條の二十七第一項、第四百四十四條の三十第一項、第四百四十四條の三十五第一項及び第二項、第四百四十四條の四十九第一項、第五百五十一條第二項、第五百五十二條第一項、第六百六十五條第一項、第八百八十四條第二項、第九百九十八條第一項、第二百七十五條、第二百七十四條の二、第二百七十五條第二項並びに第二百八十三條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の二第一項から第五項まで（同条第一項から第三項までについては第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において、第三百十七條の二第四項については第七百三十四條第三項、第七百三十六條第三項及び附則第三十五條の三第十四項において、第三百十七條の二第五項については第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の六（第七百三十四條第三項及び第七百三十

、第五百五十一條第二項、第五百五十二條第一項、第六百六十五條第一項、第八百八十四條第二項、第九百九十八條第一項、第二百七十五條、第二百七十四條の二、第二百七十五條第二項並びに第二百八十三條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の二第一項から第五項まで（同条第一項から第三項までについては第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において、第三百十七條の二第四項については第七百三十四條第三項、第七百三十六條第三項及び附則第三十五條の三第十四項において、第三百十七條の二第五項については第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の六（第七百三十四條第三項及び第七百三十

六条第三項において準用する場合を含む。
（第三百十九条の二第三項及び第三百二十一条の五第三項（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第五項、第二十四項から第二十八項まで及び第三十九項（同条第一項、第二項、第四項、第五項及び第二十四項については第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十五項については第三百二十一条の十一第五項及び第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十六項から第二十八項まで及び第三十九項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八の二及び第三百二十一条の十三第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十五条（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十八条の五第二項、第三百二十八条の七第一項、第三百二十八条の十三第四項及び第

六条第三項において準用する場合を含む。
（第三百十九条の二第三項及び第三百二十一条の五第三項（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第五項及び第二十四項から第二十八項まで
（同条第一項、第二項、第四項、第五項及び第二十四項については第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十五項については第三百二十一条の十一第五項及び第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十六項から第二十八項まで については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八の二及び第三百二十一条の十三第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十五条（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十八条の五第二項、第三百二十八条の七第一項、第三百二十八条の十三第四項及び第

三百二十八条の十四（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十九条第一項（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百四十九条の四第六項及び第八項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条第三項、第七項及び第九項（同条第三項及び第七項については第七百三十四条第一項において、第三百六十四条第九項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条の二第二項及び第四項（同条第二項については第七百六条の三第三項、第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において、第三百六十四条の二第四項については第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）、第三百七十一条第一項及び第三百八十二条の三（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十三条

三百二十八条の十四（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十九条第一項（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百四十九条の四第六項及び第八項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条第三項、第七項及び第九項（同条第三項及び第七項については第七百三十四條第一項において、第三百六十四条第九項については第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条の二第二項及び第四項（同条第二項については第七百六条の三第三項、第七百三十四条第一項及び第七百四十五條第一項において、第三百六十四条の二第四項については第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）、第三百七十一条第一項及び第三百八十二条の三（これらの規定を第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十三条

(第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百八十九条第一項、第三百九十三条、第三百九十四条、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百十七条第二項、第四百十八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項(これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第四百四十六条第二項、第四百四十七条第一項、第四百五十七条第一項、第四百七十三条第一項、第二項及び第四項、第四百七十四条第一項、第四百七十五条、第四百七十六条第二項、第四百七十九条、第四百八十五条第一項、第五百二十二条並びに第五百三十九条第一項(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第五百九十九条第一項(第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六百条(第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六百五条、第六百十一条第一項及び第六百二

(第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百八十九条第一項、第三百九十三条、第三百九十四条、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百十七条第二項、第四百十八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項(これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第四百四十六条第二項、第四百四十七条第一項、第四百五十七条第一項、第四百七十三条第一項、第二項及び第四項、第四百七十四条第一項、第四百七十五条、第四百七十六条第二項、第四百七十九条、第四百八十五条第一項、第五百二十二条並びに第五百三十九条第一項(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第五百九十九条第一項(第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六百条(第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六百五条、第六百十一条第一項及び第六百二

<p> 十五條第一項（これらの規定を第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第六百八十条、第六百八十四条の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項（これらの規定を第七百三十四條第五項において準用する場合を含む。）、第七百條の五十五及び </p>
<p> 第七百條の六十四第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場 </p>

<p> 十五條第一項（これらの規定を第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第六百八十条、第六百八十四条の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項（これらの規定を第七百三十四條第五項において準用する場合を含む。）、第六百九十九条の十一、第六百九十九条の十二、第六百九十九条の二十三第一項、第七百條の六の四第四項及び第五項、第七百條の十一第二項及び第五項、第七百條の十四第一項並びに第七百條の十五第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百條の十六第四項（第一条第二項及び第七百條の十九第五項において準用する場合を含む。）、第七百條の二十の二第一項、第七百條の二十の二第二項、第七百條の二十二第一項、第七百條の二十二の五第一項及び第二項、第七百條の三十六第一項、第七百條の五十五並びに第七百條の六十四第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場 </p>

合を含む。）、第七百一条の四第二項、第七百一条の十六第一項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項、第七百二条の八第五項、第七百二十三條、第七百十八條第二項並びに第七百二十六條第一項（これらの規定を第七百三十五條第一項において準用する場合を含む。）、第七百三十三條の九、第七百三十三條の十四、第七百三十三條の十五第二項及び第七百三十三條の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五條において準用する場合を含む。）、第七百四十三條第三項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十條第一項、第二項及び第四項（同条第一項及び第二項については第七百五十四條において、第七百五十條第四項については第七百五十二條第三項及び第七百五十四條において準用する場合を含む。）、並びに第七百五十一條、第七百五十二條第一項及び第七百五十三條第二項（これらの規定を第七百五十四條において準用する

合を含む。）、第七百一条の四第二項、第七百一条の十六第一項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項、第七百二条の八第五項、第七百二十三條、第七百十八條第二項並びに第七百二十六條第一項（これらの規定を第七百三十五條第一項において準用する場合を含む。）、第七百三十三條の九、第七百三十三條の十四、第七百三十三條の十五第二項及び第七百三十三條の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五條において準用する場合を含む。）、第七百四十三條第三項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十條第一項、第二項及び第四項（同条第一項及び第二項については第七百五十四條において、第七百五十條第四項については第七百五十二條第三項及び第七百五十四條において準用する場合を含む。）、並びに第七百五十一條、第七百五十二條第一項及び第七百五十三條第二項（これらの規定を第七百五十四條において準用する

地方税法施行令	略	略	<p>場合を含む。)並びに附則第五条の四第三項及び第八項、第十五条の九第二項、第六項及び第十一項並びに第二十九条</p> <p>(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)</p>
地方税法施行令	略	略	<p>第二条第二項及び第五項(同条第二項については第一条及び第二条第六項において、同条第五項については第一条において準用する場合を含む。)、第六条の二の二(第一条において準用する場合を含む。)、第六条の二の三(第一条及び第六条の八第三項において準用する場合を含む。)、第六条の三第一項及び第二項(これらの規定を第一条及び第六条の三第三項において準用する場合を含む。)、第六条の四第一項(第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。)、第六条の六第一項及び第二項(これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。)、第六条の八第一項及び第二項(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)、第六条の十</p>

地方税法施行令	略	略	<p>場合を含む。)並びに附則第五条の四第三項及び第八項、第十五条の九第二項、第六項及び第十一項、第二十九条並びに第二十九条の六第二項(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)</p>
地方税法施行令	略	略	<p>第二条第二項及び第五項(同条第二項については第一条及び第二条第六項において、同条第五項については第一条において準用する場合を含む。)、第六条の二の二(第一条において準用する場合を含む。)、第六条の二の三(第一条及び第六条の八第三項において準用する場合を含む。)、第六条の三第一項及び第二項(これらの規定を第一条及び第六条の三第三項において準用する場合を含む。)、第六条の四第一項(第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。)、第六条の六第一項及び第二項(これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。)、第六条の八第一項及び第二項(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)、第六条の十</p>

第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第三十九条の十二、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四、第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の十一第二項並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十一第一項（第一条、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）。

第一項、第二項及び第三項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第三十九条の十二、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四、第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の十一第二項並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十一第一項（第一条、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）。

）並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）第六条の二十、第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項及び第八条の四第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）第九條の二第一項（第一条及び第四十八條の十二第一項において準用する場合を含む。）第九條の七第十六項及び第二十八項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）第九條の九の二第一項（第一条及び第五十七條の二において準用する場合を含む。）第二十四條の三第一項及び第三項（同条第一項については第一条、第二十四條の四の二及び第二十四條の五において、第二十四條の三第三項については第一条、第二十四條の四第五項、第二十四條の四の二、第二十四條の四の三第二項及び第二十四條の五において準用する場合を含む。）第二十四條の四第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条及び第二十四條の四の三第一項において準用する場合を含む。）第二十五條第一項（第一条及び第

）並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）第六条の二十、第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項及び第八条の四第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）第九條の二第一項（第一条及び第四十八條の十二第一項において準用する場合を含む。）第九條の七第十六項及び第二十八項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）第九條の九の二第一項（第一条及び第五十七條の二において準用する場合を含む。）第二十四條の三第一項及び第三項（同条第一項については第一条、第二十四條の四の二及び第二十四條の五において、第二十四條の三第三項については第一条、第二十四條の四第五項、第二十四條の四の二、第二十四條の四の三第二項及び第二十四條の五において準用する場合を含む。）第二十四條の四第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条及び第二十四條の四の三第一項において準用する場合を含む。）第二十五條第一項（第一条及び第

二十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条の十五第一項、第七項、第十三項及び第十七項、第四十三条の十七、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第一項、第四十八条の九の八第一項及び第四項並びに第四十八条の九の九（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第四十八条の十三第十七項及び第二十九項、第五十四条の四十二第一項、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十三第一項（第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三並びに附則第十五条の五第六項、第十六条の二第五項及び第十六条の二の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の四十六第五項、第五十四条の四十八第一項及び第五十四条の五十七第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）

二十九条第一項において準用する場合を含む。）、

第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第一項、第四十八条の九の八第一項及び第四項並びに第四十八条の九の九（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第四十八条の十三第十七項及び第二十九項、第五十四条の四十二第一項、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十三第一項（第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三並びに附則第十五条の五第六項、第十六条の二第五項及び第十六条の二の三第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十六第五項、第五十四条の四十八第一項及び第五十四条の五十七第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）並びに第五十六条の七第一項、第五十六条の

<p>地方税法施行規則</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>第一条の八、第二条の五第一項、第三条第一項及び第三条の三の二（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第三条の四（第一条及び第十条の二の五）第一条の二において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第五</p>
<p>並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十三項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）、第十一条の三第三項、第十二条第九項、第十二条の二第二十八項、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十五条の五第一項、第十三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項並びに第十六条の二の三第一項、第二項及び第四項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>	

	<p>八第一項、第五十六条の九第一項、第五十六条の十及び第五十六条の十二（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十二項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）、第十一条の三第三項、第十二条第九項、第十二条の二第三十項、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十四条の六第三項、第十五条の五第一項、第十三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項並びに第十六条の二の三第一項、第二項及び第四項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>
<p>地方税法施行規則</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>第一条の八、第二条の五第一項、第三条第一項及び第三条の三の二（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第三条の四（第一条及び第十条の二の五）第一条の二において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第五</p>

条の二（第一条において準用する場合を含む。）
 及び第七条第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）
 及び第八条の四（第一条及び第十六条の二の三において準用する場合を含む。）
 及び第八条の六（第一条及び第十六条の二の五において準用する場合を含む。）
 及び第八条の八（第十六条の三において準用する場合を含む。）
 及び第八条の九、第八条の十、第八条の二十八（証券、免税証、免税軽油譲渡届出書及び免税軽油譲渡承認書並びに免税軽油使用者証に係る部分を除く。）
 及び第八条の三十二第一項及び第二項、第八条の三十三から第八条の三十五まで、第八条の三十七、第八条の四十二第一項から第四項まで、第八条の四十五、第八条の五十一第一項並びに第十条第三項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）
 及び第十四条第一項（固定資産課税台帳、地方税法第三百八十一条第八項の規定によるみなす土地補充課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿に係

条の二（第一条において準用する場合を含む。）
 及び第七条第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）
 及び第八条の四（第一条及び第十六条の二の三において準用する場合を含む。）
 及び第八条の六（第一条及び第十六条の二の五において準用する場合を含む。）
 及び第八条の八（第十六条の三において準用する場合を含む。）
 及び第八条の九、第八条の十及び

第十

条第三項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）
 及び第十四条第一項（固定資産課税台帳、地方税法第三百八十一条第八項の規定によるみなす土地補充課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿に係

略	
略	<p>る部分を除く。) (第一条の三において準用する場合を含む。)、第十五条、第十五条の六第二項及び第三項 (これらの規定を第一条の三において準用する場合を含む。)、第十六条の四 (第一条)</p> <p>において準用する場合を含む。</p> <p>(並びに第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項 (これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。))</p>
略	
略	<p>る部分を除く。) (第一条の三において準用する場合を含む。)、第十五条、第十五条の六第二項及び第三項 (これらの規定を第一条の三において準用する場合を含む。)、第十六条の四、第十八条 (証券、免税証、免税軽油譲渡届出書及び免税軽油譲渡承認書並びに免税軽油使用者証に係る部分を除く。)、第十八条の六第一項及び第二項、第十八条の七、第十八条の八、第十八条の九、第十八条の十一、第十八条の十四第一項から第四項まで、第十八条の十七並びに第十八条の二十二第一項 (これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)</p> <p>(並びに第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項 (これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。))</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（市町村の廃置分合等があつた場合の普通交付税の額等の算定方法）</p> <p>第十条 当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度 の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が 変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年 の四月一日の属する年度の地方交付税法の規定に基づく普通交付税の額 、基準財政収入額並びに特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃 料譲与税、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金（地方自治法 第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。） にあつては、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金）の収 入見込額並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額（以下「普通交付 税の額等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。</p> <p>一 四 略</p> <p>2 略</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（市町村の廃置分合等があつた場合の普通交付税の額等の算定方法）</p> <p>第十条 当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度 の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が 変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年 の四月一日の属する年度の地方交付税法の規定に基づく普通交付税の額 、基準財政収入額並びに特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃 料譲与税、地方道路譲与税及び交通安全対策特別交付金（地方自治法 第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。） にあつては、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、 地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金）の収 入見込額並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額（以下「普通交付 税の額等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。</p> <p>一 四 略</p> <p>2 略</p>

附則第十五条による改正（地方税法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十年総務省令第四百一十一号））

改 正 案	現 行
<p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第七条の二の八中「統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条」を「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項」に、「指定統計」を「基幹統計」に改める。</p> <p>第七条の二の九中「統計法第二条」を「統計法第二条第四項」に、「指定統計」を「基幹統計」に改め、「額は、」の下に「地方税法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十年総務省令第四百一十一号）第十七条の規定による廃止前の」を加える。</p>	<p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第七条の二の八中「統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条」を「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項」に、「指定統計」を「基幹統計」に改める。</p> <p>第七条の二の九中「統計法第二条」を「統計法第二条第四項」に、「指定統計」を「基幹統計」に改め、「額は、」の下に「地方税法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十年総務省令第四百一十一号）第十七条の規定による廃止前の」を加える。</p> <p>第十七条の十二第二項中「統計法施行令（昭和二十四年政令第三百三十号）第七条」を「統計法第八条」に改める。</p>

改 正 案	現 行
<p>（総務室及び税務企画官） 第三十三条 略</p> <p>2 総務室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制（地方税、地方揮 発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税及 び航空機燃料譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等 所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関す る制度をいう。次号において同じ。）に係るものに関する事 二及び三 略 3及び4 略</p> <p>附 則</p> <p>（自治税務局企画課総務室の所掌事務の特例） 第十三条の二 当分の間、第三十三条の規定の適用については、「（地方 税」とあるのは、「（地方税（地方法人特別税を含む。以下同じ。））、 地方法人特別譲与税、地方道路譲与税」とする。</p>	<p>（総務室及び税務企画官） 第三十三条 略</p> <p>2 総務室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制（地方税、地方道 路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税及 び航空機燃料譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等 所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関す る制度をいう。次号において同じ。）に係るものに関する事 二及び三 略 3及び4 略</p> <p>附 則</p>